甲斐市国土強靱化地域計画（素案）

【令和９年３月改定版】

「強く、しなやかな生活快適都市」

令和９年度～令和13年度

甲斐市

令和９年３月

目 次

第１章 計画の概要 1

1 計画策定の趣旨 1
2 計画の位置づけ 1
3 地域防災計画との関係 2
4 基本的な進め方 3
5 計画期間 3

第２章 甲斐市の地域特性 4

1 地勢 4
2 気候 5
3 土地利用 6
4 地形・地質 7
5 人口 8
6 産業 9

第３章 災害の歴史 11

1 地震 11
2 風水害・雪害 11

第４章 災害の危険性 12

1 地震 12
2 風水害・雪害 14
3 土砂災害 15
4 その他 15

第５章 基本的な考え方 16

1 市の目指すべき姿 16
2 基本的な展開方法 16
3 本市において特筆すべき点 19
4 想定するリスクの設定 20
5 基本目標 20
6 事前に備えるべき目標の設定 21
7 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 22
8 施策分野の設定 23

第６章 リスクシナリオ毎の脆弱性評価と対応する取組 24

【事前に備えるべき目標 1.】あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ 24

【事前に備えるべき目標 2.】救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ……29
【事前に備えるべき目標 3.】必要不可欠な行政機能を確保する……34
【事前に備えるべき目標 4.】経済活動を機能不全に陥らせない……36
【事前に備えるべき目標 5.】交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる……38
【事前に備えるべき目標 6.】社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する.41

第７章 各取組の具体的内容……45

第８章 重点的に進める取組・重要業績指標……104

1 特に回避すべき最悪の事態……104
2 重要業績指標（KPI）……106

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

東日本大震災や想定を超える豪雨など、近年の大規模自然災害による経験を通じ、平時から自然災害に備えるための総合的な対策の必要性が認識されるようになったことを受け、国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、平成 26 年６月に国土強靱化基本計画を策定しました。（令和５年７月改定）

また、山梨県はこの基本法に基づき、平成 27 年 12 月に県土の強靱化を推進するための山梨県強靱化計画を策定しました。（令和６年３月改定）

本市周辺は、信玄堤が築かれたことでも分かるように、日本三大急流の一つである富士川（釜無川）による水害と長く闘ってきた歴史があり、その他の中小河川においても浸水による被害、また、市北部の中山間地域では、土砂災害警戒区域等での土砂災害、更に、南海トラフや活断層による地震等の自然災害が発生するおそれがあります。

これらのいかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命を最大限に守り、地域経済が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復し、災害に強く安心して暮らすことができる「強さ」と「しなやかさ」を持った社会の構築を目指し、甲斐市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき、本市における国土強靱化施策を推進する上で「地域防災計画」をはじめとする分野別計画の指針となる計画であり、市の最上位計画である「第３次甲斐市総合計画前期基本計画」と整合・調和を図り策定するものです。

また、災害の軽減は、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、県、市、公共機関、市民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものであります。

そのため、基本法第 14 条では、国及び県計画との調和を図ることとなっており、国及び県が策定した計画を踏まえた上で、本市の地域特性や取り組み状況を考慮し策定します。

図　１　甲斐市国土強靱化地域計画の位置づけ

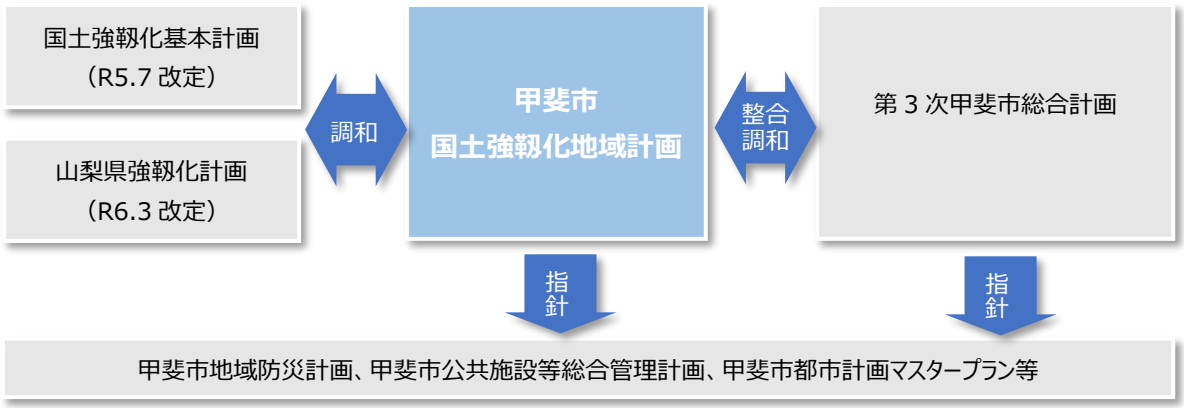

３　地域防災計画との関係

本計画は、発生しうる災害のリスクを見極め、最悪の事態に陥ることが避けられるように、それぞれの分野（担当）別に、事前の具体的施策を定めたものであり、災害に強いまちづくりを進めるための実行計画です。

一方で、地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、発災時、発災後の応急対策や復旧・復興対策等について定めたものです。

両計画はどちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靭化を目指す必要があります。

図　２　強靭化地域計画と地域防災計画の関係

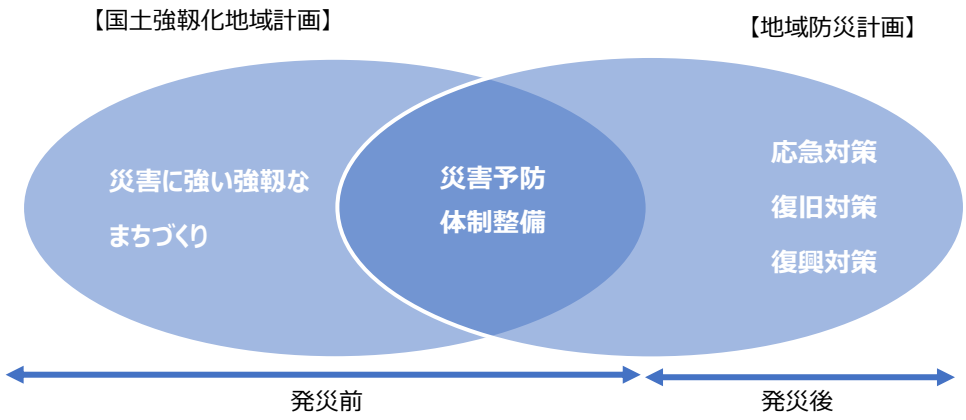

４　基本的な進め方

本計画は、国の計画策定ガイドラインに基づき、下図の STEP１から STEP４のプロセスに沿って策定していきます。また、計画の実施においてはアクションプランを設定し、それに基づいた計画的な推進を図っていきます。

また、PDCA サイクルを繰り返して取り組みを推進し、社会情勢の変化等を踏まえ、継続的な改善を図りながら、必要に応じて計画内容を見直します。

図 3　計画策定の進め方

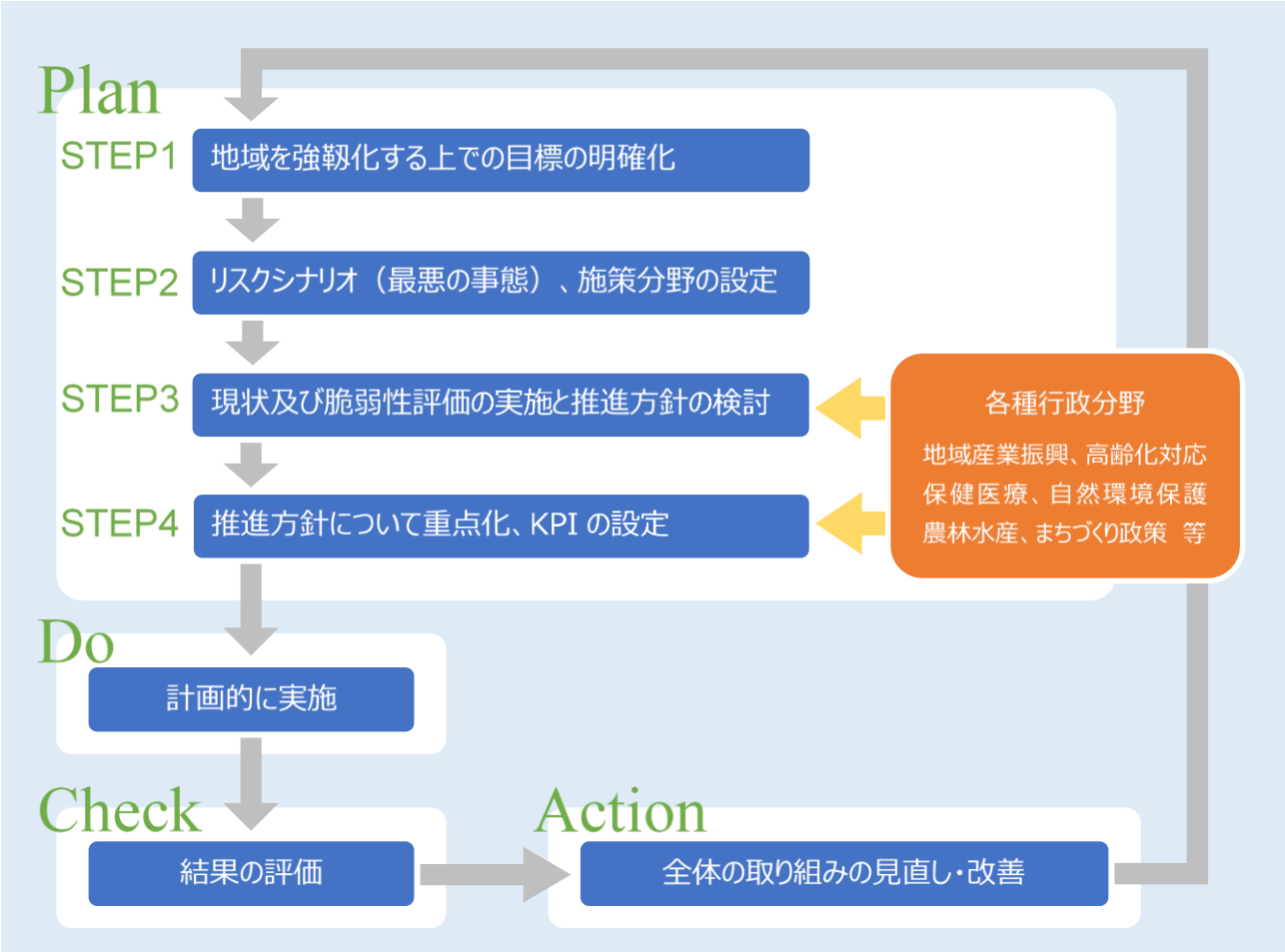

５　計画期間

計画期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とし、PDCA サイクル及び社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第２章　甲斐市の地域特性

１　地勢

本市は、山梨県の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市・南アルプス市に隣接しており、南北に長細い地形となっています。北部は森林資源の豊富な山岳や丘陵地帯、中南部は市街地が形成されており、西側には釜無川、東側には荒川が流れています。

本市は、平成 16 年 9 月、北部の旧中巨摩郡敷島町、西部の旧北巨摩郡双葉町、南部の旧中巨摩郡竜王町の 3 町が合併して誕生し、概ね東経 138 度 28 分から 138 度 34 分、北緯 35 度 37 分から 35 度 48 分にあり、面積は 71.95 平方キロメートルで、山梨県全体の面積の 1.6%を占めています。

本市から50キロメートル圏内には、県東部の一部を除いたほとんどの県域が入り、100キロメートル圏内には、東京都の世田谷区付近まで、150 キロメートル圏内には、東京都、埼玉県、神奈川県、静岡県、長野県および群馬県のほぼすべての区域が含まれます。

交通体系は、JR 中央本線が東西を貫き、中央自動車道、中部横断自動車道、国道 20 号、国道 52 号を主要道路として構成されています。近年では、双葉サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置をはじめ、中部横断自動車道における山梨―静岡間の全線開通、新山梨環状道路北部区間の計画進行など、市内外を結ぶ道路整備が進展し、道路交通の結節点として重要な役割を果たしています。

図 4 甲斐市位置図



２　気候

夏は蒸し暑く、冬は寒さが厳しい内陸型気候で、年間平均気温は約 15℃ですが、地形が南北に長く標高差もあるため、南部と北部ではかなり気温差が大きく、年間を通じて約 10℃程度の格差があります。

また、降水量については、暖候期には風が弱く、比較的多い傾向であり、寒候期には北西の季節風が強く、少ない傾向となっており、年間降水量 1,160mm 程度となっています。

年間平均気温は上昇傾向にあり、近年は、夏場には 35℃を超える猛暑日や、猛烈な豪雨が頻発する一方で、平成 26 年 2 月には 1mを超える積雪を観測するなど、本市においても地球温暖化に起因すると思われる異常気象が発生しています。

図 5　月別平均気温と降水量（観測地点：甲府）

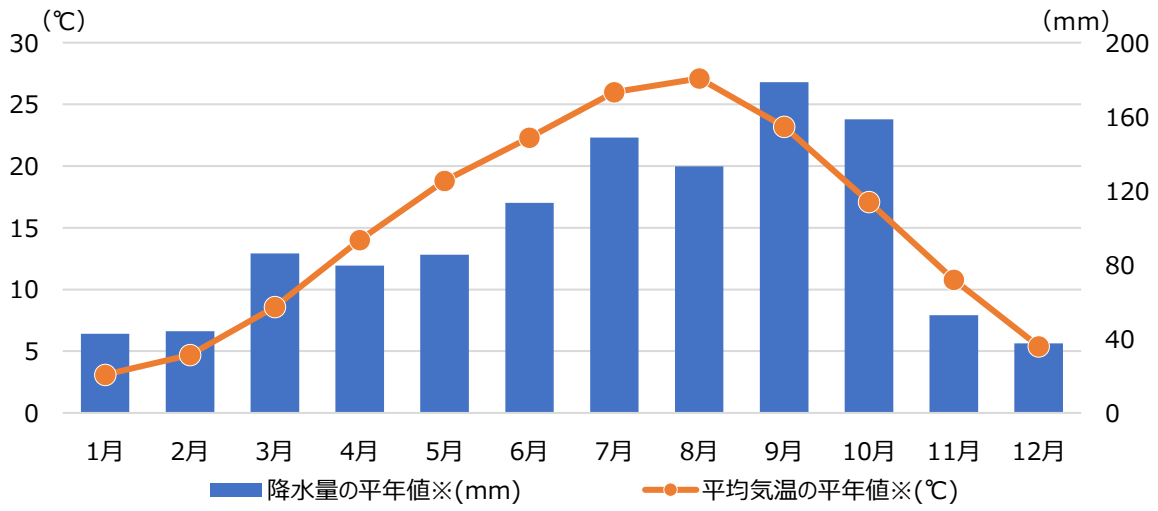

出典：甲府地方気象台データをもとに作成

※平年値:1991 年～2020 年の 30 年間について算出した累積平均値

図 6　年間平均気温　1895 年－2024 年（観測地点：甲府）

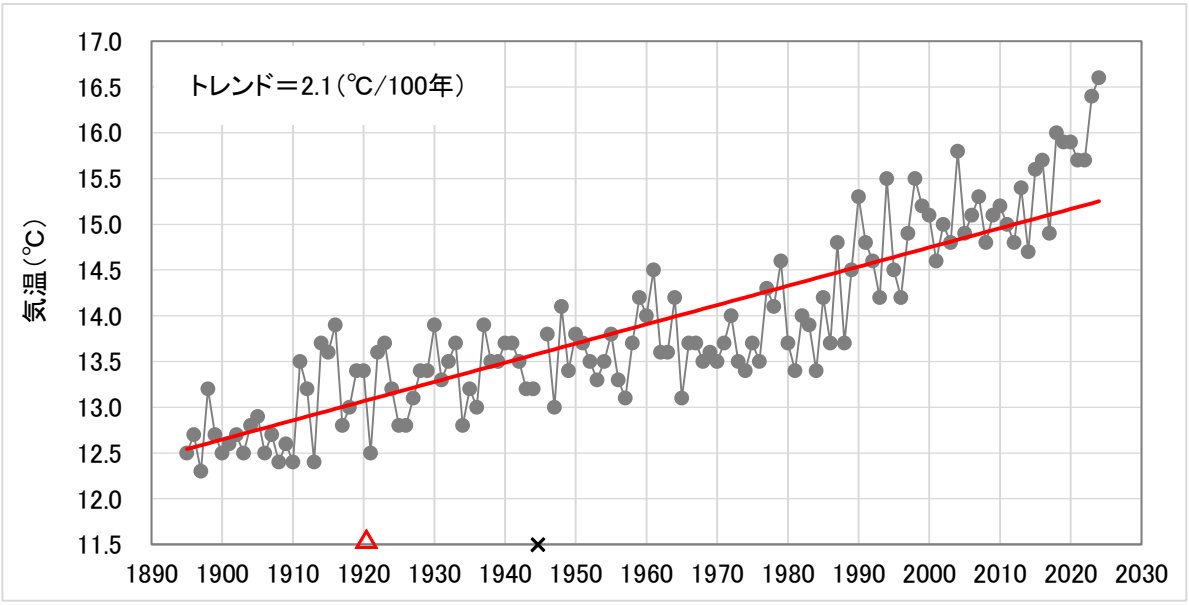

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

３　土地利用

北部の山間部は、豊かな自然環境が広がっていますが、手入れがされずに荒廃した山林が見受けられます。中南部の平坦地や丘陵地には市街地が形成され、その周囲に田園集落や優良農地が広がっていますが、近年は耕作放棄地が増えつつあります。

市街地は、住居系の土地利用が多く、その中に商業系や工業系の建物が点在し、農地も混在していますが、このうち住居系については、全国的に少子・高齢化が進んでいる中で、本市の人口は微増傾向にあり、現在でも宅地開発の需要が多くみられます。

図 7　土地利用現況図

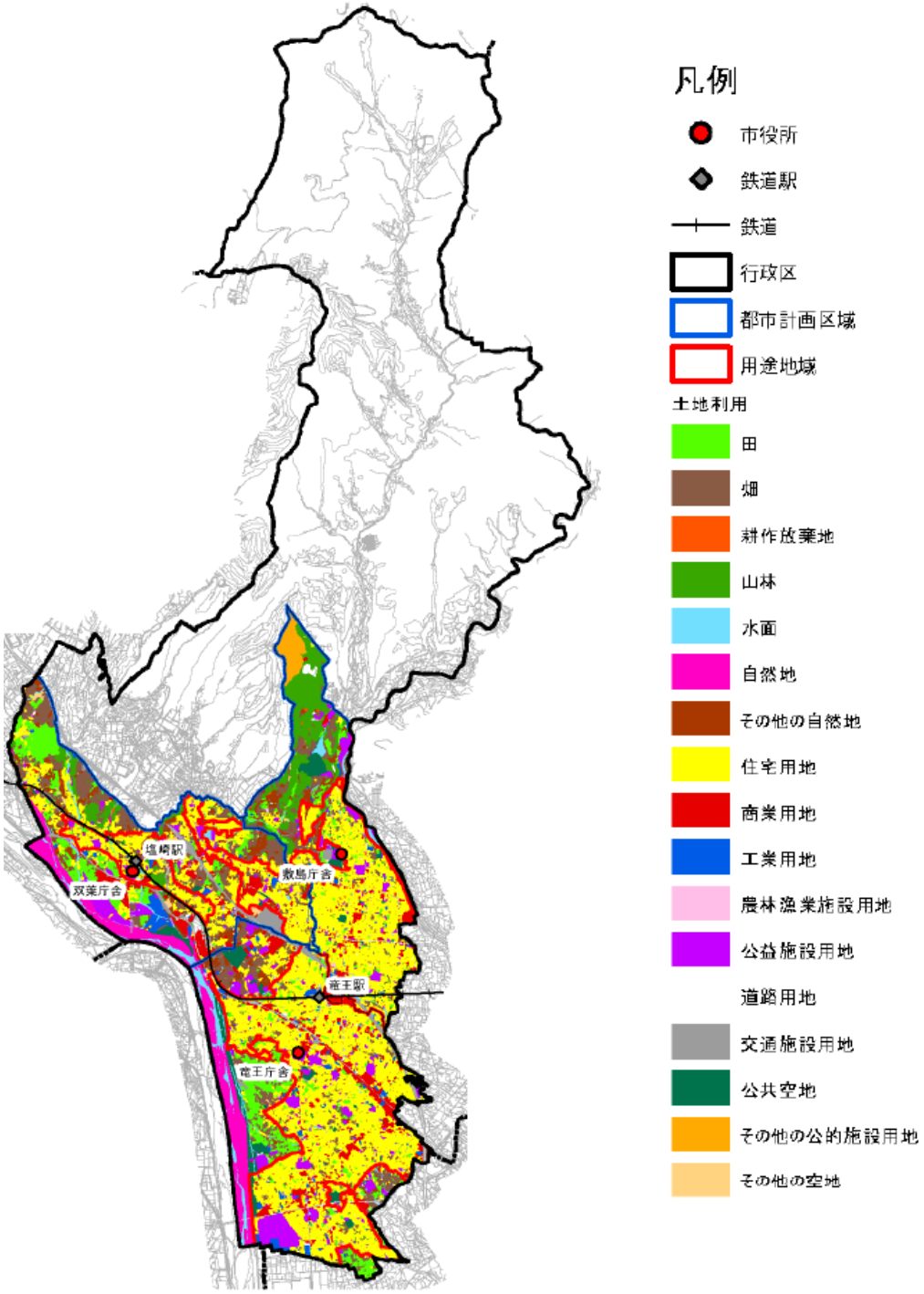

出典：甲斐市立地適正化計画（令和６年３月）

４ 地形・地質

甲府盆地は、北部を除き断層によって形成された崖に囲まれている構造盆地であり、盆地床は北西側から流下する釜無川及び北東から流れる笛吹川の二大河川によって運搬された岩石、砂礫（れき）によって埋め立てられ、扇状地性の低地となっています。

本市の中南部は平坦地や丘陵地、北部は山地が広がっており、平坦地は釜無川や荒川等の氾濫によって堆積した土砂等によって形成され、丘陵地は更新世における黒富士火山の火山灰、火山礫が火砕流として押し出され堆積しています。

また、河川上流部では、構成する花崗岩類、安山岩、粘板岩を原料とする砂礫からなり、上位は砂分の割合が高くなっています。昇仙峡の地域は花崗岩が風化して山砂化が進み、軟弱地盤が広く分布しています。

図 ８ 山梨県の地質概略図

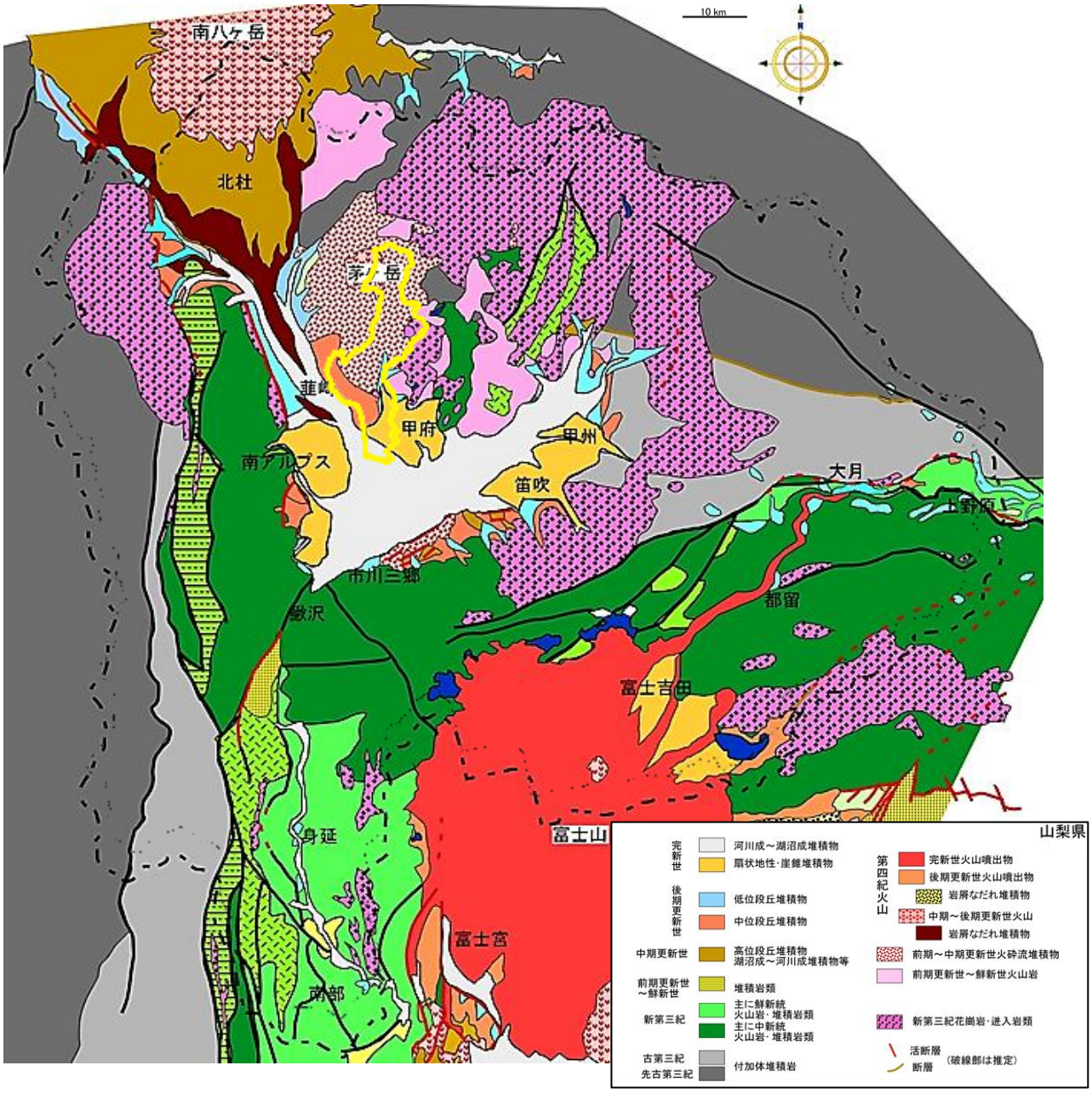

出典：富士山科学研究所 HP「山梨県の地質概略図」を加工して作成、甲斐市を黄線で縁どり

5　人口

本市では、高度経済成長期以降、インフラ整備が急速に進められ、甲府市へ通勤する住宅地として人口は著しく増加しました。バブル期以降もわずかながら人口増加は続き、平成 16 年の合併により約７万４千人の甲斐市が誕生しました。その後も人口は微増傾向で、令和７年では、75,507 人となっています。

図 9　総人口と年齢３区分別の人口の推移（国勢調査）

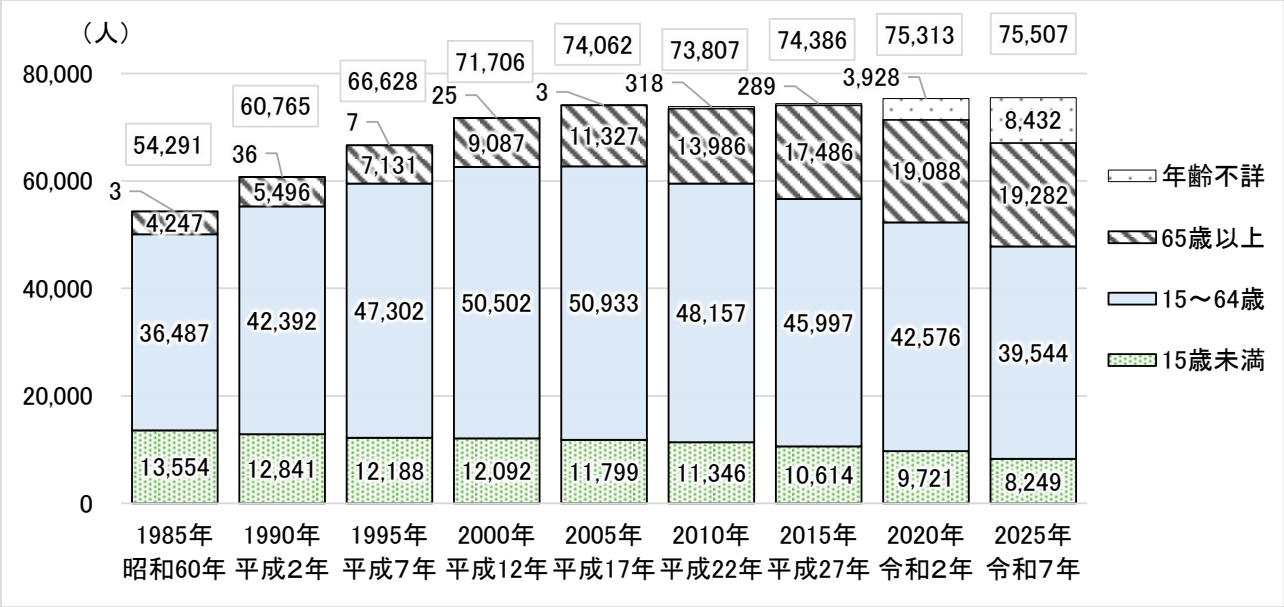

出典：国勢調査をもとに作成

甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 6 年度改訂版）では、独自の将来人口推計を行い、中長期的な目標人口として令和 42 年に約 68,000 人強の人口を維持することを目標としています。

図 10　将来人口推計

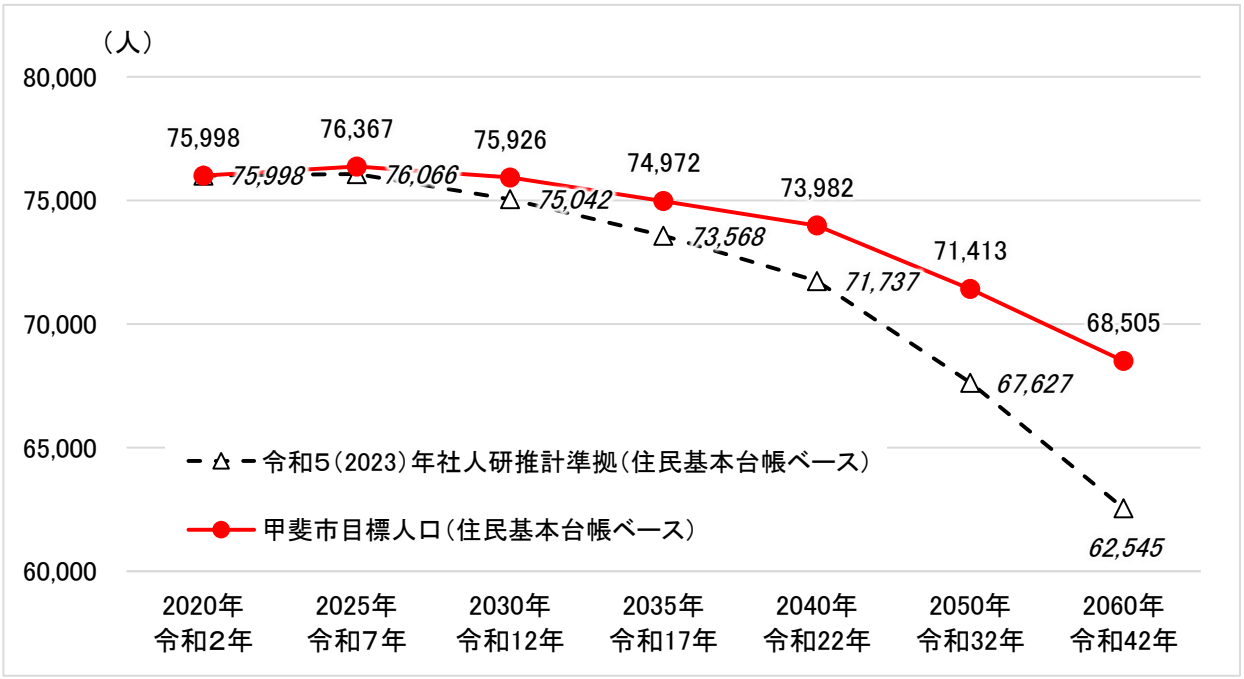

出典：甲斐市人口ビジョン（令和 6 年度改訂版）

6 産業

市内で従業している男女別の主要産業別従業人口についてみると、男性は製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、建設業となっています。女性は医療・福祉が最も多く、次いで卸売業・小売業、製造業と続いています。

図 11 男女別主要産業別従業人口（令和７年度）

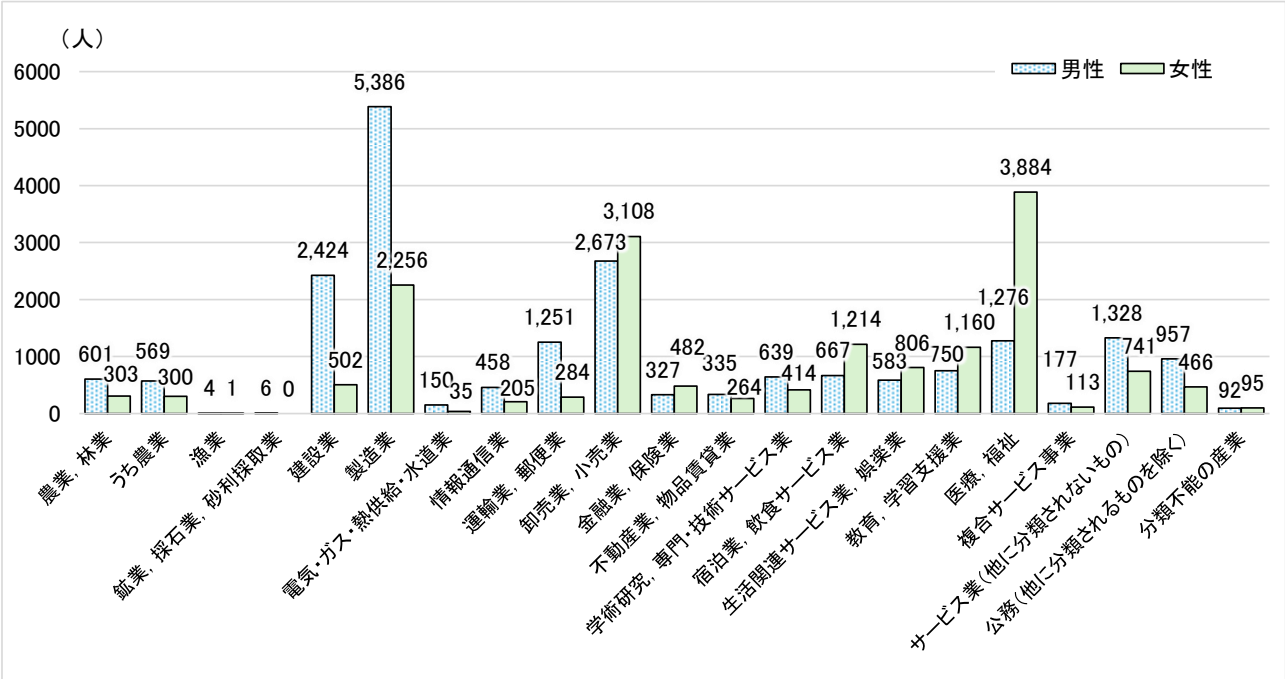

出典：国勢調査をもとに作成

産業別特化係数についてみると、男性・女性ともに製造業などが高くなっています。

図 12 産業別特化係数（令和７年度）

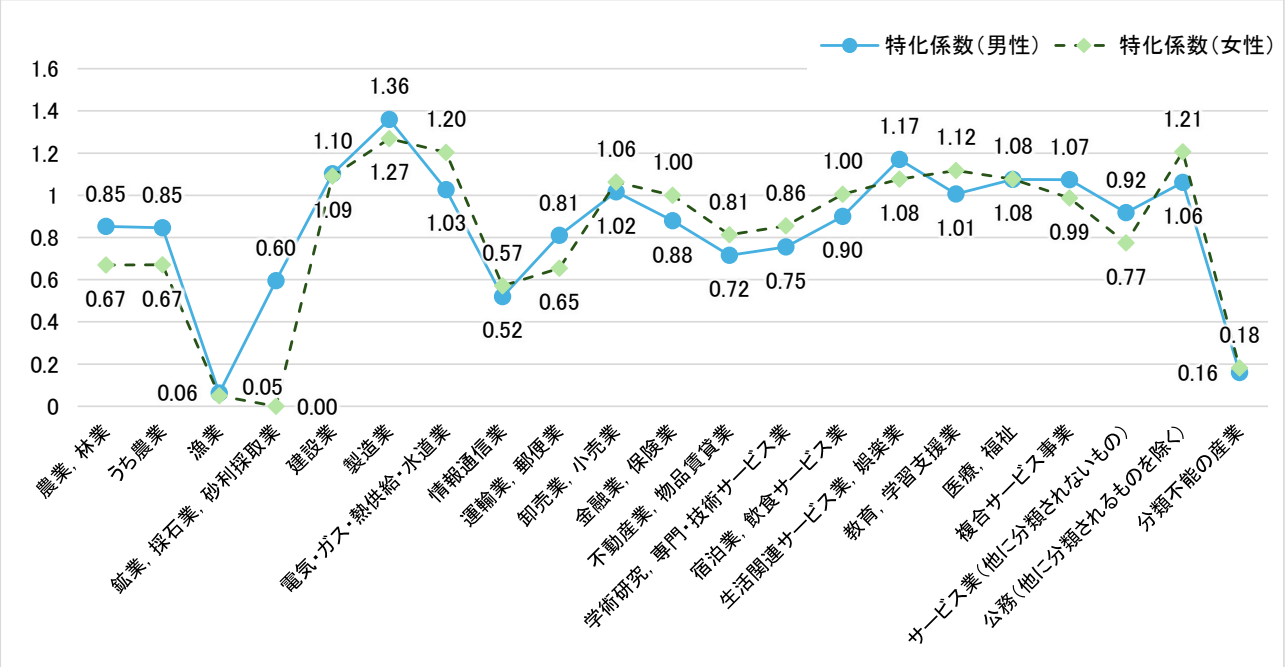

出典：国勢調査をもとに作成

主要産業従業者の年齢階級別構成比をみると、農業、林業において 60 歳以上の占める割合が高く（男性 62.4%、女性 65.0%）、30 歳代までの若い世代が最も多いのは医療・福祉（男性 40.8%、女性 37.1%）となっています。

図 13 主要産業従業者の年齢階級別構成比（令和７年度）

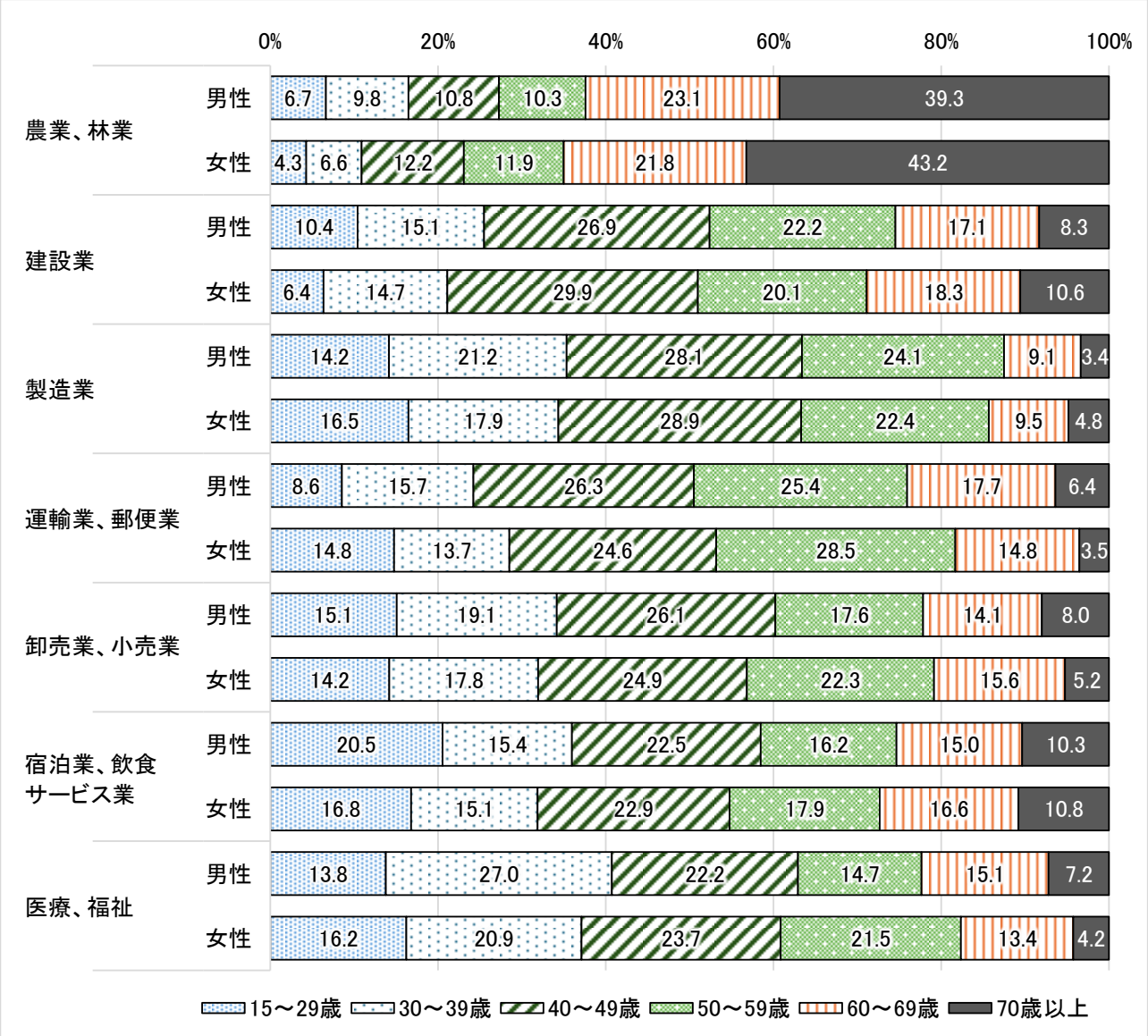

出典：国勢調査をもとに作成

第３章　災害の歴史

明治以降の本市における主な災害は以下のとおりです。

1　地震

時期	種別	地震規模、震央及び震度
大正 12 年 9 月	関東大震災	M7.9（震央相模湾）、震度 6（甲府市）
大正 13 年 1 月	丹沢地震	M7.3（震央神奈川県）、震度 6（甲府市）
昭和 19 年 12 月	東南海地震	M7.9（震央熊野灘）、震度 5（甲府市）
昭和 51 年 6 月	山梨県東部地震	M5.5（震央山梨県東部）、震度 3（甲府市）
昭和 58 年 8 月	山梨県東部地震	M6.0（震央山梨県東部）、震度 4（甲府市）
平成 8 年 3 月	山梨県東部地震	M5.8（震央山梨県東部）、震度 3（甲府市）
平成 23 年 3 月	東日本大震災	M9.0（震央宮城県沖）、震度 4（甲斐市）
令和 8 年 6 月	山梨県東部・ 富士五湖地震	M5.6（震央山梨県東部）、震度 4（甲斐市）

2　風水害・雪害

時期	種別	地区	被害状況
明治 29 年 9 月	台風	竜王地区	釜無川の信玄堤が決壊 旧玉幡村で流出家屋 500 戸、死者 33 人
明治 31 年、32 年	台風	竜王地区	復旧工事中の信玄堤が破壊
明治 39 年 7 月	大雨	敷島地区	清沢川（亀沢川）が氾濫 清川小学校周辺及び中下地区で家屋の流出
明治 43 年	台風	敷島地区	荒川の堤防が決壊し千松橋が流出
明治 44 年 8 月	台風	竜王地区	釜無川の信玄堤が決壊
昭和 10 年 10 月	大雨	敷島地区	河川が決壊、流出家屋 3 戸
昭和 11 年 10 月	大雨	敷島地区	荒川の堤防が決壊、千松橋が流出
昭和 23 年 9 月	台風	竜王地区	貢川の堤防が決壊
昭和 25 年 8 月	台風	竜王地区	貢川の堤防が決壊
昭和 34 年 8 月	台風 7 号	竜王地区	釜無川が増水 家屋の全壊 40 戸、半壊等約 100 戸、強風により神社仏閣等の大木倒伏、死者 3 人
		敷島地区	河川が氾濫、家屋全壊 33 戸、半壊 46 戸、死者 1 人
		双葉地区	家屋全壊 13 戸、半壊 9 戸、菖蒲沢道祖神橋流出、宇津谷雑子石頭首工流出、耕地の流出
昭和 34 年 9 月	台風 15 号	竜王地区	家屋の倒壊 65 戸、半壊等 300 棟、死者 2 人
		敷島地区	敷島、睦沢地区の被害甚大、家屋全壊 17 戸、半壊 50 戸
		双葉地区	土石流による家屋の全壊、耕地の損失、頭首工の流出
昭和 40 年 9 月	台風 26 号	竜王地区	床下浸水 104 戸
昭和 48 年 4 月	林野火災	敷島地区	御岳昇仙峡の羅漢寺山より出火、消防団により消火作業 7 日間
昭和 57 年	台風 10 号 台風 18 号	敷島地区	昇仙峡で山崩れにより道路寸断、荒川決壊
平成 3 年 9 月	台風 18 号	敷島地区	獅子平地区で県道へ土砂流出
平成 12 年 9 月	大雨	敷島地区	亀沢及び清川地区護岸崩落、家屋全壊 1 戸、半壊 2 戸 千田林道が 200mにわたり崩壊
平成 26 年 2 月	大雪	全域	甲府で 114 ㎝の積雪を観測 カーポート、農業用施設等の倒壊多数
令和元年 10 月	台風 19 号	双葉地区	双葉水辺公園の流出
令和 6 年 8 月 7 日	大雨	全域	床上浸水 6 件、床下浸水 4 件、勧進橋護岸崩落、道路陥没等

第４章　災害の危険性

１　地震

山梨県内に被害を及ぼす地震は、主に相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する内陸型地震があり、主要な活断層は、長野県北西部から甲府盆地の西縁にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯と、甲府盆地南縁に延びる曽根丘陵断層帯があります。

本市を含む県内 25 市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。このほか、本市は含まれていないものの、県内 14 市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定され、隣接する甲府市は指定されていることから、南海トラフ地震と同様の備えが必要です。

プレート間地震として発生した安政元年（1854 年）の安政東海地震（M8.4）では、県内の大半が震度６相当となり、甲府では町屋の７割、鰍沢では住家の９割が潰れたとされ、また昭和 19 年（1944 年）の東南海地震（M7.9）では、県内で家屋の全半壊などの被害が生じました。

また、相模トラフ沿いのプレート間地震として発生した大正 12 年（1923 年）の関東大震災（M7.9）では、県東部が震度６となり、県内で死者 20 人、多数の家屋全壊などの被害が生じました。

県東部の深さ 10～30ｋｍの場所では、伊豆半島をのせたフィリピン海プレートの衝突に起因するとみなされる定常的で活発な浅い地震活動により、Ｍ５～６クラスの地震が度々発生し、昭和 58 年（1983 年）の県東部の地震（M6.0）では、大月市においてブロック塀が崩れるなどして、死者１名や家屋の全半壊などの被害が生じています。

図 14　山梨県の地震活動の特徴

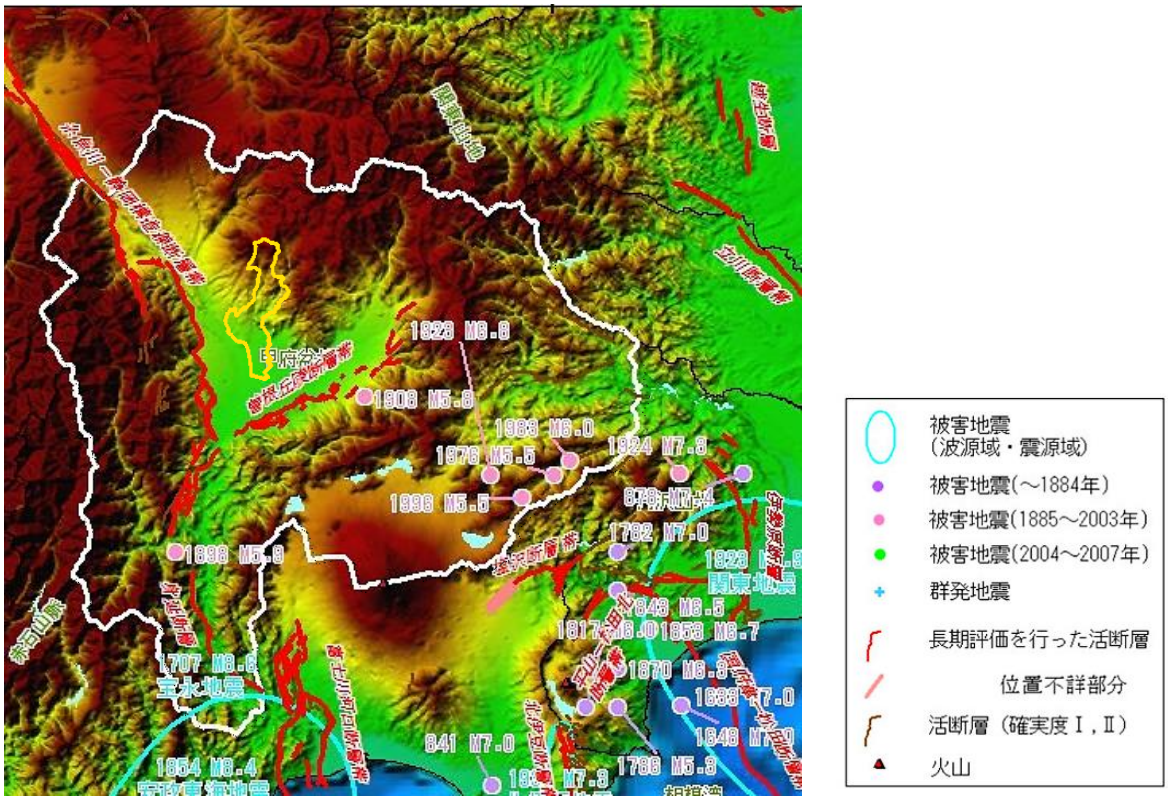

出典：政府地震調査研究推進本部 HP「山梨県とその周辺の主な被害地震」を加工し作成、甲斐市を黄線で縁どり

山梨県地震被害想定調査結果（令和 5 年 5 月 26 日発表）によれば、南海トラフの巨大地震を想定した場合の地震動の予測結果は以下のとおりとされており、本市では南部を中心に震度 6 弱以上の揺れが想定されています。

図 15 南海トラフの巨大地確率論的地震動予測地図

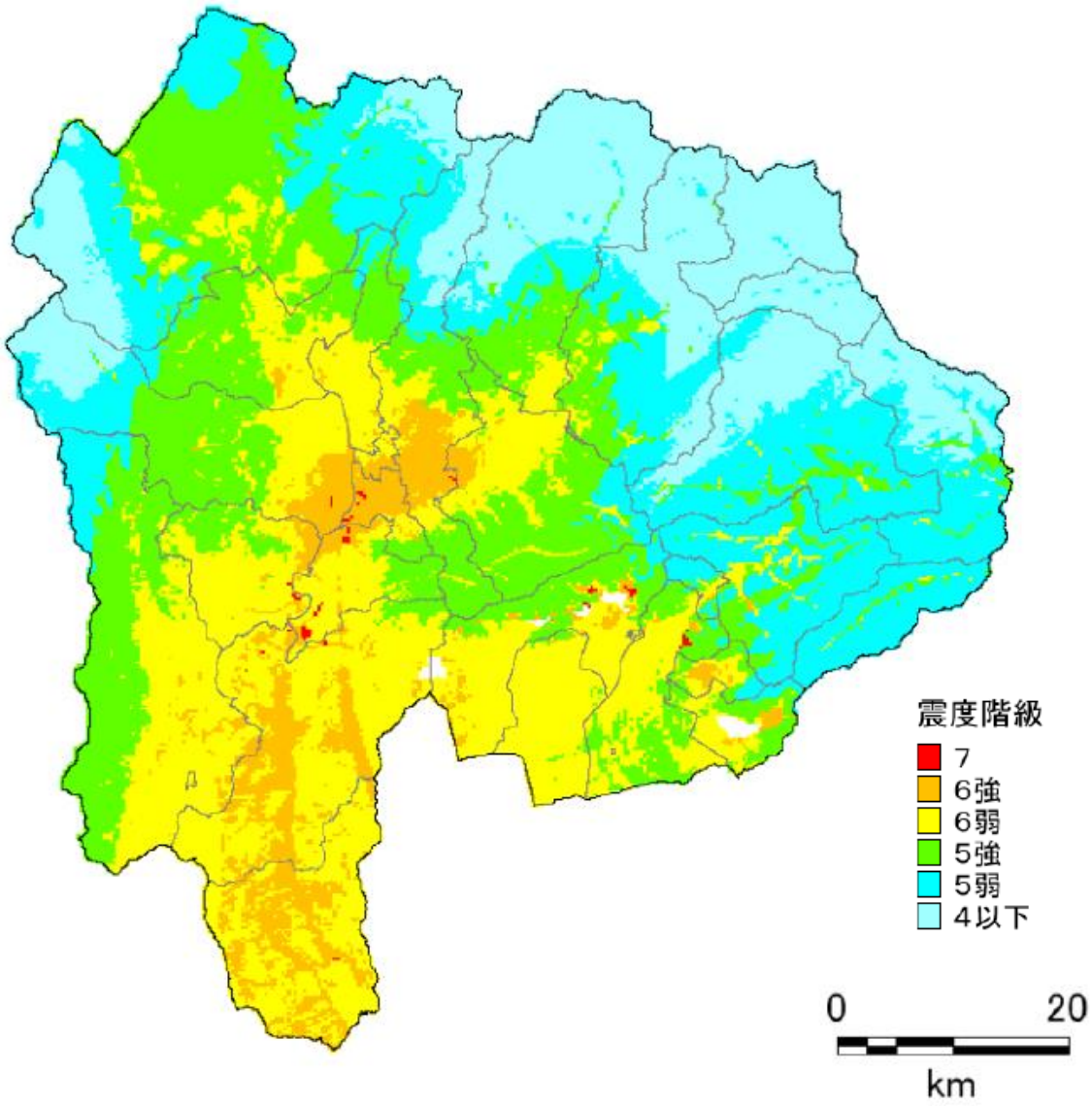

2 風水害・雪害

南部地区を中心に、洪水浸水想定区域が広がり、日本三大急流のひとつである富士川（釜無川）をはじめ、市内を流れる河川において、過去に浸水被害が繰り返し発生してきました。

古くは日本武尊や行基菩薩の時代から、甲府盆地一帯が湖水となったことが伝えられています。戦国時代、武田信玄は釜無川に信玄堤を築造し、甲府盆地一帯の治水を行いましたが、天文 11 年（1542 年）の釜無川、御勅使川の大氾濫が信玄堤の着工の経緯になったと言われています。

明治期以降になると上流山林の開発等により、釜無川だけでなく、貢川、荒川、塩川などの河川の氾濫や堤防の決壊による被害がたびたび発生しています。特に昭和 34 年（1959 年）の台風７号と台風 15 号（伊勢湾台風）では、暴風雨や土砂災害により県下で死者 31 名、行方不明者 25 名、全半壊約 1,200 戸という甚大な被害があり、市内でも多数の家屋の全半壊や土石流の発生等の被害が発生しました。

近年の事例として、令和元年 10 月の台風 19 号では、市として初めて災害対策本部を設置し、指定避難所 22 箇所全てを開設しました。幸い、人的な被害はなかったものの、双葉水辺公園の一部流出やがけ崩れなどの被害が発生しました。また、令和６年８月には、夜間に雷を伴った豪雨が降り続き、道路の陥没やブロック塀の倒壊、建物内への浸水のほか、市内を流れる貢川の護岸崩落などの被害が生じました。

最新のハザードマップでは、平坦部である中南部の広範囲に、３ｍ未満の洪水浸水想定区域が広がり、場所によっては 10m未満の区域も想定されています。

また、近年増加傾向にある豪雨により、内水氾濫の発生による浸水被害が懸念されています。

雪害については、観測地点がある甲府において、平成 10 年１月に当時の観測史上最大となる積雪 49 ㎝を記録しましたが、平成 26 年 2 月には、それまでの記録を大幅に更新する 114 ㎝の積雪を観測し、本市でもカーポートや農業用施設などの建物被害が多数発生しました。

令和元年台風 19 号接近時の釜無川の様子



令和６年８月７日 短時間集中豪雨による被害（貢川）



３　土砂災害

本市では、北部の中山間地において、土石流及び急傾斜地崩壊による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されています。

過去には、台風等の大雨に伴い、清川、亀沢川、六反川、東川、坊沢川等における氾濫や土石流のほか、がけ崩れによる土砂災害がたびたび発生しています。

近年では、平成 12 年９月の記録的な大雨の影響で、敷島地区において、亀沢及び清川地区の護岸崩落による家屋流出や、千田林道崩壊による集落の孤立などが発生しました。

４　その他

その他の災害として、火山噴火が想定されます。火山噴火については、溶岩流や噴石などが本市に及ぼす影響は少ないと考えられますが、火山灰による降灰堆積が発生するおそれがあり、富士山ハザードマップ（改定版）によると、本市では２㎝の降灰が予測されています。

また、複数の自然災害が同時発生することも想定されます。

図 16　降灰の可能性マップ

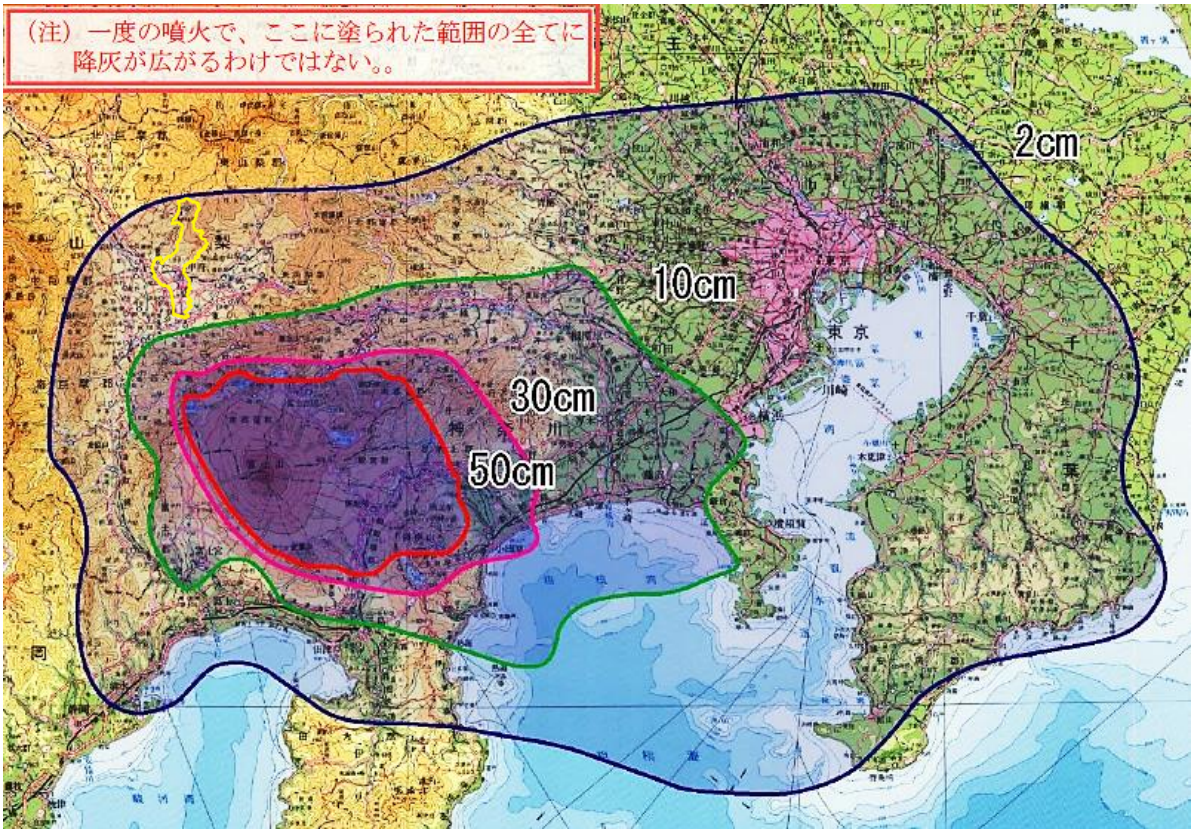

出典：富士山ハザードマップ（改定版）を加工し作成、甲斐市を黄線で縁どり

第５章　基本的な考え方

１　市の目指すべき姿

本市の最上位計画である「第 3 次甲斐市総合計画」では、本市の目指すべき姿として「緑と活力あふれる生活快適都市」を掲げています。

また本計画は、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命を最大限に守り、地域経済が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復し、災害に強く安心して暮らすことができる「強さ」と「しなやかさ」を持った社会の構築を目指すことを趣旨としています。

これらを踏まえて本市では、本計画の策定を通じて、以下のとおり目指すべき姿を設定します。

強く、しなやかな生活快適都市

２　基本的な展開方法

国の「国土強靭化基本計画（令和 5 年 7 月）」、山梨県の「山梨県強靭化計画（令和 6 年 3 月）」を踏まえ、強靭化政策の展開方向は以下のとおりとします。

分類	配慮すべき観点	概要
（１）市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	１）被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備	事前防災を基本に、河川・土砂・浸水対策など地域の防災インフラを計画的に強化し、災害時の被害を最小化する。
	２）予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策	予防保全を前提に、点検・補修の効率化や広域的なインフラ管理を進め、老朽化によるリスクを低減する。
	３）既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化	水門・樋門・ダムなどの操作を自動化・遠隔化し、災害時の対応を迅速・確実にする。
	４）避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化	学校・公園など地域拠点の避難所機能を高め、環境改善と耐震・浸水対策を進める。
	５）自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用	自然環境を活かした防災・減災（グリーンインフラ・NbS）を推進し、地域の持続性と魅力を高める。
	６）建設・医療をはじめ国土強靭化に携わるあらゆる人材の育成	建設・医療など防災を支える人材の確保・育成を進め、災害対応力を強化する。
（２）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化	１）壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強	公共・民間施設の耐震・耐水・耐風性能を高め、災害時の直接死を最大限防ぐ。
	２）人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備	孤立を防ぎ、人員・物資輸送を確保するため、交通ネットワークの耐災害性向上と代替経路の確保、防災拠点の整備を進める。

	３） 予防保全型メンテナンスへの本格転換など交通・通信・エネルギーインフラ施設の老朽化対策	交通・通信・エネルギーなどのライフラインを予防保全型で維持管理し、広域的・効率的なメンテナンスを進める。
	４） 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保	非常用電源や多様な通信手段を確保し、災害時でも通信が途絶えない体制を整える。
	５） 災害や海外情勢の変化にも強靭なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給	再生可能エネルギーや分散型電源の活用、水資源の強靭化、食料供給体制の確保により、有事でも途絶えにくい地域のエネルギー・食料・水供給を維持する。
（３）デジタル等新技術の活用による強靭化施策の高度化	１） 事前防災、地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有	気象・河川・土砂などの防災情報をデジタルで高度化し、予測精度向上と住民への分かりやすい情報提供を進める。
	２） 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット、ドローン、AI 等）を最大限活用	ドローン・ロボット・AI などを活用し、災害情報収集・救助活動・物資輸送を迅速化し、住民との情報共有を強化する。
	３） 災害時における個人確認の迅速化・高度化	災害時の安否確認や個人情報の照合をデジタル技術で迅速・正確に行う。
	４）デジタルを活用した地域の安全・安心の確保	都市モデルや建築 DX などを活用し、防災まちづくりや老朽化対策を進め、安心して暮らせる地域を形成する。
	５） 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理	クラウドやオフライン媒体を活用し、災害時でも行政・地域の重要データを失わない体制を整える。
	６）デジタルを活用した交通ネットワークの確保	デジタル活用による道路・鉄道の異常検知や交通情報の迅速化により、災害時の交通・物流の安全性を確保する。
	７）その他様々な地域の課題をデジタルで解決	平時から使い慣れたデジタルツールを普及させ、災害時にも途切れない情報共有を可能にする。
（４）災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化	１） サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造	企業の BCP 策定や防災投資を支援し、地域産業のサプライチェーンを複線化・分散化して災害に強い産業構造を形成する。
	２） 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援	民間施設でも災害時の情報伝達と早期避難が確実に行えるよう、訓練・設備整備を支援する。
	３） 防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化	PPP/PFI や寄附・企業版ふるさと納税等を活用し、民間の資金・技術を防災投資に取り込み、官民連携でインフラの強靭化を進める。
	４） 医療の事業継続性確保の支援	災害時でも医療提供が途切れないよう、医療機関の事業継続体制を強化する。

（５）地域における防災力の一層の強化	１）避難生活における災害関連死の最大限防止	避難所・仮設住宅の環境改善と心身のケア体制を整え、避難生活の長期化による健康悪化を防ぐ。
	２）地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上	住民・行政・企業が日頃から顔の見える関係を築き、訓練や情報共有を通じて地域の防災力を高める。
	３）地元企業や NPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上	地元企業・NPO 等を防災の担い手として位置付け、官民連携で地域防災力を高める。
	４）DEI（多様性、公平性、包摂性）の観点を踏まえたＳＤＧｓとの協調	多様な人々が安心して参加できる防災・復興の仕組みを整え、SDGs と整合した地域づくりを進める。
	５）男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進	防災組織や避難所運営に女性の視点を取り入れ、意思決定への参画を進める。
	６）高齢者、障害者、こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援	要配慮者が災害時に安全に避難・生活できるよう、デジタル支援と地域の支え合い体制を強化する。
	７）若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション	学校から地域まで幅広い世代が防災教育に参加し、平時から双方向のコミュニケーションを育む。
	８）外国人も含めた格差のない情報発信・伝達	多言語対応や共同訓練を通じて、外国人も災害時に確実に情報を得て行動できる体制を整える。
	９）地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承	文化財の耐災害性を高めるとともに、地域の文化・生活様式を継承し、防災まちづくりに活かす。
	１０）地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携	教育機関・企業と連携し、防災教育や資機材提供など地域に根ざした防災活動を推進する。
	１１）近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実	近隣・遠隔自治体との災害協力協定を強化し、相互支援体制を充実させる。

3　本市において特筆すべき点

以上の基本的な方針に加え、本市における総合計画やこれまでの取り組みを踏まえた、本計画における特筆すべき点を以下のとおりとします。

①　多様な主体との連携

本市では、近隣の県外自治体との間で、災害時相互応援協定を締結していますが、広域的な大規模災害の発生時には、同時に被災し支援体制を受けることができないリスクが想定されます。このため、ある程度離れた位置にありながら、交通アクセスに恵まれた自治体との災害時相互応援協定により、本市を中心とした環状に支援・受援体制のネットワークを張り巡らせる「防災レジリエンス※環」を形成してきました。また、今後は、幅広い民間事業者・NPO 等との連携を拡大し、多重的な支援による早期復旧・復興を図ります。

※レジリエンス:「余裕」、「柔軟性」といった意味を表す概念

②　防災 DX の推進

現在、本市における災害時の情報伝達手段については、防災無線を中心とした情報伝達や、被災状況の把握がアナログに依存している部分もあることから、庁内での情報集約や状況判断に時間を要することが課題となっています。これらの課題を解消し、災害対応の質と速度を高めるため、DX の活用により防災情報の収集・共有・発信を一体的に高度化する必要があります。具体的には、市民への情報発信手段の多様化・スマート化を推進するとともに、平時から活用できる庁内の防災情報プラットフォームを整備し、被災状況や各課の対応状況をリアルタイムに集約・可視化する体制の構築を目指します。

③　SDGs 視点での取り組み

第 3 次甲斐市総合計画前期基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考えを反映し、本市の政策と SDGs の 17 の目標への対応が設定されました。SDGs では「誰一人取り残さない」を理念として掲げており、災害時においても誰一人取り残さない防災・減災への取り組みを考慮する必要があります。また SDGs の目標 11「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」は、国土強靭化地域計画の目指す姿との親和性が高いため、本計画内においても、SDGs を意識しながら、取り組みを推進します。



以上を踏まえたうえで本計画では、本市の強靭化を損なう要因をあらゆる側面から検討するとともに、短期的な視点にとどまらず、中長期的な視野に立って施策の推進方針を示すため、「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その発生要因や影響を踏まえて現状の脆弱性を分析・評価します。その結果に基づき、脆弱性を低減・解消するための施策・取組を整理し、その推進方針を定めます。

また、山梨県強靭化計画及び本市の最上位計画である「第 3 次甲斐市総合計画前期基本計画」と整合・調和を図るものとします。その結果を適正に評価し、PDCA サイクルを繰り返していくことで、強靭化の取り組みを推進していきます。

4 想定するリスクの設定

大規模自然災害を対象とし、想定しうる災害を以下のとおり設定します。

想定するリスク

1. 地震（南海トラフ地震、首都直下地震、断層帯による内陸直下地震等）
2. 風水害・雪害
3. 土砂災害
4. 火山噴火
5. 複合災害

5 基本目標

地震災害、風水害、土砂災害などの大規模自然災害等に対し、市民や在勤者らの人命保護を優先し、災害を軽減して早期復旧を図るため、以下の４つの基本目標を設定します。

基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
4. 迅速な復旧復興を図ること

６　事前に備えるべき目標の設定

４つの基本目標を達成するため、本市における事前に備えるべき目標を、以下のとおり設定します。

目標No.	事前に備えるべき目標
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

7 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本市における地域特性を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を以下のとおり設定します。

目標 No.	リスク No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）　★は特に回避すべき事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う建築物の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生★
	1-2	洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生★
	1-3	大規模な土砂災害、火山噴火、暴風雪・豪雪等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	救助・救急活動及び医療機能の不足・麻痺★
	2-2	被災地における生命に関わる物資・エネルギーの不足★
	2-3	避難生活環境の悪化等による健康・心理状態の悪化★
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下★
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の事業継続困難★
	4-2	危険物・有害物質施設の被災による火災・爆発、拡散・流出
	4-3	金融・郵便・物流等の機能停止による流通・消費活動の停滞
	4-4	農地・森林の被害による農林業及び地域経済の停滞
5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響★
	5-2	情報通信サービスの機能停止による情報収集・伝達の困難★
	5-3	電力供給ネットワークの長期間・大規模な機能停止
	5-4	都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給機能の長期間停止
	5-5	上下水道施設の長期間停止
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復興の方向性や地域合意の不足による復興の遅れ・地域の衰退
	6-2	復旧・復興を支える人材等の不足による復興の遅れ
	6-3	災害廃棄物の処理の停滞による復興の遅れ
	6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の確保の遅れによる復興の停滞
	6-5	文化財・環境的資産の喪失や地域コミュニティの崩壊による地域文化の衰退
	6-6	風評被害や生産力の回復遅れ等による地域経済への影響

８　施策分野の設定

23 のリスクシナリオを回避するために必要な取組について、総合計画との整合性及び調和を図るため、第３次甲斐市総合計画前期基本計画の基本目標と合わせ、以下の分野を設定します。

国土強靭化地域計画における施策分野		（参考）第３次甲斐市総合計画前期基本計画 基本目標
個別分野	教育・文化	教育・文化
	福祉・健康・医療	福祉・健康
	都市・建設・交通	都市・建設・交通・防災
	環境・エネルギー・ライフライン	環境
	産業・行政機能	産業・行政
横断的分野	老朽化・ハード対策	―
	リスクコミュニケーション※	―
	人材育成	―
	他機関との連携	―

※リスクコミュニケーション：リスクに関わる情報や意見を交換し共有し合うこと、教育、訓練、啓発等

第６章　リスクシナリオ毎の脆弱性評価と対応する取組

本章では、第５章で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、その発生要因や影響を踏まえて脆弱性を抽出します。

そのうえで、明らかになった脆弱性を低減・解消するために必要な取組を整理します。

【事前に備えるべき目標 1.】
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1　大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性	取組	
	No.	内容
【1】耐震性が不十分な建築物が残されており、倒壊や火災により死傷者が発生するおそれがある。	1	木造住宅等の耐震化の推進
	2	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
	3	不特定多数が集まる特定建築物等の耐震化の推進
	4	福祉施設における防災対策
	5	公共施設等総合管理計画による施設の管理
	6	電線類地中化の推進
	7	空き家対策の推進
	8	狭あい道路の拡幅整備の推進
	9	消防団員の加入促進
	10	消防団員の資質の向上
	11	安定した消防水利の確保
	12	火災予防等に関する啓発活動
	13	消防団の資機材・装備の充実強化
	14	消防団員初動体制及び指揮命令系統の確立
	15	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	16	消防団による情報伝達体制の確立
	17	消防車両の災害対応機能の強化
	18	消防団の体制確保と訓練
	19	屋外広告物の適正管理

【2】橋梁・トンネル等の損壊、沿道斜面の崩壊や落石等により、死傷者が発生するおそれがある。	20	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
	21	道路防災危険箇所等の解消
	22	交通安全施設等の整備の推進
	23	治山事業による土砂災害対策の推進
【3】災害情報の収集・伝達不足、避難判断の遅れ、要配慮者への支援不足等により、適切な避難が行われないおそれがある。	24	開発区域内の公園、緑地等を活用した災害時一時避難所の確保
	25	情報伝達体制の確立
	26	防災訓練、防災教育等の実施
	27	ハザードマップの改訂
	28	地域防災を担う人材の育成
	29	地域集会施設の整備
	30	災害関連情報の収集・共有体制の構築
	31	自主防災組織の結成推進
	32	自主防災組織に対する財政的支援
	33	民生委員の見守り等による高齢者の安全対策
	34	個別避難計画の策定
	35	避難時等配慮マニュアル（障がい者用）の策定
	36	避難行動要支援者台帳の作成
	37	緊急避難場所の確保
	38	タイムラインの作成及び運用
	39	避難確保計画作成の推進
	40	避難確保計画に基づく訓練実施の促進
	41	外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備
	42	通信機器の確保
	43	防災情報システムの構築
	44	防災行政無線の整備
	45	情報伝達手段の拡充
	46	市民への情報伝達体制の整備
	47	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用
	48	災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

リスクシナリオ 1-2 洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【4】河川、水路、排水施設等の能力を超える降雨により、洪水・内水氾濫が発生するおそれがある。	4 再掲	福祉施設における防災対策
	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	25 再掲	情報伝達体制の確立
	26 再掲	防災訓練、防災教育等の実施
	27 再掲	ハザードマップの改訂
	38 再掲	タイムラインの作成及び運用
	46 再掲	市民への情報伝達体制の整備
	49	土地利用の適正な規制と誘導
	50	雨水・排水対策の充実
	51	河川・水路の維持管理・改修の実施
	52	河川・水路環境の整備
	53	水防団の体制整備と機能の充実
	54	水防用資材の備蓄の推進
	55	国・県が管理する河川の改修等の要望
	56	流域治水の推進
	57	土砂災害を防ぐため池施設整備の推進
	58	防災カメラの整備の推進
【5】排水施設や水門等の損壊や停電等による機能低下、流下能力不足により、浸水被害が拡大するおそれがある。	50 再掲	雨水・排水対策の充実
	59	水門・マチの適正な維持の推進
	60	水門（高岩頭首工）の自動制御化
【6】森林・農地の保水・浸透機能の低下、耕作放棄地の増加等により、雨水流出が増加するおそれがある。	49 再掲	土地利用の適正な規制と誘導
	56 再掲	流域治水の推進
	61	メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導
	62	森林の適正管理
	63	森林の総合利用の推進
	64	林地開発の適正指導の推進
	65	荒廃農地解消対策の推進
	66	農業振興地域整備計画の策定・推進
	67	林業労働者・後継者の育成
	68	木質バイオマス発電事業の推進

	69	木質バイオマス発電所の排熱活用
	70	県産材需要拡大の推進
	71	就農定着支援の充実
	72	木質バイオマス等の利活用の推進
	73	鳥獣被害対策の推進
	74	農業と観光の連携による農地の保全と活用

リスクシナリオ 1-3 大規模な土砂災害、火山噴火、暴風雪・豪雪等による多数の死傷者の発生

脆弱性	取組	
	No.	内容
【7】大規模な土砂災害により、住宅、道路、避難施設等が被災するおそれがある。	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	21 再掲	道路防災危険箇所等の解消
	23 再掲	治山事業による土砂災害対策の推進
	25 再掲	情報伝達体制の確立
	26 再掲	防災訓練、防災教育等の実施
	46 再掲	市民への情報伝達体制の整備
	49 再掲	土地利用の適正な規制と誘導
	57 再掲	土砂災害を防ぐため池施設整備の推進
	61 再掲	メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導
	62 再掲	森林の適正管理
	63 再掲	森林の総合利用の推進
	64 再掲	林地開発の適正指導の推進
	75	土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
	76	土砂災害警戒区域内自治会への啓発強化
【8】森林の無秩序な伐採や耕作放棄地の増加等により、斜面崩壊や土石流につながるおそれがある。	64 再掲	林地開発の適正指導の推進
	66 再掲	農業振興地域整備計画の策定・推進
	67 再掲	林業労働者・後継者の育成
	68 再掲	木質バイオマス発電事業の推進
	70 再掲	県産材需要拡大の推進
	71 再掲	就農定着支援の充実
	72 再掲	木質バイオマス等の利活用の推進
	73 再掲	鳥獣被害対策の推進
	74 再掲	農業と観光の連携による農地の保全と活用

	77	太陽光発電施設の指導及び普及促進
【9】火山噴火に伴う降灰、噴石、火山泥流等により、死傷者が発生するおそれがある。降灰等により交通・ライフラインが低下し、避難・救援に支障が生じるおそれがある。	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	25 再掲	情報伝達体制の確立
	26 再掲	防災訓練、防災教育等の実施
	78	火山噴火防災対策の推進
	79	火山灰除去体制の整備
【10】大雪や暴風雪により、立ち往生、転倒、落雪、雪崩、建築物倒壊等が発生するおそれがある。	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	25 再掲	情報伝達体制の確立
	26 再掲	防災訓練、防災教育等の実施
	80	降雪対応マニュアルの運用
	81	除雪に関する協定の締結

【事前に備えるべき目標 2.】
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 2-1　救助･救急活動及び医療機能の不足･麻痺

脆弱性	取組	
	No.	内容
【11】消防･救急･医療機関等の被災により、活動･医療機能が低下するおそれがある。	9 再掲	消防団員の加入促進
	10 再掲	消防団員の資質の向上
	13 再掲	消防団の資機材･装備の充実強化
	14 再掲	消防団員初動体制及び指揮命令系統の確立
	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	16 再掲	消防団による情報伝達体制の確立
	17 再掲	消防車両の災害対応機能の強化
	18 再掲	消防団の体制確保と訓練
	82	防災機能を備えた公園への見直し
	83	医薬品等の備蓄･供給体制の整備
	84	医療救護の広域応援体制の整備
	85	医師会等との協定の締結
	86	消防団員への普通救命講習等の実施
	87	大規模災害時医療救護マニュアルの改訂
【12】道路の寸断や通信･電力･燃料等の機能低下により、救助･救急、搬送、医療活動が停滞するおそれがある。	8 再掲	狭あい道路の拡幅整備の推進
	20 再掲	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
	21 再掲	道路防災危険箇所等の解消
	88	市道の環境整備と維持管理
	89	緊急輸送道路の整備等
	90	効率的な道路メンテナンス
	91	土砂の除去に関する協定の締結
	92	豪雪時における緊急調達及び配送ルートの確保
	93	道路除排雪体制の連携強化
	94	災害時における燃料確保の推進
	95	燃料供給ルートの確保
	96	航空輸送の確保

	97	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
	98	防災ヘリポートの確保及び整備の推進
	99	救助・救急等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料確保
	100	災害時における給水協力関係の強化
	101	水道事業における非常時優先業務の整理
	102	交通障害に対する支援体制の確立
	103	交通事故多発地点等の調査及び対策
【13】多数の傷病者等が同時発生し、人員・資機材・医療機関の受入能力が不足して、救命措置や治療が遅れるおそれがある。	9 再掲	消防団員の加入促進
	10 再掲	消防団員の資質の向上
	13 再掲	消防団の資機材・装備の充実強化
	14 再掲	消防団員初動体制及び指揮命令系統の確立
	15 再掲	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化
	16 再掲	消防団による情報伝達体制の確立
	17 再掲	消防車両の災害対応機能の強化
	18 再掲	消防団の体制確保と訓練
	82 再掲	防災機能を備えた公園への見直し
	84 再掲	医療救護の広域応援体制の整備
	85 再掲	医師会等との協定の締結
	86 再掲	消防団員への普通救命講習等の実施
	87 再掲	大規模災害時医療救護マニュアルの改訂
	96 再掲	航空輸送の確保
	98 再掲	防災ヘリポートの確保及び整備の推進
	104	遺体の処理・収容・安置・処置についての体制整備
	105	救援・物資供給に関する関係機関との協定締結
	106	職員への普通救命講習等の実施
	107	学校における救助体制の強化

リスクシナリオ 2-2 被災地における生命に関わる物資・エネルギーの不足★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【14】備蓄や物資の受入れ・配送体制が十分でない場合、供給途絶・遅延時に必要物資を確保できないおそれがある。	82 再掲	防災機能を備えた公園への見直し
	83 再掲	医薬品等の備蓄・供給体制の整備
	105再掲	救援・物資供給に関する関係機関との協定締結
	108	災害備蓄品の確保
	109	災害対応型自動販売機設置の促進
	110	家庭での備蓄の促進
	111	福祉避難所における災害備蓄品の確保
	112	災害時の栄養・食生活支援のマニュアルに基づく対応
	113	救援物資の調達に向けた体制整備
	114	救援物資等の受入・配送体制の構築
	115	物資調達・輸送調整等支援システムの運用
	116	民間事業者との協定締結の推進
	117	被災時における他自治体職員の受援体制の構築
	118	災害時における給水協力関係の強化
	119	災害時における応急給水施設・資機材の充実
【15】道路等の寸断や地域孤立により、物資・エネルギー供給が滞るおそれがある。	8 再掲	狭あい道路の拡幅整備の推進
	20 再掲	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
	21 再掲	道路防災危険箇所等の解消
	88 再掲	市道の環境整備と維持管理
	89 再掲	緊急輸送道路の整備等
	90 再掲	効率的な道路メンテナンス
	91 再掲	土砂の除去に関する協定の締結
	92 再掲	豪雪時における緊急調達及び配送ルートの確保
	93 再掲	道路除排雪体制の連携強化
	95 再掲	燃料供給ルートの確保
	96 再掲	航空輸送の確保
	97 再掲	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
	102再掲	交通障害に対する支援体制の確立
	103再掲	交通事故多発地点等の調査及び対策

【16】停電や燃料不足により、避難所、医療・福祉施設等の機能が低下するおそれがある。	4 再掲	福祉施設における防災対策
	93 再掲	災害時における燃料確保の推進
	120	山梨県電力供給体制強靭化戦略に基づく対策強化

リスクシナリオ 2-3 避難生活環境の悪化等による健康・心理状態の悪化★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【17】避難所のスペース、トイレ、空調、衛生環境等が不足し、健康状態が悪化するおそれがある。	29 再掲	地域集会施設の整備
	43 再掲	防災情報システムの構築
	46 再掲	市民への情報伝達体制の整備
	48 再掲	災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
	83 再掲	医薬品等の備蓄・供給体制の整備
	100再掲	災害時における給水協力関係の強化
	101再掲	水道事業における非常時優先業務の整理
	112再掲	災害時の栄養・食生活支援のマニュアルに基づく対応
	117再掲	被災時における他自治体職員の受援体制の構築
	118再掲	災害時における給水協力関係の強化
	119再掲	災害時における応急給水施設・資機材の充実
	121	感染症患者の避難誘導
	122	緊急炊き出し施設の整備
	123	帰宅困難者受入体制の確立
	124	観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
	125	避難所における感染症対策の推進
	126	避難所運営マニュアルの作成促進
	127	円滑な避難所運営
	128	避難所運営宿泊訓練の実施
	129	避難所の拡充
	130	災害時におけるペットの受入体制の整備
	131	避難所における自主防災組織の充実
	132	避難所施設整備
	133	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築
	134	男女共同による地域での防災・減災体制の確立

【18】要配慮者の健康管理・支援が不十分となり、持病悪化や体調不良につながるおそれがある。	4 再掲	福祉施設における防災対策
	33 再掲	民生委員の見守り等による高齢者の安全対策
	34 再掲	個別避難計画の策定
	35 再掲	避難時等配慮マニュアル（障がい者用）の策定
	36 再掲	避難行動要支援者台帳の作成
	39 再掲	避難確保計画作成の推進
	40 再掲	避難確保計画に基づく訓練実施の促進
	135	地域包括支援センター機能の充実
	136	福祉施設との福祉避難所に関する協定締結の促進
	137	福祉避難所運営マニュアルの策定
	138	福祉避難所の開設訓練の実施
	139	高齢者施設、児童福祉施設及び障がい者福祉施設における防災資機材等の整備促進
	140	透析患者の支援体制の整備
	141	福祉避難所等の電源確保体制の整備
【19】在宅避難者・車中泊避難者の把握・支援が不十分となるおそれがある。	28 再掲	地域防災を担う人材の育成
	31 再掲	自主防災組織の結成推進
	32 再掲	自主防災組織に対する財政的支援
	33 再掲	民生委員の見守り等による高齢者の安全対策
	48 再掲	災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
	100再掲	災害時における給水協力関係の強化
	101再掲	水道事業における非常時優先業務の整理
	104再掲	山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化
	112再掲	災害時の栄養・食生活支援のマニュアルに基づく対応
	118再掲	災害時における給水協力関係の強化
	119再掲	災害時における応急給水施設・資機材の充実
	122再掲	緊急炊き出し施設の整備
	129再掲	避難所の拡充
	130再掲	災害時におけるペットの受入体制の整備
	133再掲	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築
	134再掲	男女共同による地域での防災・減災体制の確立

【事前に備えるべき目標 3.】
必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1　警察機能の低下等による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性	取組	
	No.	内容
【20】警察施設・職員等の被災、道路・通信機能の低下により、警察活動、交通管理、防犯活動が十分に行えないおそれがある。	22 再掲	交通安全施設等の整備の推進
	142	交通規制に係る施設の整備と改良

リスクシナリオ 3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性	取組	
	No.	内容
【21】庁舎等の被災により、電力、通信、情報システム等が低下し、行政サービス継続が困難となるおそれがある。	5 再掲	公共施設等総合管理計画による施設の管理
	42 再掲	通信機器の確保
	43 再掲	防災情報システムの構築
	143	防災拠点としての庁舎における防火対策の推進
	144	行政データのバックアップ
	145	電力の確保
	146	災害対策本部事務室の機能強化
	147	災害対策本部予備施設の環境整備
	148	ICT 部門業務継続計画（BCP）に基づくシステム機能維持の推進
	149	庁内における非常用電力の確保
【22】職員・家族の被災、交通途絶等により、必要職員が参集できないおそれがある。	150	職員用の備蓄食料等の確保
	151	地域防災計画の運用による職員防災体制の強化
	152	防災減災に関する職員研修及び訓練の充実
	153	災害時における職員体制の充実強化

【23】業務優先順位、代替執行、応援受入れ等が不十分で、行政機能の継続・復旧が困難となるおそれがある。	47 再掲	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用
	151 再掲	地域防災計画の運用による職員防災体制の強化
	152 再掲	防災減災に関する職員研修及び訓練の充実
	153 再掲	災害時における職員体制の充実強化
	154	自治体との災害時相互応援協定の締結
	155	甲斐市業務継続計画の見直し
	156	庁内情報のスマート化
	157	公用車両の災害対応機能の強化
	158	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
	159	罹災証明書発行業務体制の整備

【事前に備えるべき目標 4.】
経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 4-1　サプライチェーンの寸断等による企業の事業継続困難★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【24】道路の寸断や通信・電力・燃料等の機能低下により、原材料調達、製品出荷、従業員通勤等に支障が生じ、事業継続が困難となるおそれがある。	21 再掲	道路防災危険箇所等の解消
	88 再掲	市道の環境整備と維持管理
	89 再掲	緊急輸送道路の整備等
	90 再掲	効率的な道路メンテナンス
	95 再掲	燃料供給ルートの確保
	97 再掲	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
【25】企業の BCP、非常用電源・燃料、相互応援・代替調達等の備えが不十分で、事業再開が遅れるおそれがある。	160	災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実

リスクシナリオ 4-2　危険物・有害物質施設の被災による火災・爆発、拡散・流出

脆弱性	取組	
	No.	内容
【26】油槽所等が被災し、火災、爆発、危険物等の拡散・流出が発生した場合、立入制限、避難、交通規制等が長期化し、事業所の操業や物流が停滞するおそれがある。	161	ライフライン供給機関との連携強化

リスクシナリオ 4-3 金融・郵便・物流等の機能停止による流通・消費活動の停滞

脆弱性	取組	
	No.	内容
【27】金融機関、郵便局、物流事業者等の被災・機能停止により、企業間取引や消費活動に必要なサービスが停滞するおそれがある。	160再掲	災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実
	162	市民が必要な情報の取得手段の強化
【28】交通途絶や流通事業者の被災により、食料品・生活関連物資の流通・販売が停滞するおそれがある。	116再掲	民間事業者との協定締結の推進
【29】異常渇水や水道・用水施設の被災により、農業用水・工業用水が不足し、生産・流通活動に支障が生じるおそれがある。	100再掲	災害時における給水協力関係の強化
	101再掲	水道事業における非常時優先業務の整理
	118再掲	災害時における給水協力関係の強化
	119再掲	災害時における応急給水施設・資機材の充実

リスクシナリオ 4-4 農地・森林の被害による農林業及び地域経済の停滞

脆弱性	取組	
	No.	内容
【30】農地、農業用施設、森林、林道等が被災し、生産基盤が損なわれ、農林業者の経営や関連地域経済に影響が生じるおそれがある。	23 再掲	治山事業による土砂災害対策の推進
	57 再掲	土砂災害を防ぐため池施設整備の推進
	163	浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
	164	農道の維持管理
	165	農村資源の保全管理活動の推進
	166	農業者に対する経営再建資金制度の周知

【事前に備えるべき目標 5.】
交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1　基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【31】幹線道路、橋梁、鉄道等が被災・分断し、物流・人流、救助・救急、物資輸送、通勤・通学、企業活動に支障が生じるおそれがある。	2 再掲	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
	6 再掲	電線類地中化の推進
	20 再掲	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進
	21 再掲	道路防災危険箇所等の解消
	23 再掲	治山事業による土砂災害対策の推進
	88 再掲	市道の環境整備と維持管理
	89 再掲	緊急輸送道路の整備等
	90 再掲	効率的な道路メンテナンス
	91 再掲	土砂の除去に関する協定の締結
	95 再掲	燃料供給ルートの確保
	97 再掲	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施
	167	交通事業者との連絡調整
【32】被害把握、応急復旧、関係機関連携が不十分で、交通ネットワークの機能停止が長期化するおそれがある。	2 再掲	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
	91 再掲	土砂の除去に関する協定の締結
	97 再掲	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施

リスクシナリオ 5-2 情報通信サービスの機能停止による情報収集・伝達の困難★

脆弱性	取組	
	No.	内容
【33】放送、携帯電話、インターネット等が被災し、災害情報や行政・企業活動に必要な通信機能が低下するおそれがある。	25 再掲	情報伝達体制の確立
	41 再掲	外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備
	42 再掲	通信機器の確保
	46 再掲	市民への情報伝達体制の整備
	156 再掲	庁内情報のスマート化
	168	避難所等における通信環境の確保
【34】被害把握、応急復旧、代替通信手段の確保が不十分で、通信停止が長期化するおそれがある。	42 再掲	通信機器の確保
	144 再掲	行政データのバックアップ

リスクシナリオ 5-3 電力供給ネットワークの長期間・大規模な機能停止

脆弱性	取組	
	No.	内容
【35】発変電所、送配電設備等の被災により、広域・長期間の停電が発生し、市民生活、行政、交通・通信、医療・福祉、経済活動に支障が生じるおそれがある。	6 再掲	電線類地中化の推進
	76 再掲	太陽光発電施設の指導及び普及促進
	104 再掲	山梨県電力供給体制強靭化戦略に基づく対策強化
	145 再掲	電力の確保
	161 再掲	ライフライン供給機関との連携強化
	169	倒木による停電被害の未然防止
【36】被害把握、応急復旧、関係機関連携が不十分で、停電が長期化するおそれがある。	104 再掲	山梨県電力供給体制強靭化戦略に基づく対策強化
	161 再掲	ライフライン供給機関との連携強化
	170	復旧に係る契約事務体制の整備

リスクシナリオ 5-4 都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給機能の長期間停止

脆弱性	取組	
	No.	内容
【37】燃料供給施設や輸送網の被災により、燃料供給が停止・遅延し、市民生活、救助・救急、物流、企業活動に支障が生じるおそれがある。	94 再掲	災害時における燃料確保の推進
	161 再掲	ライフライン供給機関との連携強化
【38】燃料の確保・配分・輸送体制や関係機関連携が不十分で、供給停止が長期化するおそれがある。	94 再掲	災害時における燃料確保の推進
	161 再掲	ライフライン供給機関との連携強化
	170 再掲	復旧に係る契約事務体制の整備

リスクシナリオ 5-5 上下水道施設の長期間停止

脆弱性	取組	
	No.	内容
【39】浄水場、配水池、下水処理場、管路等が被災し、給水・汚水処理が長期間停止するおそれがある。	118 再掲	災害時における給水協力関係の強化
	119 再掲	災害時における応急給水施設・資機材の充実
	133 再掲	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築
	171	水道施設における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
	172	簡易水道施設の耐震化
	173	緊急用発電機の維持管理及び新規設置検討
	174	下水道施設の耐震化・耐水化の推進
	175	地盤沈下及び液状化対策
【40】被害把握、応急給水、応急復旧、関係機関連携が不十分で、上下水道機能の停止が長期化するおそれがある。	100	災害時における給水協力関係の強化
	101 再掲	水道事業における非常時優先業務の整理
	118 再掲	災害時における給水協力関係の強化
	119 再掲	災害時における応急給水施設・資機材の充実
	133 再掲	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築
	173 再掲	緊急用発電機の維持管理及び新規設置検討

【事前に備えるべき目標 6.】
社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1　復興の方向性や地域合意の不足による復興の遅れ・地域の衰退

脆弱性	取組	
	No.	内容
【41】復興の方向性や将来像を事前検討していない場合、方針決定・合意形成に時間を要するおそれがある。	47 再掲	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用
	155 再掲	甲斐市業務継続計画の見直し
【42】住民・事業者等の意向を反映する仕組みが不十分で、地域の実情に即した復興が進まないおそれがある。	134 再掲	男女共同による地域での防災・減災体制の確立

リスクシナリオ 6-2　復旧・復興を支える人材等の不足による復興の遅れ

脆弱性	取組	
	No.	内容
【43】専門職員、技術者、建設事業者、福祉関係者等が不足し、被害把握、手続、施設復旧が遅れるおそれがある。	47 再掲	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用
	67 再掲	林業労働者・後継者の育成
	70 再掲	県産材需要拡大の推進
	91 再掲	土砂の除去に関する協定の締結
	133 再掲	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築
	151 再掲	地域防災計画の運用による職員防災体制の強化
	152 再掲	防災減災に関する職員研修及び訓練の充実
	153 再掲	災害時における職員体制の充実強化
	154 再掲	自治体との災害時相互応援協定の締結
	158 再掲	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
	176	建設事業者等との協力体制の整備

【44】ボランティア、NPO、企業等との連携・受入れ体制が不十分で、被災者支援・地域復興が進まないおそれがある。	28 再掲	地域防災を担う人材の育成
	47 再掲	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用
	48 再掲	災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
	177	災害ボランティアの受入体制の強化

リスクシナリオ 6-3 災害廃棄物の処理の停滞による復興の遅れ

脆弱性	取組	
	No.	内容
【45】大量の災害廃棄物に対し、仮置場、収集・運搬、分別・処理体制が不足し、生活環境悪化・復興遅延につながるおそれがある。	178	災害廃棄物の処理体制の整備
	179	災害時における応急対策業務の協力体制の推進
【46】人員、資機材、処理施設、関係機関連携が不十分で、処理が長期化するおそれがある。	177再掲	災害ボランティアの受入体制の強化
	178再掲	災害廃棄物の処理体制の整備
	179再掲	災害時における応急対策業務の協力体制の推進

リスクシナリオ 6-4 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の確保の遅れによる復興の停滞

脆弱性	取組	
	No.	内容
【47】用地、資機材、建設事業者等が不足し、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が遅れるおそれがある。	176再掲	建設事業者等との協力体制の整備
【48】被害認定、罹災証明書発行、用地確保等に時間を要し、生活再建・事業再開が遅れるおそれがある。	144再掲	行政データのバックアップ
	158再掲	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
	159再掲	罹災証明書発行業務体制の整備
	162再掲	市民が必要な情報の取得手段の強化

リスクシナリオ 6-5 文化財・環境的資産の喪失や地域コミュニティの崩壊による地域文化の衰退

脆弱性	取組	
	No.	内容
【49】文化財、歴史的建造物、景観、自然環境等が被災し、地域の文化・環境的資産が失われるおそれがある。	180	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
【50】避難、人口流出、地域活動の停滞により、自治会、地域行事、伝統文化等の担い手が減少するおそれがある。	31 再掲	自主防災組織の結成推進
	32 再掲	自主防災組織に対する財政的支援
	134再掲	男女共同による地域での防災・減災体制の確立
	135再掲	地域包括支援センター機能の充実

リスクシナリオ 6-6 風評被害や生産力の回復遅れ等による地域経済への影響

脆弱性	取組	
	No.	内容
【51】風評被害や信用不安により、農林産物、観光、商業、サービス等の需要が減少し、地域経済の回復が遅れるおそれがある。	181	原子力災害への体制整備
【52】生産設備、農地、店舗、事業所等の復旧や資金調達が遅れ、生産力・事業再開・雇用回復が進まないおそれがある。	160再掲	災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実
	166再掲	農業者に対する経営再建資金制度の周知

第７章　各取組の具体的内容

本章では、第５章で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに抽出した脆弱性を低減・解消するために必要な施策・取組の具体的内容を整理します。

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
1	木造住宅等の耐震化の推進	「第２期甲斐市耐震改修促進計画」に基づき、市内の木造住宅の耐震化率を目標値である 90%に向けて推進する。	「第２期甲斐市耐震改修促進計画」に基づき、令和７年度末の目標値90.0%に向けて耐震化を推進している。耐震化率は令和２年度末の 84.2%から着実に向上しているものの、依然として古い耐震基準の住宅が残っており、大規模地震時の倒壊による人的被害や避難路閉塞のリスクがある。引き続き、補助制度の周知と利用促進が課題である。	「第３期甲斐市耐震改修促進計画（予定）」に基づき、木造住宅の耐震化率の更なる向上を目指す。国・県の補助事業を継続活用するとともに、広報誌や窓口等を通じた普及啓発活動を強化し、耐震診断および耐震改修を促進する。	建築住宅課
2	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化	緊急輸送道路の沿道建築物にかかる耐震化を推進する。	緊急輸送道路の沿道建築物のうち、旧耐震基準の該当物件 9 件のうち 8 件は対策済みであるが、残り１件が未診断・未対策で残っている。	未対策となっている残り 1 件の沿道建築物の所有者に対し、個別の指導や補助制度の案内を継続し、早期の耐震診断および改修・除却を強力に働きかける。	建築住宅課
3	不特定多数が集まる特定建築物等の耐震化の推進	特定建築物等の耐震化を推進する。	特定建築物等の耐震化率は令和７年度末時点で94.2%、未改修の民間建築物が７棟残っている。不特定多数が利用する施設であるため、地震発生時の二次被害を防ぐ観点から、全棟の耐震性確保が急務である。	未耐震の特定建築物所有者に対し、耐震改修の必要性の啓発と補助制度の活用を促し、耐震化率100%を目指して継続的に指導・支援を行う。	建築住宅課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
4	福祉施設における防災対策	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援が必要である。対象施設が市内に 35 施設あるが、今後の整備予定が把握できていないため、早期の整備予定等の把握が必要である。	「甲斐市地域介護・福祉空間等事業費補助金交付要綱」の周知を図るとともに、各施設の整備予定を把握し、計画的な支援を実施する。	長寿推進課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画及び施設カルテの定期管理を行い、トータルコストの縮減及び平準化を図る	将来的な人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化、また公共施設等の最適な配置の実現に取り組む必要がある。	各公共施設の個別施設計画や既存施設に関する情報を把握・蓄積するため、保全マネジメントシステムを活用し、機能確保に向けた改修や計画的な施設更新を適切に実施する。 併せて、中長期的な維持管理及び長寿命化対策に係る経費について、トータルコストの縮減と財政負担の平準化を図る。	アセットマネジメント推進課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	公共施設の耐震化等の推進に向け、必要経費を中期財政計画に反映し、計画的な予算措置を行う。	公共施設（インフラ含む）の耐震化や防災資機材の確保、地域防災活動への支援などに対しては、積極的な財政措置を行い、従来と同様に防災体制を強化していく必要があると考えているが、将来的に、少子高齢化による税収の減少や、扶助費の増加などから厳しい財政状況が続くことが予想されるため、防災対策に対する安定した財源の確保及び予算措置について、検討する必要がある。	各公共施設所管課の個別施設計画の施設の現状把握と維持・管理・統廃合及び長寿命化対策経費の計画により、トータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。	財政課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	法定点検や保守点検、老朽化等の調査を実施し、調査結果に基づき、緊急又は計画的に改修工事を実施する	竜王庁舎については、建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）を参考に、非木造の標準的な耐用年数である「60 年」を「75 年」に長寿命化することを目標に、個別施設計画（行政系）及び定期的な法定点検や保守点検、老朽化等の調査結果に基づき、必要に応じた改修等を行っている。	個別施設計画及び定期的な法定点検や保守点検、老朽化等の調査結果に基づき必要に応じた改修等を行う。	総務課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。	温泉２施設（神明温泉志麻の湯、百楽泉）は築 30 年以上経過しており、建物や機械設備の老朽化に伴い、今後、継続して運営を行うためには、大規模改修や設備の更新が必要となる。今後、個別施設計画（スポーツ・レクリエーション系施設「保養施設」）に基づき、順次改修等を行う必要がある。	温泉施設は、個別施設計画に基づき、施設の老朽化や利用者の減少等を踏まえ、集約化や存廃について検討を行う。	市民協働推進課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	火葬業務に支障がないように個別施設計画に基づき、火葬炉や施設を維持していく。	火葬場（やすらぎ聖苑）は築 20 年以上経過しており、火葬炉等の設備の定期的な改修が必要となっている。また、経年劣化による修繕箇所が多く、今後、「甲斐市個別施設計画」（その他施設「やすらぎ聖苑」）に基づき、順次改修等を行う必要がある。	火葬場は、被災時において必要な施設であるため、火葬業務に支障がないように「公共施設個別施設計画」（その他施設「やすらぎ聖苑」）に基づき、火葬炉や施設を維持していく。	市民協働推進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	定期的な法定点検や保守点検の調査結果に基づき、修繕及び改修工事を行い適正管理に努める。	発災後の活動拠点となる敷島庁舎は、平成 23 年度に完成し、通常より強固な耐震性を有した施設となっており、法定点検の実施により安全性や適法性を確保している。引き続き、施設の適正な管理を行うとともに、個別施設計画（行政系）に基づき長寿命化を推進する必要がある。	個別施設計画及び老朽化・長寿命化への対応のための法定点検、保守点検結果に基づき、修繕・改修工事等を計画的に行い、施設の適正管理に努める。	敷島支所 市民地域課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画や法定点検に基づき、保守修繕・改修工事を行い適正管理に努める。【双葉庁舎】	発災後の活動拠点となる双葉庁舎は、平成 23 年度に耐震補強工事を実施し、法定点検の実施により、安全性や適法性を確保している。引き続き、施設の適正な管理を行うとともに、個別施設計画（行政系）に基づき長寿命化を推進する必要がある。	個別施設計画及び老朽化・長寿命化への対応のための法定点検、保守点検結果に基づき、修繕・改修工事等を計画的に行い、施設の適正管理に努める。	双葉支所 市民地域課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	既存の改修を含め、個別施設計画の見直しを実施するなど、必要に応じた施設の維持管理に努める。	個別施設計画（子育て支援施設）に基づき、補修・改修等を実施し、児童館施設及び保育所等の耐震対策並びに施設の長寿命化の推進を図っている。	個別施設計画に基づき、補修、改修等を実施し、児童館施設及び保育所等の耐震対策並びに施設の長寿命化の推進を図る。	子育て支援課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	労働施設の計画的な改修による長寿命化	市産業系施設は、新耐震基準により設計・施工されている。個別施設計画（産業系施設「労働施設」）に基づき、施設のあり方を検討し、存置となる場合は、老朽箇所の改修工事を行う等、長寿命化を図る。	個別施設計画に基づき、産業系施設として存置する場合、老朽化した建物・設備の計画的な長寿命化改修工事を行う。	産業創造課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	甲斐市住宅マスタープラン及び甲斐市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の改修工事等の長寿命化	現在管理する市営住宅254 戸について、「甲斐市営住宅長寿命化計画」に基づき計画的な修繕・改善工事を実施している。また、入居世帯の退去後に老朽化した木造住宅の取り壊しを行い、木造住棟等の建て替えや集約化を進めている。	「甲斐市営住宅長寿命化計画」の更新に合わせ、計画的な修繕・改善を実施し、施設の長寿命化と耐震性の確保を図る。老朽化した住棟については順次取り壊しや集約を進め、安全で良好な居住環境を維持する。	建築住宅課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	甲斐市公園施設長寿命化計画に基づき、建築物の計画的な改修・修繕等を実施する。	令和８年３月に改訂した「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、建築物の使用状況、劣化状況を確認しながら計画的に改修・修繕を実施していく必要がある。	健全度調査に加えて職員の目視による定期点検等を実施しながら、今後も長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を実施していく。 計画期間中も日常の目視による定期点検に加えて健全度調査を実施しながら、公園施設長寿命化計画をベースとした改修・修繕等を実施する。	都市計画課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	消防団員が施設利用において、常時、施設の劣化状況等の把握に努め、修繕等がある場合、防災危機管理課へ報告する。報告を受け対応する。	消防団施設については必要に応じた修繕を実施している。	老朽化した施設の劣化状況により、計画的に修繕又は更新し、耐震対策を進める。	防災危機管理課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	甲斐市立学校施設長寿命化計画に基づき老朽化した建物設備を計画的に長寿命化改修工事を行う	市内 16 小中学校の耐震化率は 100%を達成しており、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な長寿命化改修工事又は予防的改修工事を行っている。	学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な長寿命化改修工事又は予防的改修工事を行う。	教育総務課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。	市内にある公民館、セミナーハウスは新耐震基準あるいは耐震性能基準を満たしている状況である。個別施設計画（市民文化系施設）に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な長寿命化改修工事を行っている。	個別施設計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。	生涯学習文化課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画及び公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した建物・設備を計画的に改修工事を行う	市スポーツ施設は、新耐震基準により設計・施工されている。公共施設個別施設計画（スポーツ・レクリエーション系施設「スポーツ施設」）及び公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な長寿命化改修工事を行っている。	個別施設計画及び公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。また、玉幡公園総合屋内プール（Kai・遊・パーク）は、公共施設等総合管理計画に基づき、釜無川レクリエーションセンターの温浴機能を集約・複合化し、複合型運動施設として再整備する。	スポーツ振興課
5	公共施設等総合管理計画による施設の管理	個別施設計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。	市内の３つの図書館については、個別施設計画（社会教育系施設）に基づき、老朽化した施設・設備を長寿命化するため、計画的に改修工事を行っている。	個別施設計画に基づき、老朽化した建物・設備の計画的な改修工事を行う。	生涯学習文化課（図書館総務係）
6	電線類地中化の推進	「山梨県地域防災計画」において、緊急輸送道路に指定されている市道路線について、関係機関と無電柱化を検討する。	地震や強風による電柱倒壊で、緊急輸送道路となる基幹道路の遮断及び長期間の電力・通信が復旧しないことによる２次災害の発生を防ぐため、無電柱化を検討する必要がある。なお、狭あい道路の地下には既に上下水道が整備されており、スペースがない状況である。	「山梨県地域防災計画」において、緊急輸送道路に指定されている市道路線について、県や東京電力など関係機関と連携しながら、無電柱化を検討する。	建設課都市計画課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
7	空き家対策の推進	空き家の状況把握と所有者等の特定し、空家の適正管理を促す。	「第３期甲斐市空家等対策計画」に基づき管理不全な空き家の把握に努めているが、依然として1,000 戸を超える空き家が存在する。	空き家の実態調査を継続し、所有者に対する適正管理の指導を強化する。倒壊の危険がある空き家については、国の補助金を活用した除却支援を促進し、地域の安全確保を図る。	建築住宅課
7	空き家対策の推進	空き家バンクリフォーム補助金	「第３期甲斐市空家等対策計画」に基づき、1,105戸の空き家を把握している。管理不全な空き家は地震時の倒壊や火災の発生源となるリスクがあり、特に避難路沿いの空き家は深刻な課題である。また、所有者不明や相続放棄等による対策の長期化も脆弱性となっている。	空家実態調査の結果に基づき、特定空家等への指導・勧告を適切に行うとともに、所有者への適正管理を促す。空き家バンクの活用やリフォーム補助等の施策を多角的に展開し、危険な空き家の解消と有効活用を推進する。	建築住宅課
8	狭あい道路の拡幅整備の推進	甲斐市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、地権者や地域住民の協力を得る中で、拡幅事業を推進する。自治会要望に基づき、拡幅事業を推進する。 建築物の建て替えに伴い、セットバックした土地の取得及び整備を実施する。	市道で幅員が４ｍ に満たない狭あいな道路の割合は約 19%で、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障が生じるおそれがあるため、地権者や地域住民の協力を得る中で、拡幅整備等の事業を推進する必要がある。	狭あいな道路について、災害時における避難、救助に支障が生じるおそれがあるため、甲斐市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、地権者や地域住民の協力を得る中で、拡幅事業を推進する。	建設課
9	消防団員の加入促進	消防団の処遇改善及び活動しやすい環境を整える。	災害時に重要な役割を果たす消防団員の確保と装備の充実を図っているが、消防団員は年々減少している状況である。	消防団に対する理解を向上させることに重点をおいた広報活動を展開するほか、資機材や装備の充実に努める。また、処遇の改善や活動内容の見直しについても検討し、入団しやすい環境を整える。	防災危機管理課
10	消防団員の資質の向上	防火防災等、現場において必要な知識及び技術の習得。	消防団の訓練や研修を行っているが、更なる知識や技術を習得し消防団員の資質向上を図るため、より専門的な訓練や研修等を検討する必要がある。	防火・防災知識の普及と消防技能の向上を図るため、消火・救助訓練等の専門的な訓練や消防署と連携した実践訓練を行う。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
11	安定した消防水利の確保	消防団において消火栓・防火水槽の点検を実施する。	消火栓や防火水槽を整備し、消防団において設置箇所の定期点検を実施している。	引き続き、消防団において消火栓・防火水槽の点検を実施していく。また、必要に応じて修繕を行うとともに、新設についても検討する。	防災危機管理課
11	安定した消防水利の確保	修繕箇所については、早急に対応する。 自治会からの新設要望については、必要性を判断し対応する。	消火栓や防火水槽を整備し、消防団において設置箇所の定期点検を実施している。	引き続き、消防団において消火栓・防火水槽の点検を実施していく。また、必要に応じて修繕を行うとともに、新設についても検討する。	防災危機管理課
12	火災予防等に関する啓発活動	住宅用火災警報器の設置を市ウェブサイトや広報誌へ掲載。消防関係機関と連携し啓発に努める。	火災予防のため義務化されている住宅用火災警報器の設置を普及促進している。また、全国火災予防運動に合わせ、市民への啓発活動を行っている。	市ウェブサイトや広報誌への掲載を行い、未設置世帯への普及促進を図るとともに、消防関係機関と連携し啓発に努める。	防災危機管理課
13	消防団の資機材・装備の充実強化	資機材及び装備の充実を図る。	消防団員数が減少傾向にあることやサラリーマン団員の割合が多くなっていること、また、救助道具が不足している。	先進地の事例を参考に、現状に即した組織体制の構築を検討するとともに、資機材や装備の充実を図る。	防災危機管理課
14	消防団員初動体制及び指揮命令系統の確立	災害時における消防団との緊急連絡体制の構築。	平時における消防団の初動体制及び指揮命令系統は確立されているが、災害時は消防団員も被災することが想定され、機能不全に陥ることがないよう体制を確立する必要がある。	災害時における消防団との緊急連絡体制を確保するとともに、初動体制及び指揮命令系統の整備について検討する。	防災危機管理課
15	災害対応に関する消防団員への研修の充実強化	多種多様な災害に向けた消防団員の知識習得。	多種多様な災害に備えるための知識習得を目指し、災害対応に関する消防団員への研修を実施していく必要がある。	様々な災害（火災、土砂、洪水、降雪灰等）へ対応した研修の実施を検討する。	防災危機管理課
16	消防団による情報伝達体制の確立	消防団車両及び無線機等の適正な維持管理に努め、災害に備える。	消防団車両による広報巡回を行っている。今後も、発災後に必要な情報を確実に伝達するため、消防団による巡回広報の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。	消防団車両及び無線等の適正な維持管理や充実に努め、消防団による情報伝達体制を確保する。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
17	消防車両の災害対応機能の強化	災害時における消防車両について、緊急通行車両の事前届出事務手続きを進める。	消防団が保有する消防車両について、災害時における体制を平時から構築するほか、緊急通行車両の事前届出についても準備しておく必要がある。	消防団が保有する消防車両について、災害時における体制を構築するとともに、緊急通行車両の事前届出について準備を進める。	防災危機管理課
18	消防団の体制確保と訓練	防火防災等、現場において必要な知識及び技術の習得。	消防団員による消防署と連携した救助や救命の訓練を実施しているが、団員数が減少傾向にあることやサラリーマン団員の割合が多くなっている。	先進地の事例を参考に、現状に即した組織体制の構築について検討するとともに、救命、救助訓練の充実を図る。	防災危機管理課
19	屋外広告物の適正管理	広告物の落下による事故の防止を図るため、広報誌等へ啓発記事を掲載することにより、制度の更なる普及に努める。	「山梨県屋外広告物条例」により、広告物を設置する者又は広告物の管理者は、広告物の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認、その他の安全性の点検を行わなければならないこととしている。災害発生時にも被害が起きないよう広告物の落下による事故の防止に努める必要がある。	広告物の落下による事故の防止を図るため、広報誌・市 WEB サイト等へ啓発記事を掲載することにより、制度の更なる普及に努める。	都市計画課
20	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	市道等に架かる橋梁 195 橋を「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき耐震化・長寿命化を図る。定期点検の実施及び、点検結果に基づき修繕を実施する。 また、「甲斐市橋梁長寿命化計画」の更新時に耐震補強に関する方針を定める。	「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき５年に１度定期点検を実施し、補修等が必要と判定された場合は修繕を実施している。耐震補強については、「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」の更新に合わせ、今後の方針を定める必要がある。	引き続き定期点検及び修繕を実施する。 また、耐震補強については、「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」の更新に合わせ、今後の方針を定める。	建設課
20	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	農林道に架かる橋梁については、長寿命化計画に基づき 5 年に 1 度定期点検を実施し必要に応じて修繕を実施する。	農林道に架かる橋梁（農道橋梁９橋）については、「甲斐市農道橋梁長寿命化計画」に基づき５年に１度定期点検を実施し維持管理を行っている。	５年に１度実施している定期点検結果に基づき、必要に応じて予算措置を行い、修繕を実施する。また、耐震補強については、「甲斐市農道、林道橋梁長寿命化計画」の更新に合わせ、今後の方針を定める。	農政課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
20	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	農林道に架かる橋梁については、長寿命化計画に基づき５年に１度定期点検を実施し必要に応じて修繕を実施する。	農林道に架かる橋梁（林道橋梁７橋）については、「甲斐市林道橋梁長寿命化計画」に基づき５年に１度定期点検を実施し維持管理を行っている。	５年に１度実施している定期点検結果に基づき、必要に応じて予算措置を行い、修繕を実施する。また、耐震補強については、「甲斐市農道、林道橋梁長寿命化計画」の更新に合わせ、今後の方針を定める。	環境森林課
20	橋梁の耐震化及び長寿命化の推進	未耐震の橋梁が被災した際には、上下水道施設への影響がない場合においても使用が不可能となるおそれがあるため、耐震化、長寿命化を図る。	未耐震の橋梁が被災した際には、上下水道施設への影響がない場合においても使用が不可能となるおそれがあるため、橋梁に併設されている上水道管及び下水道圧送管については、その対象となる橋梁が未耐震施設であるか現状を把握する必要がある。	「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」の進捗を確認し、未耐震の橋梁に添架されている管路については、橋梁の改修に合わせて耐震化対策を検討・実施する。	上下水道工務課
21	道路防災危険箇所等の解消	道路防災危険個所等の解消のため、定期的なパトロールを実施し、危険個所等の解消に向けた整備を推進する。	道路法面の崩壊や落石など未然に防止するため、定期的に点検等を実施するとともに、危険箇所の解消に向けた整備を推進する必要がある。また、市が管轄していない危険な箇所や崩壊のおそれがある箇所については、県など関係機関に早期整備を要望するとともに、連携して土砂災害防止対策を推進する必要がある。	定期点検等を実施し、危険な箇所が発見された場合は、整備を推進する。市が管轄していない危険な箇所等については、関係機関に早期整備を要望するとともに、連携して土砂災害防止対策を推進する。	建設課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
22	交通安全施設等の整備の推進	市が担う交通安全施設の整備及び維持管理に努める。 関係機関との協議による交通事故防止を図る。	交通安全施設等の老朽化に伴い、台風などの強風により倒壊するおそれがあり、災害発生時の機能維持を図るため、順次修繕や移設等を行っている。また、信号機や横断歩道等の交通規制について、自治会からの要望に基づき、警察署への上申を行うことで危険箇所の安全対策を行い、交通量が特に多いと考えられる災害発生時の交通渋滞や交通事故発生の防止を図っている。警察での対応が困難な箇所について、代替となる対策や、災害時の交通事故及び渋滞への対策について、警察署や道路管理者等の関係機関との連携を深める必要がある。	引き続き、交通安全施設の整備及び維持管理に努めるとともに、交通規制等要望の上申による交通安全対策を実施する。また、関係機関との協議を密に行い、交通事故防止を図る。	建設課 防災危機管理課
23	治山事業による土砂災害対策の推進	県と市により山地災害防止パトロールを実施し、危険個所の確認を行う。対策が必要な箇所については、県に要望し、工事等を実施及び市で小規模修繕等を実施。	県と担当職員により「山地災害防止パトロール」を実施し、危険個所の確認を行っている。土砂災害を未然に防ぎ、民家や地域防災計画に位置づけられた避難所・避難路等を保全するため、必要な箇所について、県に引き続き要望し、工事等を実施する必要がある。また、小規模な治山工事については本市で実施するか検討する必要がある。	山地災害防止パトロールの結果、本市において危険と判断された６箇所について、県と協議を行いながら計画的に施工する。	環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
24	開発区域内の公園、緑地等を活用した災害時一時避難所の確保	開発内公園の底地について、有事の際の利用に備え、雑草繁茂リスクの少ない川砂敷やアスファルト舗装等を開発事業者に義務付けるため、要綱改正を行う。	現在、大規模な宅地開発における公園等の整備は行われているが、これらを災害時の一時避難場所として積極的に活用するための基準が不明確である。避難場所としての有効性を高めるためには、防災的観点からの仕様見直しが求められている。	令和 6 年 4 月の要綱改正により、公園等を災害時の避難地としても利用することを考慮し、車椅子利用者を含めた配慮をするよう指導している。今後の要綱改正においても、地域住民共有スペースとして利便性の向上を図る。	防災危機管理課 建築住宅課
25	情報伝達体制の確立	防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール等情報伝達の多様化に努める	発災後に必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線やウェブサイト、LINE などの SNS を始め、消防団による巡回広報など多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。	テレビやラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム（Ｌアラート）、緊急速報メール、SNS の活用、消防団による巡回広報等、情報伝達の多様化に努める。	防災危機管理課
26	防災訓練、防災教育等の実施	総合防災訓練の改善や、水害・土砂災害・複合災害を想定した訓練の実施を検討する。	地震を想定した総合防災訓練を毎年実施しているが、水害や土砂災害などに特化した訓練は実施できていない。今後は、水害や土砂災害、複合災害を想定した訓練を行う必要がある。	総合防災訓練については、随時訓練内容を改善しながら継続して実施する。 また、水害や土砂災害、複合災害を想定した訓練の実施を検討する。	防災危機管理課
26	防災訓練、防災教育等の実施	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう消防署の指導のもと、来庁者及び職員の避難訓練と初期消火訓練を実施する。	敷島庁舎では、地震や火災等の災害時に敏速に初期消火ができるよう、消防署に依頼し初期消火訓練を毎年 1 回実施している。	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、災害発生時においても迅速かつ的確な対応ができるよう、今後も消防署に依頼し防火訓練を継続して実施する。	敷島支所 市民地域課
26	防災訓練、防災教育等の実施	庁舎防火管理規定に基づき、避難・初期消火訓練を実施する。 各部屋に避難経路図を整備する。【双葉庁舎】	双葉庁舎では、地震や火災等の災害時に敏速に初期消火ができるよう、年１回避難・初期消火訓練を実施している。	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、災害発生時においても迅速かつ的確な対応ができるよう、今後も避難・初期消火訓練を継続実施する。	双葉支所 市民地域課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
26	防災訓練、防災教育等の実施	防災訓練、防災教育等を定期的に実施し、平時から備える。	児童館では、児童を安全に避難させるため、避難訓練を実施している。また、施設において防災訓練及び消防署等による出張講座等を開催し、防災意識の向上を図っている。	児童を安全に避難させるため、避難訓練を実施するとともに、講座等の開催により防災意識の向上を図る。 各館によって訓練の内容や回数が相違することから、実施回数の統一を図るなど検討を行う。	子育て支援課（児童係）
26	防災訓練、防災教育等の実施	防災訓練、防災教育等を定期的に実施し、平時から備える。	保育園では、災害時において、園児たちが安全に落ち着いて避難できるよう、月１回以上の避難訓練、年２回の通報訓練、年１回の保護者引き渡し訓練により、一時避難場所及び指定避難所への避難から、保護者への引き渡しが安全かつ速やかに行えるよう、予告あり・予告なし等計画的に訓練を実施している。また、各施設において防災訓練及び消防署等による出張講座等を開催し、防災意識の向上を図っている。	災害時において、園児たちが安全に落ち着いて避難できるよう、避難訓練を実施するとともに、講座等の開催により防災意識の向上を図る。	子育て支援課（保育係）
26	防災訓練、防災教育等の実施	学校安全マニュアル及び避難確保計画に基づく避難訓練、また、防災に関する知識を深めるための授業の実施などを行う。	市内小中学校では、状況に応じて的確な一次避難を行えるよう、予告なしの避難訓練や、短時間で繰り返し行うシェイクアウト訓練、引き渡し訓練などの防災訓練を実施している。	各学校で定めている各種計画に基づく避難訓練等を実施する。 また、児童生徒が防災に関する基礎的基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、適切な意思決定ができる力を身に付けるためのより実践的な防災訓練を推進する。	教育総務課 学校教育課
26	防災訓練、防災教育等の実施	引き続き公民館等において、初期防災訓練・避難訓練を実施する。また、利用者を含めた訓練についても検討する。	各公民館等で年１～２回、初期防災訓練・避難誘導訓練等を実施している。今後は、利用者を含めた訓練も行う必要がある。	引き続き公民館等において、初期防災訓練・避難訓練を実施する。 また、利用者を含めた訓練についても検討する。	生涯学習文化課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
26	防災訓練、防災教育等の実施	危機・安全管理マニュアルの防災面が不足しているため、初動マニュアルの見直しを行い体制整備に努める。	危機発生時に図書館利用者及び職員の安全を確保するとともに、関係機関と連携し対応できるよう体制を確立する必要がある。	危機・安全管理マニュアルの防災面について、初動マニュアルに沿った訓練を行い、その結果から、マニュアルの見直しを行い体制整備に努める。	生涯学習文化課（図書館総務係）
27	ハザードマップの改訂	ハザードマップを改訂し、全戸配布するなど、市民への周知を図る。	ハザードマップについては、法改正や国・県による洪水浸水想定区域の公表を踏まえ、令和３年度に洪水と土砂災害を一体化したハザードマップを作成し全戸配布している。今後は、ハザードマップ以外に災害を未然に防ぐための災害関連情報を充実させていく必要がある。	ハザードマップについては、全戸配布し市民への周知強化を図る。 また、各種ハザードマップの一本化や GIS 等を活用したシステムの構築について検討する。	防災危機管理課
28	地域防災を担う人材の育成	地域防災リーダー及び防災士の養成を行うための各種講座、研修を実施する。	地域における防災活動を積極的に推進する人材を育成することを目的に、甲斐市地域防災リーダーを養成するための講座を開催している。また、修了者の中から、県の甲斐の国防災リーダー養成講座への推薦を行い、防災士の資格取得を促進している。	引き続き、甲斐市地域防災リーダー養成講座を開催し、地域防災リーダー及び防災士有資格者を増員するとともに、そのネットワークづくりの支援を推進する。また、フォローアップ研修についても検討する。	防災危機管理課
29	地域集会施設の整備	地域集会施設の一時避難場所としての変更や施設の改修を検討する。	市内の地域集会施設の一部は、大規模災害時における地域住民の一次避難場所として指定されているが、耐震化されていない施設もあるため、避難所が避難場所として安全であるか確認するとともに、必要に応じて関係課と連携し場所の変更や施設整備を検討する必要がある。	地域集会施設が一次避難場所として適切に機能するか確認するとともに、指定施設の耐震化と災害リスクを再確認する。耐震性が不十分な施設については、必要に応じて関係課と連携し避難場所の変更や、耐震改修等の補助を行い安全を確保する。	市民協働推進課 防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
30	災害関連情報の収集・共有体制の構築	関係機関との連絡体制を確認し、初動体制を整える。	山梨県総合防災情報システムを利用して被災情報等の情報収集及び情報共有を行っているが、災害対応時は現場情報とのタイムラグが生じるおそれがある。迅速な応急救援を行うためには、県・警察・消防など関係機関への連絡体制を明確にし、初動体制を整えておく必要がある。	災害時には、山梨県総合防災情報システムのほか、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）も活用するため、訓練等を通じて平時から、システム操作や関係機関との連絡体制を確認し初動体制を整える。	防災危機管理課
31	自主防災組織の結成推進	自主防災組織率及び地区防災計画策定率の向上を図る。 自治会未加入者も含めた自主防災組織の在り方について検討する。	自治会における自主防災組織の組織率は55.6%、地区防災計画の策定率は19.3%であり（令和８年７月末現在）、講座などを通じて地域における防災・減災意識を啓発し、組織率・策定率を向上させる必要がある。また、自治会未加入者も含めた共助に基づいた自主防災組織の在り方についても検討する必要がある。	自治会向けの講座や研修会等を開催し、自主防災組織率及び地区防災計画策定率の向上を図る。 また、自治会未加入者も含めた共助に基づく自主防災組織の在り方についても検討する。	防災危機管理課
32	自主防災組織に対する財政的支援	自主防災組織へ訓練事業費及び資機材整備事業費の補助金を交付する。	住民の災害に備えた訓練を促進し、住民の生命・身体・財産の保全を図るため、自主防災組織が行う訓練・防災活動及び防災資機材の購入に対して補助金を交付している。今後も引き続き、補助金を交付していく必要がある。	引き続き、自主防災組織へ訓練事業費及び資機材整備事業費の補助金を交付し、自治会における防災体制の強化を図る。 自主防災組織に対する訓練事業費補助金と資機材整備事業費補助金の統合の可否を含め、制度の見直しについて検討する	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
33	民生委員の見守り等による高齢者の安全対策	民生委員の見守り活動を通じて、災害時に高齢者が適切に行動できるよう、自治会や関係機関と連携し支援する。また、民生委員自身の安否確認を目的とした災害時情報伝達訓練を定期的に実施する。	民生委員による高齢者の見守り活動を実施している。民生委員一人では、地域の高齢者の支援は不可能であるため、自治会や関係機関と連携した体制を整える必要がある。また、避難支援関係者である民生委員自身の安否確認を目的とした災害時情報伝達訓練を防災訓練の際に実施している。	民生委員の見守り活動を通じて、災害時に高齢者が適切に行動できるよう、自治会や関係機関と連携し支援する。また、民生委員自身の安否確認を目的とした災害時情報伝達訓練を、今後も定期的に実施する。	福祉課
34	個別避難計画の策定	自治会等への説明会を実施し、個別避難計画策定の理解を求める。	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿に基づく、支援者毎の個別避難計画を作成する必要があるが、人員や財源、ノウハウ不足、体制整備などが課題である。そのため、モデル地区の選定や優先順位付けを行うなど、計画性をもって進める必要がある。	個別避難計画の策定に向けては、福祉部内で連携し、先進事例やガイドラインを参考に調査研究を行い、計画作成を進める。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 防災危機管理課
35	避難時等配慮マニュアル（障がい者用）の策定	関係機関と課題の洗い出しや対策などについて協議し、連携強化について協議する。	避難時等配慮マニュアル（「障がいのある方を支援するためのガイドブック」）を策定済みである。今後は、障がいの特性に応じた配慮事項について、市民、自主防災組織、避難所運営関係者等への周知を進めるとともに、防災訓練等で活用し、内容の実効性を検証する必要がある。	避難時等配慮マニュアル（「障がいのある方を支援するためのガイドブック」）を市民、自主防災組織、避難所運営関係者等へ周知し、防災訓練や研修等で活用する。訓練等で把握した課題や制度改正を踏まえ、必要に応じて内容を見直す。	障がい者支援課
36	避難行動要支援者台帳の作成	平時から活用される名簿を、関係機関へ情報提供し、見守り活動や避難支援活動へ役立てる	平時から活用される名簿を、自治会・民生委員・警察署・消防署などの避難支援を行う関係機関へ情報提供し、日頃からの見守り活動や避難支援活動へ役立てている。	引き続き、避難行動要支援者名簿の更新を行いながら、避難支援関係機関へ適切に情報提供を行う。	障がい者支援課 長寿推進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
37	緊急避難場所の確保	民間施設や公共施設における緊急避難場所の拡充に努める	市の公共施設 20 箇所を水害時指定緊急避難場所として指定しているほか、浸水想定区域外の高台に立地している民間施設や３階以上の施設を保有している民間施設等との間で、緊急避難場所の提供に関する協定を18件締結している。大規模な水害時には、市内の南部地域の大部分が浸水想定区域内となることから、緊急避難場所としては十分な数を確保できていない状況である。	浸水想定区域外の高台に立地している民間施設や３階以上の施設を有する民間施設との協定締結を進めるとともに、公共施設の指定についても拡充を図る。また、広域避難も含め緊急避難場所の確保に努める。	防災危機管理課
38	タイムラインの作成及び運用	県管理河川についてタイムラインを作成する。 市民のマイタイムライン作成を推進する。	災害発生の予測がある程度可能な台風等について、国の管理河川である富士川を対象に事前の防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を作成している。今後は、出水期の活用状況等を踏まえ、充実・改善していくとともに県の管理河川についても作成を検討する必要がある。	富士川におけるタイムラインの充実・改善を図り、県管理河川である荒川・貢川・塩川についても作成を進める。 新たに作成するハザードマップを活用し、住民向けの説明会を開催する中でマイタイムラインの作成を促進する。	防災危機管理課
39	避難確保計画作成の推進	福祉部門と連携を図り、施設への指導を強化し、計画作成と内容充実を促進する。	地域防災計画への要配慮者利用施設の位置づけを行い、避難確保計画未提出施設への指導を強化し作成を促している。提出済の施設に対しては、計画を実行性のあるものとするため、内容の見直し等の指導を福祉部門と連携しながら進めていく必要がある。	未提出施設への指導強化を図り作成を促す。また、提出済の施設に対しては、計画を実行性のあるものとするため、内容の見直し等の指導を福祉部門と連携しながら進める。	防災危機管理課 要配慮者利用施設所管課
40	避難確保計画に基づく訓練実施の促進	施設に対し訓練の実施及び結果報告提出の徹底を要請する。	要配慮者利用施設に対し、避難確保計画に基づく避難訓練を実施するよう促進している。今後は、訓練実施結果報告書の提出を徹底する必要がある。	避難確保計画に基づき、要配慮者利用施設に対し、年１回以上の避難訓練の実施及び訓練実施結果報告書の提出の徹底について要請する。	防災危機管理課 要配慮者利用施設所管課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
41	外国人旅行者に対する防災・災害情報提供体制の整備	市ウェブサイトに、本県の外国人旅行者向け防災情報カードや多言語対応の防災情報アプリを掲載して活用を呼び掛ける。	外国人観光客に対して、市独自の防災情報提供体制が整備されていないことから、本県の外国人旅行者向け防災情報カードや多言語対応の防災情報アプリの活用を呼びかけるなど、情報提供体制を整備する必要がある。	市ウェブサイトに、本県の外国人旅行者向け防災情報カードや多言語対応の防災情報アプリを掲載して活用を呼び掛ける。	市民協働推進課
42	通信機器の確保	平時から職員が操作訓練や研修に参加するとともに、操作マニュアルの整備を検討する。	市デジタル防災行政無線、災害時優先電話、山梨県防災行政無線（衛星系・地上系）、衛星携帯電話、特設公衆電話、デジタル簡易無線など複数の通信手段を確保しており、定期的な維持管理及び訓練を行い、異常が無いことを確認している。	災害時における迅速かつ的確な情報収集と発信を行うため、引き続き職員への教育や訓練を行い、平時から操作方法を習得しておくとともに、操作マニュアルの整備を検討する。	防災危機管理課
43	防災情報システムの構築	有効的な防災情報システムの導入を検討する。	災害対策本部において円滑な運営を進めるには、迅速な被災情報の入手、避難発令判断、物資・避難所管理などの災害対策の一元的な操作が可能な防災情報システムの整備が必要である。	国が構築を進めている防災関係プラットフォームや、市が導入を検討している統合型 GIS の有効性などを検証し、導入を検討する。	防災危機管理課
44	防災行政無線の整備	デジタル行政無線の維持管理を行い、電波障害や難聴地域の解消を図る。	デジタル防災行政無線については、定期的な保守点検を実施するとともに、再送信子局や個別受信機を設置するなど、電波障害や難聴地域への対応を行っており、今後も、電波障害や難聴地域の解消を図る必要がある。	デジタル防災行政無線の維持管理や個別受信機の設置補助を行い、電波障害や難聴地域の解消を図り、代替手段としてメール配信やテレフォンサービスの周知に努める。	防災危機管理課
45	情報伝達手段の拡充	防災行政無線のメール配信サービス・テレフォンサービスや市公式ＳＮＳなどを活用し積極的な情報伝達に努める。	防災行政無線のメール配信サービスでは、2,218 人が登録されているが、登録者数は伸び悩んでいる。SNS やアプリを活用するなど、市民への情報伝達手段については複数を確保する必要がある。	防災行政無線のメール配信サービスへの登録やテレフォンサービスを周知し、市公式 SNS や民間が提供する防災アプリ、緊急速報メール（エリアメール）など、プッシュ型の情報手段を活用し積極的な情報伝達に努める。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
46	市民への情報伝達体制の整備	市からの情報を迅速かつ正確に発信するとともに、多くの市民の方に周知していくため、各 SNS のフォロワー・友だち数を増やし情報を提供していく。	平時は市広報誌により防災意識の啓発を行っている。災害時は即応性のある市ウェブサイト、市 SNS(X、LINE、フェイスブック)、広報車などで情報発信を行い、アナログ、デジタルの両面で市民に災害情報等の周知を行っている。	ICT（情報通信技術）の積極的な活用を推進し、災害発生時に速やかに多くの市民に災害情報等の発信を行うため、SNS 利用者の一層の増加を図る。	秘書課
46	市民への情報伝達体制の整備	市民の安全を確保するため、GIS を活用したハザードマップや災害時指定避難場所などの地図情報をインターネットにより平時から発信することを検討する。	公開型 GIS を導入し、ハザードマップや災害時指定避難場所などの地図情報をインターネットにより平時から発信している。また、地震ハザードマップ及びドローンを活用した防災関連空撮動画を追加配信するなど、災害に備えるための情報拡大を図っている。	公開型 GIS を平時から発信し、洪水・地震ハザードマップ、災害関連空撮動画、災害時指定避難場所など、災害を未然に防ぐための災害関連情報を充実させていく。	政策戦略課 防災危機管理課
47	防災・減災に関する専門知識を有したアドバイザー等の活用	アドバイザーを活用し、職員や市民の防災意識向上を図る。	平成 29 年度に防災危機管理アドバイザー設置要綱を制定し、防災、減災等に関して専門的立場からの指導及び助言を得られる体制を確保し、職員の防災意識の向上や知識習得を図っている。	引き続き、専門知識を有したアドバイザーを始めとした外部人材を積極的に活用し、職員全体の危機管理能力や市民の防災意識向上のための研修・講座を開催する。	防災危機管理課
48	災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	関係団体と連携し、市内の災害関連の NPO、ボランティア団体の把握に努める。	災害時における外国人対応として国際交流協会等を通じて、通訳・翻訳ボランティアの人材発掘に努めるなどボランティア活動体制を整え、災害対応を整備する必要がある。	災害が発生した場合において、外国語による正確な情報提供や、相談対応を行えるよう関係団体等と連携し情報共有を図る。また、ボランティア活動に必要な物資調達の体制など協力体制のあり方について検討する。	市民協働推進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
49	土地利用の適正な規制と誘導	適正な届出事務処理を行う	大規模土地の取引等については、「国土利用計画法」により規模・面積に応じて届け出が義務付けられており、山林等を含むような開発事業は、自然環境や住民生活に大きく影響し、災害を引き起こす要素もあることから、適正な開発及び利用について注視する必要がある。	合理的な土地利用の確保や乱開発の未然防止を図るため、関連部署との情報共有及び意見聴取を行い、適正な届出事務処理を行う。	都市計画課
49	土地利用の適正な規制と誘導	甲斐市立地適正化計画を策定し、適正な土地利用を示し、居住誘導を促す。	災害危険区域などの「災害レッドゾーン」における開発行為については、都市計画法の定めにより自己用住宅などを除き、原則禁止とされている。しかし、近年、頻発し、激甚化する台風や豪雨などの自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおいては、新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から、総合的な対策を講じる事が喫緊の課題である。	「甲斐市立地適正化計画」に基づきコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指す中で、災害ハザードエリアにおいては、新規立地の抑制、移転の促進など災害人口を未然防止する防災まちづくりを進める。	都市計画課
50	雨水・排水対策の充実	公共施設にグラウンド貯留や雨水貯留浸透施設等の整備を検討する。	近年、ゲリラ豪雨と宅地開発の影響により、水位が急激に上昇し、水路や道路側溝の許容量を超え、道路冠水や住宅に浸水する箇所が増えている。また、水路の断面積の拡大を進めても、流下先が他市町村になるため、水路整備には期間・費用負担などの課題がある。そのため、小中学校や公園等の公共施設に雨水貯留浸透施設の整備を推進する必要がある。	ゲリラ豪雨による道路冠水や住宅浸水を防ぐため、関係部署と連携し、公共施設にグラウンド貯留や雨水貯留浸透施設等の整備を検討する。	建設課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
50	雨水・排水対策の充実	近年、気候変動等に伴い大雨が頻発化・激甚化しており、短時間の大雨により道路の冠水が発生している。特に、アンダーパスは周辺の道路より低い位置に設けられていることから、周辺から雨水が集中しやすく、短時間で水位が急激に上昇する恐れがある。こうしたことから、アンダーパス冠水事故を防止するため設備及び運用の両面から各箇所の状況に応じた対策を推進する必要がある。	竜王駅東通り線アンダーパス及びＪＲ塩崎駅アンダーパス排水施設については、排水ポンプの保守点検及び緊急通報システムによる管理を行っている。また、停電時には自家用電気工作物（自家発電機）によりポンプが不動にならない対策を講じている。	アンダーパスの冠水事故を防止するため、停電や設備故障、通信障害等による、排水設備が正常に機能しない場合においても、冠水時における速やかな交通規制及び進入防止対策を組み合わせた多重防御により安全確保することを検討する。	建設課
51	河川・水路の維持管理・改修の実施	河川・水路の土砂等の除去や支障木の伐採を実施する。 自治会要望や雨水対策調査に基づき、被害箇所等の河川・水路の改修等を実施する。	災害時において、河川・水路が十分に機能を発揮するよう、適切な維持管理を行う必要がある。また、ゲリラ豪雨や台風に備え、河川においては、過去に氾濫した箇所や氾濫のおそれがある箇所の護岸改修や浚渫・支障木の伐採、水路等においては、浸水被害のあった箇所の水路改修や土砂等の除去を実施するとともに、定期的な維持管理に努める必要がある	災害時に河川・水路の機能が発揮するよう、地域住民の協力のもと土砂等の除去や支障木の伐採を実施するとともに、被害箇所や被害のおそれがある箇所について、河川・水路の改修等を実施する。	建設課
52	河川・水路環境の整備	水路環境整備のために市民と連携して、地区一斉河川清掃を継続して実施する。	河川や水路の環境整備を図るため、市民等と連携して、地区一斉河川清掃を定期的に実施している。	地区一斉河川清掃の実施を継続し、河川や水路の環境整備に努める。	環境森林課
53	水防団の体制整備と機能の充実	水防団の体制整備と機能充実を図る。	現状は水防団としての活動が縮小傾向にある。	甲斐市水防団としての組織の在り方や業務の見直しを行うため、甲斐市消防団との協議を行い、体制整備と機能充実を図る。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
54	水防用資材の備蓄の推進	水防資機材の計画的な備蓄に努める。	水防資材として、土のう・スコップ・ビニールシート・照明具等を備蓄しているが、資機材の保管場所が限られ、備蓄倉庫は浸水想定区域内に立地している。	土のう作り訓練の実施や必要な水防資機材の計画的な備蓄に努める。 また、他の備蓄品とともに、浸水想定区域内の備蓄倉庫については、分散保管や移設等も含め、今後の対応を検討する。	防災危機管理課
54	水防用資材の備蓄の推進	新規防災倉庫を検討する。	水防資材として、土のう・スコップ・ビニールシート・照明具等を備蓄しているが、資機材の保管場所が限られ、備蓄倉庫は浸水想定区域内に立地している。	土のう作り訓練の実施や必要な水防資機材の計画的な備蓄に努める。 また、他の備蓄品とともに、浸水想定区域内の備蓄倉庫については、分散保管や移設等も含め、今後の対応を検討する。	防災危機管理課
55	国・県が管理する河川の改修等の要望	河川の浚渫などの改修を行うよう要望する。	国・県が管理する河川については、近年の大雨などにより、草や流木、土砂等が堆積し河床が徐々に上がることで、洪水が発生する危険性がある。	国・県に対し、積極的に河川の浚渫などの改修を行うよう要望する。	建設課
56	流域治水の推進	富士川流域減災対策協議会及び鎌田川流域治水協議会に参加する中で、関係機関と連携して、治水対策を一体的、計画的に推進する。	近年の豪雨災害の状況を踏まえると、治水対策をこれまで以上に充実・強化するため、流域全体で一体となった治水対策に取り組むことが必要である。	富士川流域の関係自治体及び国土交通省で構成する「富士川流域における減災対策協議会」に参加し、関係機関と連携して減災のための情報を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。	建設課 防災危機管理課
57	土砂災害を防ぐため池施設整備の推進	県と県土連と市によるパトロールを実施し、危険箇所の確認を行っている。県と連携を図りながら随時改修を行う。	ため池事業による土砂災害対策の推進のため、県と県土連と市による「ため池災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っている。必要な箇所について、県に引き続き要望し、事業実施する必要がある。ため池耐震診断調査により市が管理している全９箇所のため池が改修対象となる。	４箇所のため池の改修は完了しており、残り５箇所については、今後、県と連携を図りながら随時改修を行う。	農政課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
58	防災カメラの整備の推進	河川の状況を的確に把握し、洪水による被害の軽減を図るため、防災カメラの設置箇所及び設置台数を検討する。	本市では、防災カメラを釜無川に１台、亀沢川に２台整備している。今後は、ほかの河川についても、洪水や内水氾濫による被害の軽減に向け、防災カメラの必要性を踏まえ、設置箇所及び設置台数を検討する必要がある。また、平時の河川状況や災害発生後の被害状況を記録・確認するため録画機能を備えた防災カメラの導入についても検討する必要がある。	洪水や内水氾濫の発生に備え、市が河川の状況を的確に把握し、迅速な対応につなげるとともに、市民の適切な避難判断に活用できるよう、防災カメラの設置箇所及び設置台数、情報の提供方法について検討する。また、録画機能を活用し、市が平時の河川状況や災害発生後の被災状況を把握できるよう、運用方法についても検討する。	防災危機管理課
59	水門・マチの適正な維持の推進	道路冠水・住宅浸水を防ぐため、水門やマチの管理者を明確化する。 管理者に対し、適正な管理を依頼する。	ゲリラ豪雨や台風時における市街地の水路や道路側溝では、地域住民による水門やマチの管理が徹底されておらず、道路冠水や住宅が浸水する被害が発生しているため、管理者を明確にするとともに、適正管理する必要がある。	道路冠水や住宅浸水を防ぐため、水門やマチの管理者を明確にするとともに、管理者に対し適正な管理を依頼する。	建設課 農政課
60	水門（高岩頭首工）の自動制御化	ゲリラ豪雨時に備え、市街地での道路冠水や住宅浸水を防ぐため、釜無川及び荒川における水門の自動制御化を実施する。	現在、釜無川及び荒川における水門の管理は管理人が現地に赴くか、遠隔操作により開閉作業を行っているが、ゲリラ豪雨等の場合、降り始めから水門の操作までのタイムラグの発生により、市街地の水路等では大量の水が流下し道路冠水や住宅が浸水する被害が発生しているため、水門の自動制御化を検討する必要がある。	ゲリラ豪雨等に備え、市街地での道路冠水や住宅浸水を防ぐため、釜無川及び荒川における水門の今後の管理方法について、安全性を確保しながらの自動制御化に向け検討する。	農政課 建設課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
61	メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導	山梨県が制定した「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、山梨県と連携し発電事業に指導を行う。	メガソーラー発電所の設置については、これまで「山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」や関係法令等で、景観・自然環境の保全、防災等の安全性に配慮した適正な設置を指導しているが、発電事業者が法令等を遵守せず排水工事を進めていたことが判明し、地域住民が不安視するなど、メガソーラー発電所に様々なリスクが顕在化している。	山梨県が新たに制定した「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、災害リスクの高い区域への新規設置に関する規制、既存施設の適正な維持管理について、山梨県と連携し発電事業者に指導を行う。 また、地域住民の不安を払拭するよう、市独自のメガソーラー規制条例の制定について、先進事例の調査を行う。	環境森林課
62	森林の適正管理	森林経営管理制度を運用し、適切に経営管理されていない森林の整備に繋げる森林の環境整備を行っていく。	森林所有者の不在村化、高齢化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、適正に管理されていない森林が増加している。適期に施業が行われていない森林は大規模な森林被害が発生するおそれがあるため、森林の公益的機能が発揮できる森林整備・保全を推進していく必要がある。	森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度を活用し、施業履歴がなく、手入れのされていない森林の適切な管理を行うことで、森林の公益的機能を保持し、山崩れや土砂災害等の災害を未然に防止できるよう森林の環境整備を行う。	環境森林課
63	森林の総合利用の推進	森林の持つ多面的な機能を総合的に活用するため、各分野において関係機関等と連携して取り組んでいく。	土砂災害の防止や、水源の涵養、生物多様性の保全、木材の生産など、森林の持つ機能を発揮する以外に、保健休養や教育の場として利用するなど、森林の総合的な利用を推進し、森林の持つ多面的機能や、災害の危険性等を広く周知していく必要がある。	各分野において、関係機関等と連携した取り組みを検討し、森林の持つ多面的な機能の総合的な活用を推進する。	環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
64	林地開発の適正指導の推進	土砂の流出や水害等災害の未然防止に配慮した利用に誘導するなど、森林の公益的機能が阻害されず、適正に開発行為が行われるよう指導を行っていく。	林地開発行為については、大規模開発は県の許可制度、それ以外の小規模な開発は市の要綱に基づき届出が必要となっている。太陽光発電施設をはじめとする、森林の伐採を伴う開発行為の増加により、森林環境や景観への影響、土砂災害の発生が危惧されるなど、様々な問題が顕在化している。	県許可の対象となる開発行為については、県からの意見照会に対し答申を行い、市への届出対象となる開発については、土砂の流出や水害等災害の未然防止に配慮した適正な利用に誘導するなど、森林の持つ公益的機能が阻害されず、適正に開発行為が行われるよう指導する。	環境森林課
65	荒廃農地解消対策の推進	毎年、市内の農地すべての調査を行い、耕作放棄地の所有者に対し適正利用の指導を行う。	農業従事者の高齢化や、後継者の多くが給与所得者である現状から、管理されなくなった農地の荒廃農地化が懸念される状況にある中、農業委員会と連携し、荒廃農地解消に向けた取り組みとして、毎年、農地利用状況調査を行っており、令和７年度は1,296ha（33,495筆）の調査を実施。また、農地集積・集約化のため、遊休地化した農地への再生作業を行う、機構借受農地整備事業も実施しており、令和６年度は２件、3,620㎡の農地整備工事を実施した。なお、令和７年度については、借受人の事業計画変更により実施していない。	再生利用が可能な遊休農地の所有者には、利用意向調査を実施するなど、農地の有効利用を図るための取り組みを強化していく。また、今後も計画的に農地整備工事を進める。	農政課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
66	農業振興地域整備計画の策定・推進	国の指針・県の方針変更等に伴い、優良な農地を保全し、農業振興のため計画見直しを行う。	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための「農業振興地域整備計画」については、概ね５年ごとに見直しを行っている。次回は令和 10 年度を予定しているため、国の指針や県の方針変更、経済事情の変動、その他の情勢の推移等を考慮し計画を見直す。	国の指針・県の方針変更等に伴い見直しを行い、優良な農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に推進する。	農政課
67	林業労働者・後継者の育成	林業労働者の福祉の向上及び、林業の安定した発展を図るため、補助金等を交付し、林業労働力の確保に努める。	労働環境の厳しさや収入が不安定であることなどから、林業労働者は増えていない状況である。国・県の補助金を活用し、森林組合が行う職員設置事業、林業労働者通年就労奨励事業に対し補助金の交付を行っているが、今後、森林経営管理制度の運用に伴い、森林整備量が増加する見込みであり、林業労働者の確保に努めていく必要がある。	林業労働者の福祉の向上を図り、林業の安定した発展を図るため、引き続き補助金等を活用し、林業労働力の確保に努める。	環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
68	木質バイオマス発電事業の推進	木質バイオマス発電所の安定的な稼働と、燃料となる森林木材の円滑な集荷体制の構築を支援する。	「甲斐市バイオマス産業都市構想」に基づき、燃料となる森林木材の集荷により、森林施業の推進、林業労働者、後継者の育成、間伐材等の利用促進を目的とした木質バイオマス発電所の整備に向け、発電事業者と事業を推進している。木質バイオマス発電所の整備に向け、令和３年７月に発電事業者（民間事業者）と「甲斐市木質バイオマス発電事業に関する協定書」を締結。発電所の早期稼働に向け、協定書に定める双方の「役割」に基づき、事業を推進している。「甲斐市バイオマス産業都市構想」に基づき、事業を推進した結果、令和５年９月より民間事業による木質バイオマス発電所の商業運転が開始された。現在は、発電所の安定稼働に加え、未利用材（間伐材等）の効率的な収集・運搬システムの構築が進められており、森林施業の活性化に寄与している。	木質バイオマス発電所の燃料となる森林木材の集荷により、森林施業の推進、林業労働者、後継者の育成、間伐材等の利用を促進する。	環境森林課
69	木質バイオマス発電所の排熱活用	木質バイオマス発電所から発生する排熱を公共施設や農業施設に熱エネルギーとして活用する熱供給設備を整備する。 熱エネルギーとして農業等に活用する。	「甲斐市バイオマス産業都市構想」に基づき、農業等への排熱利用に向け、サウンディング等を通じ民間事業者による事業化について検討を進めている。	木質バイオマス発電所の排熱を農業等に活用することにより、新規就農の促進、民間事業者の事業参入及び産業振興を図る。	脱炭素社会推進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
70	県産材需要拡大の推進	市が整備する公共建築物等への県産木材の利用を促進する。また、県産木材の啓発を行う。	令和２年３月に山梨県が策定した「県産木材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、公共施設の木造・木質化について、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施している。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材の PR に努めているが、市全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を推進する必要がある。	本市において策定している「甲斐市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、市が整備する公共建築物等への木材の利用を進めることで、県産材の需要拡大、森林資源の活用、森林の有する公益的機能の発揮、及び地域産業の振興を図る。	環境森林課
71	就農定着支援の充実	農林業の担い手確保・育成対策を推進する。	新規就農者は増加しており、地域農業の活性化に繋がっている。就農者の定着を図るための対策を推進する必要がある。	補助金等の活用により、農林業の担い手確保・育成対策を推進する。	農政課
72	木質バイオマス等の利活用の推進	間伐や松くい虫被害木等の利用価値の低い林地残材を木質バイオマス発電の燃料として活用されるよう促進する。	松くい虫被害木や間伐材等は、そのほとんどが搬出コストや搬出先における利用等の課題から、そのまま森林に放置される林地残材となり、森林が荒廃する要因のひとつとなっている。それらの有効利用について検討する必要がある。	間伐材等の集成材への利用促進を図るとともに、利用価値の低い林地残材については、木質バイオマス発電事業の燃料として利用するなど、森林資源の循環利用を推進し、多面的機能を発揮できる健全な森林の整備や地域林業の活性化を図る。	環境森林課
73	鳥獣被害対策の推進	野生鳥獣による農林業への被害防止対策として、生息環境調査や防止技術等を研究し、対策を講じていく。また、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟免許所持者の確保に努める。	野生鳥獣による農林業被害が増加しており、有害鳥獣の出没範囲も年々広範囲になっている。「鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会等と連携し鳥獣被害対策を実施しているが、隊員の高齢化及び新規隊員の確保が課題となっている。	野生鳥獣による農林業への被害防止対策を実施するため、関係機関と連携し、生息環境調査や効果的な防止技術等を研究し、対策を講じるとともに、ＩＣＴ機器を導入し、捕獲活動の効率化や省力化を図る。また、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保するため、取得費補助を行う。	環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
74	農業と観光の連携による農地の保全と活用	バイオマスを活用し、農業者自らが経営の多角化や高度化を目指せる農業を推進する。	農業活性化のために、地域資源を活用した観光農園等の新たな事業を展開し、特色ある農産物等の生産と加工・販売の一体化による 6 次産業化を推進する必要がある。	木質バイオマスを活用した新たな農業施設を整備し、農業者自らが経営の多角化や高度化を目指ざせる農業を推進する。	農政課
75	土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進	山梨県急傾斜崩壊対策事業を活用し、堰堤（砂防ダム）工事の実施等の対策を推進する。	砂防施設整備については、国や県との調整を行い砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業の適切かつ早期整備を要請するとともに、連携して土砂災害防止対策を推進する必要がある。なお、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域において、令和 12 年度までの対策計画が示されている。	地域住民とともに、山間部での土石流や急傾斜地崩壊など起こりうる危険箇所の発見に努め、山地災害の発生を未然に防止するために、山梨県急傾斜崩壊対策事業を活用するとともに、堰堤（砂防ダム）工事の実施等を関係機関と協議を行いながら対策を推進する。	建設課
76	土砂災害警戒区域内自治会への啓発強化	土砂災害警戒区域内の自治会に対する土砂災害ハザードマップ等による周知	令和 3 年度に策定した土砂災害ハザードマップによる周知を行っている。	土砂災害警戒区域の見直しを図り、土砂災害ハザードマップの改定を行う。	防災危機管理課
77	太陽光発電施設の指導及び普及促進	山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づく指導及び助言を行うとともに、公共施設や一般住宅における導入支援に向けた取組みを実施する	山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドライン、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例に基づく指導、助言を行っているほか、脱炭素先行地域づくり事業として、対象区域における再エネ導入を推進している。 「2050 年カーボンニュートラル」・「ゼロカーボンシティの実現」に向け太陽光発電設備等の再エネ設備の導入促進とともに、分散型エネルギーとして効率的利用を検討する必要がある。	メガソーラー発電所の設置については、景観・自然環境の保全、防災等の安全性に配慮するよう適正な設置、維持管理を指導する。また、一般住宅における太陽光発電等の再エネ設備や、高効率な省エネ設備の導入に伴う補助について調査・検討を行う。	脱炭素社会推進課 環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
78	火山噴火防災対策の推進	庁内の初動体制を検討し、関係機関との体制整備を進める。	山梨県における活火山は富士山のみであり、また、本市から最も近い活火山としては、長野県の横岳（八ヶ岳）がある。距離的にも火山噴火に伴い本市で多数の死傷者が発生する可能性は低いが、地震対策と併せ、平時から火山防災対策を検討しておく必要がある。	火山噴火に備えるため、庁内の初動体制を検討し、関係機関との連絡調整のための体制整備を進め、火山灰による市民生活への影響を最小限に抑えるよう努める。	防災危機管理課
79	火山灰除去体制の整備	火山灰の除去に関し、建設安全協議会との協定締結及び消防団の初動体制を検討する。	噴火により道路に降り積もった火山灰等を取り除く体制が整っていないことから、除雪に準じた協定を締結するなど、民間企業等との協力体制や、消防団の初動体制を構築する必要がある。	建設安全協議会と協議を行い、積雪時の除去に加え火山灰の除去に関する協定の締結を検討するとともに、消防団の初動体制を検討し、体制整備に努める。	防災危機管理課
80	降雪対応マニュアルの運用	降雪対策マニュアルを見直し、除雪計画の策定を検討する。	平成 26 年２月の豪雪を受けて、同年８月に降雪対策マニュアルを大幅に改定した。今後も、必要に応じて適宜マニュアルを見直すとともに、国・県と連携した除雪計画を策定する必要がある。	引き続き、マニュアル及び協定に基づく降雪対応を行い、必要に応じてマニュアルを見直し、国・県とも連携した除雪計画を検討する。	防災危機管理課
81	除雪に関する協定の締結	除雪に関する新たな協定先を検討する。	建設安全議協会や北部の山間部に立地する企業と、積雪時等における除去作業に関する協定を締結している。今後も、重機を所有している企業等と協議を行うなど、協定の締結を進める必要がある。	建設業者の協力のもと協定に基づく除雪作業を実施する。 また、豪雪の被害は市内の広範囲に及ぶことから、重機を所有している企業等と協議を行うなど、新たな協定先についても検討する。	防災危機管理課
82	防災機能を備えた公園への見直し	各公園へ備蓄倉庫や貯水槽等といった防災設備の拡充を検討する。	防災公園に位置づけていない都市公園の多くは、現在、避難場所としての機能以外は有していないため、今後は防災機能を備えた公園として災害時に活用できるよう見直しを行う必要がある。	現在、防災機能を有していない都市公園、市立公園について、今後、関係部署と調整し、国や県の補助金、交付金等を活用しながら、必要な機能の追加整備を検討する。	都市計画課 防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
83	医薬品等の備蓄・供給体制の整備	避難所（医療救護所）開設の長期化に対応するための衛生物品の備蓄と備品の整備	医療救護所に関する医薬品衛生材料、携帯型救急セットの入替点検は実施。ただし、初動分であり不足した場合はEMISにて供給依頼をする体制のため長期化した場合、十分な備蓄量とは言えない。近年、災害時に医療救護所の設置はされず、医療活動に関しては DMAT 等が中心となっている。	医療活動に関しては、DMAT 等が中心となっていることから受援体制や避難所巡回型の健康管理体制の構築を図る。それに伴い、避難所における衛生管理に必要な物品の備蓄を進める。薬剤師会や医薬品卸売業者等との確保体制を整備する。※中巨摩東薬剤師会と協定済。	健康増進課
84	医療救護の広域応援体制の整備	地区医師会からのスタッフ派遣等の協定締結、外部有資格者等マンパワーの確保のための仕組みづくり	地区医師会との協定締結済だが、情報伝達方法や医療救護所設置基準が実態にそぐわない状況にある。近年の事例では、DMAT や他県からの派遣医療チームが医療活動の中心となり、従来の医療救護所は設置されていない。市としては受援体制の整備・強化が必要。また診療所前救護所や避難所巡回型の避難生活における健康管理体制の強化が必要。	医療救護所の設置に関しては、地区医師会と協議を行い、実態に即した設置基準や情報伝達方法の見直し、体制整備を図る。また、外部からの応援を受け入れる受援体制の整備や、各種マニュアルの作成を進める。	健康増進課
85	医師会等との協定の締結	医療関係団体との連絡体制の整備や初動マニュアルの見直し	医師会や歯科医師会、薬剤師会との医療救護活動に関する協定を締結している。平時から連絡体制や救護活動内容について確認しておく必要がある。	健康増進課と連携し、迅速な医療救護活動が行えるよう、協定先との連絡体制の整備や初動マニュアルの見直しを行う。	健康増進課 防災危機管理課
86	消防団員への普通救命講習等の実施	消防本部と連携し、消防団員の救命講習を受講し専門知識の習得に努める。	消防本部が主催する普通救命講習を受講しているが、全ての消防団員が受講できていない。	消防本部と連携し、消防団員への普通救命講習を実施するとともに、更なる専門知識の習得に向けた講習についても検討する。	防災危機管理課
87	大規模災害時医療救護マニュアルの改訂	災害の激甚化・多様化に対応したマニュアルの改訂	甲斐市大規模災害時医療救護活動マニュアルはこれまでも随時改定されてきたが、近年の災害事例をもとに実効性をより重視した内容へ改定していく必要がある。	激甚化・多様化する自然災害に対応できるよう、検証を行い、実効性を重視した内容に改定していく。	健康増進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
88	市道の環境整備と維持管理	市道の維持管理のため定期的なパトロールを実施し、道路改良や道路側溝の改良を行う。（道路維持管理事業）	道路維持管理業務高度化に向けた取り組みのもと、道路改良や道路側溝の改修による幅員確保などで、安全に利用できる道路環境の整備を推進する必要がある。	定期的なパトロールの実施や利用者からの通報をシステム管理し、維持管理水準を高め、事後保全から予防保全へ移行することで、安全に利用できる道路環境の整備を推進する。	建設課
88	市道の環境整備と維持管理	道路改良や道路側溝の改修による道路環境の整備を推進する。（道路維持管理事業・道路舗装事業・道路新設改良事業）	日常の維持管理はもとより地域住民の協力のもと、道路改良や道路側溝の改修による幅員確保などで、安全に利用できる道路環境の整備を推進する必要がある。	定期的なパトロールの実施や利用者からの通報を基に、適切な維持管理を行うとともに、地域住民の協力を得る中で、道路改良や道路側溝の改修により、安全に利用できる道路環境の整備を推進する。	建設課
89	緊急輸送道路の整備等	災害発生時における円滑な救援物資の搬入のため、国・県道の道路整備等について、関係機関との調整を進める。	市内の高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道、市道全16路線が、山梨県指定の緊急輸送道路に指定されている。甲斐市都市計画マスタープランに基づく、市の道路整備の指針を示した「甲斐市道路整備計画」では、「交通弱者への配慮」、「安全性の確保」、「通行円滑性」の３つの観点に整備の方向性が示されていることから、今後、災害対策を含めた複眼的視点から道路整備を行う必要がある。	緊急輸送道路に位置づける路線については、災害発生時に、他都市からの円滑な救援物資の搬入等の役割を担うことから、国・県道の道路整備等について、引き続き関係機関と調整を進める。	建設課 都市計画課 防災危機管理課
90	効率的な道路メンテナンス	AI などの新技術の活用も見据え効率的な道路メンテナンスを行う。定期的なパトロールの実施や利用客からの通報を基に、適切な管理や小規模修繕を行い維持管理に努める。	定期的なパトロールや道路利用者からの通報を基に、随時小規模修繕を行い、メンテナンスに努めている。市が管理する道路の維持管理や補修等については、災害による被害を軽減するため、AI などの新技術を活用し、効率的な点検について検討する必要がある。	引き続き、適切なメンテナンスを実施する。また、AI などの新技術を活用した道路診断など、効率的な維持管理手法について検討する。	農政課 建設課 防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
91	土砂の除去に関する協定の締結	土砂災害の発生に備え、建設安全協議会との協定締結を進める	北部の山間部に立地する企業と、積雪時等における除去作業に関する協定を締結しているが、大規模な土砂災害の発生に備え、建設業者等との協定を締結する必要がある。	建設安全協議会と協議を行い、積雪時の除去に加え土砂の除去に関する協定の締結を進める。	防災危機管理課
92	豪雪時における緊急調達及び配送ルートの確保	ヘリコプターやドローンを活用した航空輸送について検討する。	豪雪により市内の交通網が遮断されることが想定されるが、緊急物資の調達及びその配送ルートの確保ができていない。道路の除雪作業のほかに、空輸など代替ルートを確保しておく必要がある。	豪雪により交通網が遮断されることを想定し、緊急物資及びその配送ルートを確保するため、ヘリコプターやドローンを活用した航空輸送について検討する。	防災危機管理課
93	道路除排雪体制の連携強化	大雪時において、甲斐市建設安全協議会・甲斐市管工事協同組合の協力のもと、主要幹線から順次除排雪を実施する。	豪雪により市内の交通網が遮断されることが想定されるが、緊急物資の調達及びその配送ルートの確保ができていない。道路の除雪作業のほかに、空輸など代替ルートを確保しておく必要がある。	大雪時においては、主要幹線から順次除排雪を甲斐市建設安全協議会・甲斐市管工事協同組合の協力により実施するとともに、国や県と連携した除排雪体制の強化に向けた取り組みを推進する。	建設課
94	災害時における燃料確保の推進	協定内容等をリスト化し、体制整備に努める。	山梨県ＬＰガス協会及び山梨県石油協同組合と災害時の燃料供給に関する協定を締結している。ガソリン等については停電時においても供給体制の整っている市内ガソリンスタンドから調達することとなっている。	協定の連絡先や担当者、協定内容等をリスト化し、迅速に燃料を調達できるよう体制整備に努める。	防災危機管理課
95	燃料供給ルートの確保	緊急輸送路となる道路について、障害物除去に関する協定先との連絡体制強化を図る。	災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と市役所庁舎、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、市内の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定している。	災害時に緊急輸送路となる道路について、障害物の除去が迅速に行えるよう、協定締結先との連絡体制の強化を図る。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
96	航空輸送の確保	滑走路やヘリポートを有する自治体との相互応援協定の締結を進める。ドローンを活用した輸送について検討する。	飛行場外離着陸場及びヘリコプター主要発着場として18 箇所を指定するとともに、県外の相互応援協定においては、迅速な航空輸送が可能な自治体との連携を進める必要がある。また、ドローンを活用した輸送についても検討する必要がある。	航空輸送による支援を受けるため、滑走路やヘリポートを有する自治体との相互応援協定の締結を進める。 また、緊急着陸場や民間着陸場での受入体制整備や、ドローンを活用した輸送についても検討する。	防災危機管理課
97	道路の点検、啓開マニュアルの運用訓練の実施	優先点検箇所の選定や役割分担等を定めた体制の整備および訓練の実施	交通網が寸断した場合、警察、消防、消防団による応援は必要不可欠であり、交通施設の機能確保は重要である。平時に応援を想定した訓練を行うなどの連携が必要である。	消防団や警察・消防関係機関と連携し、応援を想定した訓練を行うため、優先点検箇所の選定や役割分担等を定めた体制の整備に努める。	防災危機管理課
98	防災ヘリポートの確保及び整備の推進	ヘリコプター離発着場の整備と管理。ヘリポートへの導線確保	地域防災計画内防災ヘリコプター出動要請計画に定められているが、防災危機管理課からの要請によるものであり、運用方法の共有、体制の強化が必要。	地域防災計画内出動要請計画に則り、防災ヘリコプターを要請した場合、離着陸場所の確保・安全対策、及び傷病者等の搬送先病院への搬送手配等、関係課での体制の整備を図る。	防災危機管理課
99	救助・救急等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料確保	市内石油製品販売業者との協定締結	山梨県石油協同組合（H20.7～）と協定締結済。	協定の継続	健康増進課
100	災害時における給水協力関係の強化	水道事業危機管理マニュアルの改訂	既存の「甲斐市水道事業危機管理マニュアル」及び災害時相互応援協定において、必要に応じて要請できる給水体制を整備しているが、災害時における対応体制が公営企業部だけでは人員不足が想定されるため、応急業務が停滞するおそれがあり、体制強化を図る必要がある。	大規模災害時において、公営企業部は市民への水道供給に尽力し、水道事業者としての役割を果たさなければならい。甲斐市地域防災計画等の見直しを行う中で、現場対応、情報伝達など応急業務に必要な体制の整備及び強化を進める。	上下水道業務課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
101	水道事業における非常時優先業務の整理	水道事業危機管理マニュアルの改訂	既存の「甲斐市水道事業危機管理マニュアル」では実際の災害事例における対応体制と乖離があるため、全国の例を参考とすると、公営企業部だけでは人員不足が想定されるため、応急業務が停滞するおそれがあり、体制強化を図る必要がある。	拠点となる水道事務所庁舎自体の機能がマヒした場合の対応等、非常時の体制を検討するため、全国の災害時対応事例を参考に、拠点給水を基本として甲斐市水道事業危機管理マニュアル等の見直しを行う。	上下水道工務課
101	水道事業における非常時優先業務の整理	甲斐市下水道事業業務継続計画の見直しで検討	甲斐市下水道事業業務継続計画（BCP）により、早期の業務継続及び施設復旧の手順を定めているが、流域下水道関連の下水道施設が使用できない場合の対処や外部への支援要請について、具体的な手法を定める必要がある。	甲斐市下水道事業業務継続計画について、具体的な手法を定めた実行性のある計画へ見直しをするとともに、研修や訓練に積極的に参加し、非常時対応力の向上に努める。	上下水道工務課
102	交通障害に対する支援体制の確立	交通障害物の除去等についての協定締結を検討する。	高速道路における災害対応については、広域事務組合や区域内市町と協定の締結を行っている。そのほか、一般道や鉄道における交通障害の除去等については、国、県、JR のほか地元民間業者や団体と連携した支援体制を確立する必要がある。	国、県、JR のほか地元民間業者や団体と連携した支援体制を確立するため、交通障害物の除去等についての協定の締結を検討する。	防災危機管理課
103	交通事故多発地点等の調査及び対策	交通事故多発地点について、関係機関と連携し対策及び周知することで事故防止等を図る。	道路構造等の原因により交通事故が多発している地点について、関係機関や自治会、交通安全協会等と連携し調査を行い、危険箇所の改善を行っている。また、危険箇所を周知することにより、災害発生時には迂回等の対策をすることを推進している。災害からの早期復旧について関係機関等との連携強化が課題である。	引き続き、交通事故多発地点について関係機関等と連携した調査を実施し、対策や周知を行うことで事故防止等を図る。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
104	遺体の処理・収容・安置・処置についての体制整備	身元不明や引き取り手のない遺体については、行旅死亡人として処理を行う。	災害による遺体の処理・収容・安置については、関係部署との調整を行う中で、体制を整備するとともに、安置所を速やかに開設できるよう場所の選定について検討する必要がある。 医療救護所はトリアージ及び応急手当を行う場所であり、十分な安置スペースがない。そのため、災害発生時に速やかに遺体の安置場所を開設できるよう、あらかじめ候補地を選定しておく必要がある。また円滑な埋葬及び火葬体制を確保するため、関係部署と協力体制を構築しておく必要がある。	災害による遺体の処理等については、関係部署等が連携し、遺体の収容等の体制を整える。また、安置所の選定についても検討する。 なお、身元不明や引取り手のない遺体については、行旅死亡人として処理を行う。	福祉課 健康増進課
105	救援・物資供給に関する関係機関との協定締結	有効な協定締結を推進し、連絡体制の強化を図る	民間企業や関係団体と協定を締結しており、平時から担当者や救援内容・物資等について整理し、連絡体制を強化する必要がある。	引き続き、有効な協定締結を推進するほか、協定締結先への迅速かつ的確な救援要請ができるよう、連絡先や担当者、救援内容を整理し、連絡体制の強化を図る。	防災危機管理課
106	職員への普通救命講習等の実施	救急救命講習については、平時において来庁者が体調不良となった場合などに、職員が率先して対応できるようになることを目的として実施しているものであり、今後も継続して実施する。	大規模災害時には、消防士や医療関係者・医療施設等の不足が想定される。軽傷者や緊急時の応急処置に係る対応が可能となるよう、スキル向上を図る必要がある。	平時において、来庁者が体調不良となった場合などに、職員が率先して対応できることを目的に、毎年、全職員を対象とした普通救命講習を実施しており、今後も継続して実施する。	人事課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
107	学校における救助体制の強化	学校の教職員や中学生が救命救助に関する知識や技能を身に付け、災害時の救助体制を強化する。	市内小中学校では年 1 回、教職員を対象として心肺蘇生法・AED の使用方法等の基礎救命講習を実施している。引き続き教職員による基礎救命体制を維持していくことは必須である。同時に、被災現場において中学生が救命救助の一役を担えるよう、保健体育課の授業において、災害及びその対処法学習を進めていく。	教職員を対象とした心肺蘇生法・AED 使用法等の基礎救命講習は長年に渡り実施されており、学校文化に定着している。ただし、毎年新採用教職員が配属されるため、この基礎救命講習を衰退させることがないよう指示していく。中学生へは、主に保健体育授業と避難訓練によって知識・技能を高めていく。	学校教育課
108	災害備蓄品の確保	新規の防災倉庫や備蓄計画の見直しを行う。	地域防災計画の住居制約者数に基づき、食料や水、資機材等を計画的に整備しているが、主となる防災倉庫は浸水想定区域内にあり、スペースに余裕がない状況である。また、地域防災計画の見直しに伴い、住居制約者数の増加が見込まれることから、更なる保管場所の確保や分散保管、スペースの拡充等が必要である。	備蓄品の必要数量が大幅に増加することが見込まれるため、新たな保管場所を含め備蓄計画の見直しを行う。	防災危機管理課
109	災害対応型自動販売機設置の促進	災害対応型自動販売機の設置について全庁的に進める。	公共施設に設置している自動販売機について、災害時の飲料等を確保するため、災害対応型自動販売機の設置について検討する必要がある。	自動販売機の契約更新時に合わせ、災害対応型自動販売機の設置について、設置場所の選定も含め全庁的に進める。	防災危機管理課
110	家庭での備蓄の促進	家庭や自主防災組織での備蓄を強化する。	各家庭において、非常持出品として物品や水、食料等の備蓄を防災訓練や広報誌等で啓発しているが、住居制約者数の見直しに伴い、市で全ての備蓄を整備することは困難である。	防災訓練や広報誌、市民向け出前講座等により、家庭における備蓄品の整備の啓発をより一層強化するとともに、自主防災組織での整備についても促進する。	防災危機管理課
111	福祉避難所における災害備蓄品の確保	福祉避難所の受入対象者数に準じて、必要な備蓄品を計画的に整備・更新を行う。	福祉避難所 28 施設で整備・更新している。今後も、定期的に整備・更新していく必要がある。	福祉避難所の収容人数（受入対象者）に準じて、必要な備蓄品を計画的に整備・更新を行う。	福祉課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
112	災害時の栄養・食生活支援のマニュアルに基づく対応	災害時の食事（パッククッキング等）の普及啓発と栄養補給支援体制の構築	食生活改善推進事業として、災害時の食事について学習し、普及啓発を行っている。災害時の栄養・食生活支援体制は構築していく必要がある。	災害時を想定した食事（パッククッキング等）について普及啓発を継続する。また栄養・食生活支援体制について構築を検討する。	健康増進課
113	救援物資の調達に向けた体制整備	協定先への体制を整備し迅速な救援物資の調達に努める。	民間企業等と物資の提供に関する協定を結び、救援物資の確保に努めている。災害時速やかに対応するため、協定先の連絡先や担当者、提供物資などリスト化し整理しておく必要がある。	協定の連絡先や担当者、提供物資などを分類別にリスト化し、必要な物資を迅速に調達できるよう体制整備に努める。	防災危機管理課
114	救援物資等の受入・配送体制の構築	物資受入及び配送体制等を構築し、輸送の中間拠点の整備について検討する。	搬送される救援物資や調達物資は、市内４箇所の救援物資集積所に集積することとなっている。受け入れや仕分け、供給・配送体制、在庫システムなどの構築や、輸送の中間拠点などの機能を持つ拠点の整備をする必要がある。	救援物資や調達物資に関する受け入れ及び供給体制を整備するとともに、新たな集積所の指定や集積輸送の中間拠点などの機能を持つ拠点整備について、物流会社などとの協定も含め検討する。	防災危機管理課
115	物資調達・輸送調整等支援システムの運用	定期的にシステム入力訓練へ参加し、平時からの運用に備える。	災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を運用し、定期的にシステム入力訓練を実施している。	迅速かつ効率的な物資支援実現のため、引き続き「物資調達・輸送調整等支援システム」における入力訓練に参加し、平時から備える。	防災危機管理課
116	民間事業者との協定締結の推進	県内事業者との協定締結を進めるとともに、県外民間事業者への協力体制について検討する。	現在の協定締結先と備蓄状況から、食料品や日常生活品等の必需品が不足するおそれがあることから、市内に立地する企業を優先しつつ、これらの製造企業に協力要請等を行う体制を構築する必要がある。	生活必需品を調達できる民間事業者との協定締結を進める。 また、相互応援協定を締結している自治体が協定締結している県外民間事業者への協力要請ができる体制を検討する。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
117	被災時における他自治体職員の受援体制の構築	支援システム等の訓練参加や受援計画を策定し支援体制を構築する	発災後は、被災市区町村応援職員確保システムにより、他自治体職員に避難所運営を始めとする各種支援を求めることとなっている。令和６年度に、人的応援の受け入れに関する受援計画を策定しているが、今後は受援力の向上に向け訓練等に取り組んでいく必要がある。	迅速な支援を求めるため、システムの運用方法について訓練等を通じて平時から備える。	防災危機管理課
118	災害時における給水協力関係の強化	災害時等における給水協力体制の検討	非常時における応急給水において、近隣市と相互支援に関する覚書を締結し、有事の際には相互支援を実施する体制となっている。また、大規模な災害等の発生の場合は、山梨県や日本水道協会等の組織を通じ支援の体制は確立されているが、配水場が浸水した際の対策を確立する必要がある。	配水場等の施設の浸水対策については、順次整備を進めていく。また、双葉地区は配水方式及び地形特性から、相互配水が難しい箇所が多く、施設に支障が出た場合の給水方法について検討する。更に、大規模な災害が発生した場合は、山梨県や日本水道協会等の組織を通じ、耐震貯水槽が設置されていない避難所等への給水支援がスムーズに受けられる体制を確認する。	上下水道工務課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
119	災害時における応急給水施設・資機材の充実	応急給水施設・資機材の充実	現在応急給水施設として、耐震性貯水槽が指定避難所９箇所に設置されている。資機材は、組立式給水タンク及び貯水袋を保有している。給水車両等は、給水ポンプ車、車輌積載型可搬式給水タンク、給水タンク積載用車両（トラック）を配備している。大規模災害により、市内全域が被災した場合、現在の施設・資機材では応急給水体制（人員及び資機材の配置など）が不十分であると想定されるため、応急給水用施設及び資機材の充実及び効率的な運用を図る必要がある。	災害時において、確実な拠点給水が行えるよう、施設・資機材の点検、受援体制の整備、資機材等の分散配置など全国の最新の災害対応事例を参考に体制づくりに関して調査研究を行い、効率的な応急給水体制の整備を図る。	上下水道業務課 上下水道工務課 防災危機管理課
120	山梨県電力供給体制強靭化戦略に基づく対策強化	山梨県電力供給体制強靭化検討会へ参加し、関係各課と連携しながら体制強化を図る。	台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化を図るため、山梨県電力供給体制強靭化検討会議を立ち上げ、山梨県電力供給体制強靭化戦略の策定に向けた検討を進めている。また、電力の早期復旧のための連携等に関する基本協定を締結している。	山梨県電力供給体制強靭化検討会へ参加し、関係各課と連携する中で、電力復旧支援等に向けた体制強化を図る。	防災危機管理課
121	感染症患者の避難誘導	管轄保健所と新型コロナウイルス等の感染患者の健康状態等の連絡体制を整備する。避難所における専用スペースを確保する。	医療救護所及び一部避難所においては隔離された専用スペース（部屋）の確保がされているが、全ての避難所とは言えない。 要支援者や在宅療養者に対する感染症対策についての情報連携や安否確認方法を構築していく必要がある。	感染症の集団発生が疑われた際の保健所との連携、情報共有、及び入院が必要な患者に対し、搬送体制の整備を図る。避難所においては、感染者（及び支援者）の専用スペースの確保を図る。また感染症予防対策として、衛生管理について避難所運営マニュアル等へ反映させていく。	健康増進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
122	緊急炊き出し施設の整備	発災時に緊急炊き出しができるよう、各給食施設設備の定期点検を実施する。	大規模地震等の発災により停電や施設の損壊が発生した場合、現行の老朽化した設備では安定的な炊き出し運用が困難となる恐れがあることから、継続して適切な更新や点検を行う必要がある。	各給食施設の定期点検を徹底し、老朽化の状況に応じた維持管理・修繕計画等の最適化を図る。	学校教育課
123	帰宅困難者受入体制の確立	帰宅困難者に対する避難場所の確保や食料支援等の体制整備を検討する。	大規模災害時において、ＪＲの運行見合わせや国道等の通行止めに伴い発生する帰宅困難者に対し、避難場所を確保し、食料等支援を行うための体制を検討する必要がある。	帰宅困難者に対する避難場所を確保するとともに、食料等の支援を行うための体制整備について検討する。	防災危機管理課 施設所管課
124	観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進	災害時における帰宅困難者支援に関して、ホテルや旅館などの宿泊事業者と協議を進める。	ホテルや旅館などの宿泊事業者との協議の場がないことから、帰宅困難者や滞留旅客の受け入れなど、どのような支援が可能か協議を行う必要がある。	災害時における帰宅困難者支援に関して、ホテルや旅館などの宿泊事業者と協議を進める。	市民協働推進課
125	避難所における感染症対策の推進	防疫用・感染対策用衛生用品の備蓄 消毒事業者との災害協定の締結（避難所・医療救護所の消毒）	防疫業務に関する防疫協力協定済。備蓄品については、消費期限等から順次入替が必要。なお、感染対策物品等について、医療救護所用は予算計上されているが、避難所用（防疫・感染用）については未計上となっているため、現状把握と担当課を明確にしておく必要がある。	防疫用・感染対策用衛生物品の備品については、充実・拡大を図る。	健康増進課
125	避難所における感染症対策の推進	資機材の整備や自主防災組織への啓発を強化し、感染症対策を推進する。	指定避難所における感染症対策として、マニュアルを作成しマスクやパーティション、ダンボールベッド等資材の整備を進めており、ペストコントロール協会と防疫に関する協定を締結している。今後は、福祉避難所を含め、感染症対策を徹底した避難所運営のための周知啓発が必要である。	指定避難所における感染症対策として、引き続き資材等の整備を進める。また、感染症に対応したマニュアルの自主防災組織（自治会）への啓発を強化し、感染症対策を推進する。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
126	避難所運営マニュアルの作成促進	避難所運営マニュアルの作成及び自主運営組織の設立を推進する。	全ての指定避難所に対応した避難所運営マニュアルについては整備されているが、今後は、避難所毎のマニュアル作成を進めるため、指定避難所自主運営組織の設立を促進する必要がある。	各指定避難所の特性に応じたマニュアル整備を促進するため、自主防災組織（自治会）と連携し、避難所自主運営組織の設立に向けた取り組みを推進する。	防災危機管理課
127	円滑な避難所運営	開設担当者・施設管理者・自主防災組織の連携強化を図る。	避難所開設担当者及び避難所施設担当者を対象とした避難所開設研修を実施している。が、今後は、自主防災組織との連携を強化するとともに、防災意識の向上や知識習得を図る必要がある。	総合防災訓練や避難所運営宿泊訓練により、地域住民による避難所資機材の設営や運営ができるよう、研修や訓練を行っていく。	防災危機管理課
128	避難所運営宿泊訓練の実施	避難所運営宿泊訓練を実施し、自主防災組織や地域防災リーダーが主体となる体制整備に努める。	自主防災組織役員や地域防災リーダーを対象に、一般市民も参加する中で、避難所宿泊運営訓練を実施している。自主防災組織や地域防災リーダーが主体となり、地区を巡回しながら継続していく必要がある。	継続して地区を巡回しながら避難所運営訓練を実施する。また、自主防災組織や地域防災リーダーが主体となり実施できる体制整備に努める。	防災危機管理課
129	避難所の拡充	災害時に用途が指定されていない公共施設について、指定避難所や福祉避難所としての活用について検討する。	市の公共施設では、指定避難所として 22 箇所、また、福祉避難所として３箇所が指定されているが、住居制約者数の見直しに伴い、大規模災害時には不足することが想定される。	災害時に用途が指定されていない公共施設について、施設所管課と協議を行い、指定避難所や福祉避難所としての活用について検討する。	防災危機管理課
130	災害時におけるペットの受入体制の整備	避難所におけるペットの適正管理について普及・啓発を推進する。また、ペットの災害対策に関する連携体制を整備するため、応急治療や一時預かり等について、獣医師会や民間団体・企業等との協定締結について検討する。	避難所におけるペットの受け入れについて、市民への普及・啓発を行うとともに、避難所運営マニュアル改訂時において、同伴避難等、ペットの災害対応に関する体制の整備を行う。 ※令和 4 年度、山梨県と山梨県獣医師会が「大規模災害時の被災動物の支援に関する協定」を締結した。	避難所におけるペットの適正管理について普及・啓発を推進する。	環境森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
131	避難所における自主防災組織の充実	自主防災組織への周知・啓発活動	発災時、避難所に設置し使用する仮設の簡易水道（蛇口）については、組み立てから設置、使用方法などは避難所運営の一環として地域住民が担うことになるが、使用方法等を理解している人数（自治会長及び防災委員等）が限られているため、実行性が課題である。	防災訓練時などの際、地域住民に対して耐震性貯水槽や、組み立て式給水タンクの実際の運用方法について、周知を図る。	上下水道工務課 防災危機管理課
131	避難所における自主防災組織の充実	自主防災組織への周知・啓発活動	甲斐市地域防災計画では、仮設トイレ等の設置について下水道施設係が行うこととしているが、人員不足が想定され、対応が困難な状況である。総合防災訓練において地域住民を対象とした仮設トイレやマンホールトイレの設置訓練を実施しているが、一部地域にとどまっている。	仮設トイレ及びマンホールトイレの設置や使用方法について、防災危機管理課と連携を図りながら積極的に訓練を実施するなど、自主防災組織や地域住民への周知・啓発に努める。	上下水道工務課 防災危機管理課
132	避難所施設整備	避難所となる学校施設において、地震や水害にも対応できるような施設整備及び環境改善を行う	市内 15 小中学校（玉幡小は除く）の屋内運動場は、指定避難所となっており、令和７年度より、空調設備工事を行っている。 （令和７年度　３校）	施設整備計画に基づき、市内小中学校屋内運動場の空調設備工事を実施。 令和８年度４校（予定） 令和９年度５校（予定） 令和 10 年度３校（予定）	教育総務課
132	避難所施設整備	災害時における避難所としての機能強化を図るため、空調機器を含め施設整備についての方法を検討し、施設の充実に努める。	竜王南部公民館、敷島公民館（敷島総合文化会館）、清川・睦沢・吉沢地域ふれあい館の５施設が指定避難所となっている。空調設備の未整備部分やトイレバリアフリーに対応していないため、避難所としての機能を確保するためには、様々な改修が必要である。	災害時における避難所としての機能強化を図るため、空調機器を含め施設整備についての方法を検討し、施設の充実に努める。	生涯学習文化課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
132	避難所施設整備	防災部局と連携し、災害時避難生活支援拠点施設として位置づけている中部公園セミナーハウスの災害時の活用方法について検討する。 災害時に避難生活支援拠点施設となる中部公園セミナーハウスの施設及び防災機材の維持管理等に努める。	平成 30 年に整備した竜王中部公園セミナーハウスは、災害時避難生活支援拠点施設として位置づけているが、災害における具体的な活用方法については設定されていない。 災害時避難生活支援拠点施設となる竜王中部公園セミナーハウスは、避難所機能を備えた施設となっており、発電機、投光器、マンホールトイレなどの防災機材も常備している。	防災部局と連携し、災害時避難生活支援拠点施設として位置づけている中部公園セミナーハウスの災害時の活用方法について検討する。 災害時に備え施設及び防災機材の適切な維持管理や運用体制の維持に努める。	生涯学習文化課
132	避難所施設整備	災害時における避難所等としての機能強化を図るため、空調機器を含め施設整備についての方法を検討し、施設の充実に努める。	指定避難所に設定されている市スポーツ施設（玉幡体育館及び双葉体育館）や救援物資集積所等（敷島体育館）においては、空調設備がないため、公共施設個別施設計画（スポーツ・レクリエーション系施設「スポーツ施設」）に基づき整備していく。	災害時における避難所等としての機能強化を図るため、空調機器を含め施設整備についての方法を検討し、施設の充実に努める。 公共施設個別施設計画に基づき、市スポーツ施設の空調設備工事を実施する。 令和８年度　双葉体育館 令和９年度　玉幡体育館・敷島体育館（設計業務） 令和 10 年度　玉幡体育館・敷島体育館（設置工事）	スポーツ振興課
133	災害時における下水道施設調査及び復旧支援についての協力体制の構築	甲斐市災害時受援計画の改定により検討	災害時は市内工事業者への応急対応や、日本下水道管路管理業協会との協定に基づく被害状況調査や復旧支援の依頼を要請することとなっているが、下水道施設の応急復旧業務については、令和７年度に策定した甲斐市災害時受援計画の受援対象業務に含まれていないため、具体的な手順や受入れ体制、役割分担などを定める必要がある。	災害時における下水道施設の具体的な手順や受入体制、役割分担などを定めた応急復旧業務について検討し、防災危機管理課と連携しながら甲斐市災害時受援計画の改定を進める。 既存の協力体制に加え、災害復旧に関する資機材や発電機材などの調達における協定先について、新たな協定先を検討する。	上下水道工務課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
134	男女共同による地域での防災・減災体制の確立	災害時、避難所での男女の生活ニーズの違いに配慮し、自主防災組織や避難所運営組織、甲斐市防災会議等の意思決定の場に女性の登用を促す。	災害対策に男女の多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災組織の取り組みや、甲斐市防災会議、各種マニュアル等において、男女共同参画の視点を取り入れる必要がある。	災害時、避難所での男女の生活ニーズの違いに配慮し、自主防災組織や避難所運営組織、甲斐市防災会議等の意思決定の場に女性の登用を促す。	市民協働推進課 防災危機管理課
135	地域包括支援センター機能の充実	医療・介護等の専門職による連携体制と地域の住民同士の支え合い体制づくりに取り組んでいる。これらの取り組みに防災の視点を取り入れ災害に備えるため、効果的・効率的な運営体制を見直し、機能の充実を図る。	地域包括ケアシステムの構築推進のため、医療・介護等の専門職による連携体制と地域の住民同士の支え合い体制づくりに取り組んでいる。これらの取り組みの中に防災の視点も取り入れ災害に備えるためには、地域包括ケアシステムの中核機関であるセンターについて、現在市直営センター1 箇所での運営体制から、効果的・効率的な運営体制に見直し、機能の充実を図る必要がある。	地域包括支援センターの業務量に応じた人員体制を講じるとともに、効果的・効率的な運営体制について検討する。	長寿推進課
136	福祉施設との福祉避難所に関する協定締結の促進	新たな福祉施設との協定締結を進める	災害時要配慮者の福祉避難所の受け入れに関する協定を市内 25 の福祉施設と締結している（令和８年３月末現在）。避難行動要支援者における個別避難計画との整合性を図りながら、協定先を増やすほかに、詳細な運用方法について定めるなど、今後の在り方について検討する必要がある。	福祉避難所の充実を図るため、新たな福祉施設との協定締結を進める。 また、保育所や児童館等の福祉避難所としての活用について検討する。更に、個別避難計画との整合性を図り、福祉避難所における受入体制や運用方法を確立する。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 防災危機管理課
137	福祉避難所運営マニュアルの策定	甲斐市の実状に合わせた「甲斐市福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定する。また、受入対象者を関係機関と連携して特定する。	福祉避難所設置・運営マニュアルが策定されていないため、今後、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考に、「甲斐市福祉避難所設置・運営マニュアル」の策定が必要である。また、受入対象者を関係機関と連携して特定していく必要がある。	甲斐市の実状に合わせた「甲斐市福祉避難所設置・運営マニュアル」を策定する。また、受入対象者を関係機関と連携して特定する。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
138	福祉避難所の開設訓練の実施	福祉避難所開設・運営訓練を実施し、手順を確認・習熟する。	福祉避難所の開設訓練を実施している。今後も、社会福祉協議会等、関係機関と連携・協力する中、定期的に実施していく必要がある。	関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、開設・運営の手順を確認・習熟する。	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課
139	高齢者施設、児童福祉施設及び障がい者福祉施設における防災資機材等の整備促進	協定を締結している福祉避難所ごとに避難可能人数を確認し、施設に対して備蓄品等の提供、補給体制を構築し、整備を促進する。	協定を締結している福祉避難所のうち入所施設については、入所者等に対する備蓄や防災資機材などの整備に取り組んでいるが、通所施設における資機材等の整備については市からの提供などが必要である。なお、入所施設においても、入所者への整備となっていることから、迅速な提供（補給）が必要である。	福祉避難所ごとに避難可能人数を確認し、通入所施設に対する備蓄品等の提供、補給体制を構築し、整備を促進する。	障がい者支援課 長寿推進課
140	透析患者の支援体制の整備	透析実施医療機関への搬送計画の策定と避難所での食事の配慮	透析患者に関しては、個別避難（及び支援）計画の作成が進められているが在宅又は福祉避難所から医療機関への移送手段については、体制整備が十分ではない状況である。 ※避難者輸送に関する協定締結済（民間救急車の利用）	透析患者の被災状況について管轄保健所及び関係課と連携し、情報収集を行い、迅速に搬送支援がとれるよう患者及び協定先との連絡手段、搬送方法等体制を強化する。 栄養士の配置に関しては、マンパワーに限界があり、巡回式や県栄養士会、JDA-DAT の要請も検討する。	健康増進課
141	福祉避難所等の電源確保体制の整備	福祉避難所の受入対象者数に準じた非常用発電機等を整備し、災害時の電源確保に努める。	福祉避難所及び医療救護所の電源確保として、非常用発電機を整備している（福祉避難所各 1 機、医療救護所各 2 機）。あらゆる災害、天候、燃料供給状況に対応できるように、避難所に沿った数量の確保や、多様なエネルギー確保手段を検討する必要がある。	福祉避難所の受入対象者（人数）に準じた非常用発電機等を整備し、災害時の電源確保に努める。	福祉課 健康増進課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
142	交通規制に係る施設の整備と改良	災害時、警察などの関係機関との連携により交通規制に係る早期復旧を図る。	災害発生時には視界不良であることが考えられるため、特に交通量が多い箇所において警察などの関係機関との立ち会い等を行い、標識等の改良をすることで災害発生時にも機能が停止することがないよう対策を行っている。交通ネットワークが分断されてしまった際の早期復旧についての対策を検討することが課題である。	引き続き、関係機関との連携により、安　全施設等の整備を行う。また、早期復旧　についての対策も検討する。	防災危機管理課
143	防災拠点としての庁舎における防火対策の推進	・甲斐市庁舎防火管理規程に基づき、緊急連絡訓練に重点を置く防災訓練と、来庁者、職員の安全確保等避難訓練と、初期消火等の庁舎防火訓練を実施する。 ・庁舎防災設備の整備、改修を行い防災力の強化を図る。	公共施設等における防火対策の基準は満たしており、年　1　回の緊急連絡防災訓練と、来庁者、職員の避難、初期消火等の防火訓練を実施している。	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、緊急連絡訓練に重点を置く防災訓練、来庁者・職員の安全確保等避難訓練、初期消火等の庁舎防火訓練を実施する。	総務課
143	防災拠点としての庁舎における防火対策の推進	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、防災訓練と初期防火訓練を実施する。 Ｒ４　年度は　10　年に　1　回庁舎の消火器の入れ替えを行った。	敷島庁舎は、内外装共に不燃材料を用いて耐火性能を確保している。また年　1　回の防災訓練と防火訓練を実施している。	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、防災訓練と初期消火等の初期防火訓練を実施する。	敷島支所市民地域課
143	防災拠点としての庁舎における防火対策の推進	庁舎防火管理規定に基づき防災訓練・初期消火訓練を実施する。	双葉庁舎は、屋内壁や天井など防火材料を使用しており耐火性について確保している。また、年１回の防災訓練と初期消火訓練を実施している。	甲斐市庁舎防火管理規定に基づき、防災訓練・初期消火訓練を実施する。	双葉支所市民地域課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
144	行政データのバックアップ	財務会計システムのバックアップの保管場所については、安全性や機能性等を考慮した中で、保守委託業者も含め、最適な保管場所を選定する。	現財務会計システムは、県内の複数の自治体や組合と共同利用しているシステムであるため、バックアップは保守委託業者が一括で管理している。当面は、現システムを利用する考えであるが、将来的にシステムを変更する場合は、新たな保管場所について検討する必要がある。	バックアップの保管場所については、安全性や機能性等を考慮した中で、保守委託業者も含め、最適な保管場所を選定する。	総務課
145	電力の確保	自家発電設備については、年 1 回電気工作物点検を行っている。	敷島庁舎では、停電時に緊急措置として重要箇所に 72 時間電力を供給できるように自家発電設備を整えている。また、非常用発電機も 2 台設置している。年に 1 回工作物点検を行い、災害による停電時も庁舎に応急電源が供給され、パソコンや IP 電話が使用できる体制をとっている。	自家発電設備及び非常用発電機は、定期的な点検を行い災害時に備える。今後は、電源確保のためエネルギー供給源の多様化について検討する。	敷島支所 市民地域課
145	電力の確保	自家発電設備等の定期点検を行い災害時に備える。72 時間電力を供給できる自家発電設備への切り替えを検討する。	双葉庁舎では、停電時に緊急措置として重要箇所に 18 時間電力を供給できるように自家発電設備を整えている。年に 1 回工作物点検を行い、災害による停電時も庁舎に応急電源が供給され、パソコンや IP 電話が使用できる体制をとっている。また、非常用発電機を 1 台設置しており、定期的に点検を行っている	自家発電設備及び非常用発電機は、定期的な点検を行い災害時に備える。また、自家発電設備について、72 時間電力を供給できる設備に切り替えを検討する。	双葉支所 市民地域課
146	災害対策本部事務室の機能強化	災害対策本部の事務スペースの確保や機能強化について検討する。	新館 2 階防災対策室は、災害対策本部の本部員や関係機関等が参集し、情報収集や事態への対処を行う場所であるが、スペースが手狭であり、Wi-Fi 等の通信環境が整っていない。	防災対策室の適切な管理を行うとともに、災害対策本部を補完するための事務スペースの確保や通信環境整備に取り組む。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
147	災害対策本部予備施設の環境整備	代替施設として敷島庁舎の環境整備や広域避難した際の代替庁舎を検討する。	地域防災計画では、災害対策本部の代替施設は敷島庁舎会議室となっているが、発災時に防災対策室と同等の役割を果たせる環境が整っておらず、また、広域避難した場合の代替庁舎についても広域的協議がされていないため、検討が必要である。	防災対策本部の代替施設として、敷島庁舎への電力確保や情報通信機器の環境整備について、関係各課と連携しながら検討する。また、広域避難した際の代替庁舎についても検討する。	防災危機管理課
148	ICT 部門業務継続計画（BCP）に基づくシステム機能維持の推進	システム等をできるだけ早急かつ速やかに復旧させるため、ICT 部門の訓練を定期的に実施し、計画の内容が現状に即しているか、また実効性があるか点検し、必要に応じて随時見直しを行う。	システム等をできるだけ早急かつ速やかに復旧させるため、関係事業者を含めた ICT 部門の訓練を定期的に実施し、甲斐市 ICT 部門業務継続計画の内容が現状に即しているか、また実効性があるか点検し、必要に応じて随時見直しを行っている。	システム等をできるだけ早急かつ速やかに復旧させるため、関係事業者を含めた ICT 部門の訓練を定期的に実施し、甲斐市 ICT 部門業務継続計画の内容が現状に即しているか、また実効性があるか点検し、必要に応じて随時見直しを行う。	総務課
149	庁内における非常用電力の確保	電気自動車や蓄電池など多様な電力供給体制を検討する。	自家発電設備の燃料タンクの容量が不足するとともに、受配電設備及び非常用自家発電設備は浸水が想定される地下に設置しており水没するおそれがある。そのため、電気自動車や蓄電池を活用するなど、多様な電力を確保し、災害に強い電力供給体制を構築する必要がある。	電気自動車や蓄電池を活用するなど、災害に強い多様な電力供給体制の構築について検討する。	総務課 防災危機管理課
150	職員用の備蓄食料等の確保	職員用の食料確保について検討する。	現在備蓄している食料等については、被災した市民用であるため、職員用の食料等確保について検討する必要がある。	職員用の食料等の確保に向け、備蓄計画の作成や支援物資の提供に関する民間の事業所等との協定について関係各課で連携し検討する。	人事課 防災危機管理課 庁舎所管課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
151	地域防災計画の運用による職員防災体制の強化	地域防災計画の運用	法改正や組織機構の改革に伴い、地域防災計画について見直しを行う必要がある。また、地域防災計画では、災害対策本部長は甲斐市長、災害対策副本部長は副市長・教育長、部長職は本部員と定められているが、複数の部署で構成される部内での指揮命令系統が確立されておらず、災害警戒本部の役割や位置づけが不明確である。更に、職務代行者が全員不在になることがないように運用方法を定める必要がある。	地域防災計画の改訂を行う中で、災害対策本部及び警戒本部の指揮者の役割や位置づけ、指揮命令系統を明確にし、事務分掌、初動マニュアル等を現行の組織機構に合わせ見直しを行う。 また、水害等が予測される場合における、災害警戒本部設置の判断基準について検討する。	防災危機管理課
152	防災減災に関する職員研修及び訓練の充実	甲斐の国防災リーダーへの職員派遣や職員研修の充実に努める。	職員の防災意識向上を図るため、防災減災に関する研修や訓練を実施しているが、更なる意識向上を図る必要がある。特に、新人職員をはじめとする若手職員に対する研修を強化し、職員意識の底上げを図る必要がある。	甲斐の国防災リーダー研修への職員の派遣や職員向け防災研修を継続して実施するほかに、新人職員をはじめとする若手職員向けの研修や訓練の充実に努める。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
153	災害時における職員体制の充実強化	応援職員の派遣依頼等を円滑かつ適切に行うため、有事に備え事務手続き、運営方法の確認・検討を行う。職員の配備体制については、災害等の状況に応じて災害対策本部で決定することとなることから、職員の負担を軽減し、健康リスクを低減させるよう、安全衛生の観点から災害対策本部に助言・提案を行う。	「応援職員派遣要請」 大規模災害発生時は、対応できる本市職員の大幅減員が想定されることから、他の自治体などに応援を要請する必要があるため、相互応援協定を締結している自治体、また、総務省が運用する被災市区町村応援職員確保システムを活用した職員派遣要請が、円滑に運用できる体制整備が必要である。 「職員の健康管理」 大規模災害発生時は、対応できる職員が限定されること、また、長期間に渡る過酷な状況での災害対応により職員の体調不良が懸念されることから、職員の健康管理が必要である。	「応援職員派遣要請」 受援計画に基づいた本市の受け入れ体制の整備、相互応援協定締結自治体との定期的な連絡や訓練の実施、また、被災市区町村応援職員確保システムの運用を想定した運用方法の確認や訓練を実施する。 「職員の健康管理」 職員の休息や休憩時間の確保と、職員の健康状況や家族を含めた被災状況を考慮した配備体制を災害対策本部に提案する。	「応援職員派遣要請」人事課、防災危機管理課 「職員の健康管理」人事課
154	自治体との災害時相互応援協定の締結	協定の締結を推進し、防災レジリエンス環を構築する。	本市を中心として環状に支援・受援体制のネットワークを構築し、大規模な広域的災害に対して多重的な支援を受けることで、早期の復旧・復興を目指す「防災レジリエンス環」の形成に取り組んでいる。指定される同じ災害エリア外において、交通アクセスが良くルートが複数確保でき、人口規模が同程度の隣接しない県外自治体との相互応援協定を進める必要がある。	大規模な広域的災害に対する多重的な支援を受け、早期の復旧・復興を目的とし、複数の県外自治体との災害時相互応援協定の締結を推進し「防災レジリエンス環」を構築する	防災危機管理課
155	甲斐市業務継続計画の見直し	甲斐市業務継続計画を改訂する。	令和５年度に業務継続計画を策定している。	機構改革や事務の見直しに伴う計画の改定を行う。	防災危機管理課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
156	庁内情報のスマート化	庁内の一元的な防災情報システムの構築を検討する。	災害対策本部と職員、関係機関、避難所、備蓄倉庫、被災者支援システム、消防団などとの情報伝達や事務連携、被災状況の把握など、平時でも利用可能な一元的な情報システムを構築する必要がある。	災害対策本部と職員、関係機関、避難所、備蓄倉庫、被災者支援システム、消防団などとの情報伝達や事務連携、被災状況の把握など、平時でも利用可能な一元的な情報システムについて関係課と連携しながら検討する。	防災危機管理課
157	公用車両の災害対応機能の強化	・災害時の公用車の配車調整、民間車両の調達 ・緊急通行車両の登録及び登録指導	平時の公用車は、各担当が管理しているが、災害時においては、現場対応や被災者の輸送など一斉に必要となり、不足することが想定される。また、公用車の多くは４輪軽自動車であるが、道路の損傷などにより通行不能も想定される。公用車の一括管理及び配備体制のほか、車両不足への対応も検討する必要がある。	災害時における公用車は、総務課が総務部共用車を一括管理し、優先的に避難所への公用車使用を図る。また、被災地でも移動可能な機動力のある４輪駆動車や２輪車、停電した場合に、庁舎や避難所などで電力供給できる電気自動車などの導入を検討する。	総務課
158	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施	市職員による資格取得を推進	発災後の迅速な危険度判定のため、判定士資格を持つ職員の養成を進めているが、大規模災害時には判定ニーズが集中し、職員のみでは対応しきれない恐れがある。民間団体との連携体制は構築済みであるが、実効性を高めるための訓練が重要である。	市職員の資格取得を継続的に推進するとともに、甲斐市建築家協会等の外部団体との連携を深め、非常時の参集・活動フローを確認する。県への判定士派遣要請システムを含め、迅速かつ的確な判定体制を維持・強化する。	建築住宅課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
158	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施	「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している甲斐市建築課協会などと連携して応急危険度判定体制の強化を推進する。	甲斐市建築家協会と災害時の応急対策業務に関する協定を締結しており、有事の際の専門的知識を持つ人員の確保体制は構築されている。しかし、大規模地震発生時には膨大な数の建物判定が必要となり、市職員のみでは対応が困難となることは確実である。協定を実効性のあるものとするためには、平時からの情報共有や活動手順の確認が不可欠であるが、災害時を想定した具体的な参集フローや現場での役割分担について、さらに精度を高める必要がある。	甲斐市建築家協会等の協定締結先との連絡体制を平時から密にし、発災直後の迅速な判定活動開始に向けた連携強化を図る。合同訓練の実施や情報交換会を通じて、判定士の動員シミュレーションを行い、官民一体となった「二次災害防止体制」の構築を推進する。また、広域的な支援が必要な場合には、県を通じて他自治体からの応援をスムーズに受け入れるための体制整備にも努める。	建築住宅課
159	罹災証明書発行業務体制の整備	災害時において証明書発行業務を継続するための体制整備に努める	罹災証明書の迅速な発行に向けて、職員向け業務マニュアルを更新し体制整備に努めている。一方で、大規模災害時に他市町村からの派遣職員を含めて、証明書発行業務を行うための体制整備に努める必要がある。	罹災証明書発行業務を迅速かつ的確に行うため、庁内各課や他市町村からの応援職員の受入体制や定期的な研修や訓練を通じて、大規模災害時に業務を継続できる体制整備に努める。	税務課
160	災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実	災害発生時に甲斐市商工会に設置される相談窓口や国や県等の関係機関が実施する災害融資制度等の情報を共有及び周知する。	市と甲斐市商工会が連名で策定する「事業継続力支援計画」に基づき実施される災害時に市商工会が設置する緊急相談窓口の設置状況や、市に対し提供される関係機関が実施する融資等の支援制度に関する情報について、市商工会との共有や中小企業等への周知の方法等について検討する必要がある。	市と甲斐市商工会が連名で策定する「事業継続力支援計画」に基づき実施される災害時に市商工会が設置する緊急相談窓口の設置状況や、市に対し提供される関係機関が実施する融資等の支援制度に関する情報について、市商工会との共有や中小企業等への周知の方法等について検討する必要がある。	産業創造課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
161	ライフライン供給機関との連携強化	ライフライン関係事業者及び協定締結先との連携強化を図る。複数の同業事業者との協定締結を検討する。	災害時のライフラインを確保するため、関係機関や民間事業者との協定を締結しているが、事前に連絡体制や支援体制を明確にしておくとともに、リスク分散を図るため複数の事業者と連携する必要がある。	平時から訓練等により、ライフライン（電力、燃料、通信）関係事業者及び協定締結先との連携強化を図る。また、複数の同業事業者との協定締結についても検討する。	防災危機管理課
162	市民が必要な情報の取得手段の強化	市民が必要な情報を自宅などで取得ができるよう、ICT を活用した証明書等の取得事前申請など、時代に即した効果的な情報取得手段の構築を検討する。	ICT を活用した行政手続きのオンライン化の拡充を図るため、市公式 LINE 機能拡張や LoGo フォームなど電子申請ツールを導入し、必要な情報を多分野で取得できるための環境を構築した。今後は、各種証明書や事前申請の内容に適応した電子申請ツールを利用し、情報取得手段の拡大を図る必要がある。	市民が必要な情報を自宅などで取得できるよう、各種証明書や事前申請の内容に適応した電子申請ツールを利用し、効果的な情報取得手段の拡大を図る。	政策戦略課
163	浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備	地元要望に基づき、改修・修繕を継続するとともに、適正な維持管理を行う。	土地改良施設や農業用水利施設等の改修・修繕を実施し、長寿命化を図っている。今後も、地元要望に基づき、改修・修繕を継続するとともに、その実行に必要な人材及び体制と予算を確保していく必要がある。	地元要望に基づき、県と連携を図り、補助金を活用して事業を行い、適正な維持管理に努める。	農政課
164	農道の維持管理	地元要望に基づき、県との連携を図り、補助金を活用し事業を行い維持管理に努める。	現在整備されている農道600 路線 165,000m）の維持管理を行っている。引き続き、農道を効率的に維持管理していくことが必要である。	地元要望に基づき、県と連携を図り、補助金を活用し事業を行うほか、小規模修繕での対応も行い、維持管理に努める。	農政課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
165	農村資源の保全管理活動の推進	農地の法面除草や水路の泥上げ、農道の路面維持など、地域資源の保全活動に取組む活動組織に対し支援を行い、農地等の持つ多面的機能の維持・発揮を図る。	中北部地域においては、国・県の補助事業を活用し、農業用水路や農道等の地域資源を地域で保全する活動を行っている。今後、農業の担い手の高齢化に伴う減少により、耕作放棄地や荒廃農地が増加し、地域資源の保全が図られるか懸念される。	農地の法面除草や水路の泥上げ、農道の路面維持など、地域資源の保全活動に取り組む農業者や地域住民・団体等で構成する組織に対して補助金を交付し、地域資源の質的向上を図る活動を支援する。併せて、農業・農村の持つ多面的機能の維持、発揮を図る。	農政課
166	農業者に対する経営再建資金制度の周知	大規模な自然災害に備え、引き続き、雪害対策資金利子補給及び経営体育成支援事業補助金制度を継続し農業者の経営債権を支援する。	平成 26 年 2 月の大雪による雪害に対する緊急対策事業として、金融機関から融資を受けた被災農家2 名に対して、県と市で金利 2%の利子を補給していたが、令和６年度に終了した。今後も災害後の支援について、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、甲斐市雪害対策資金利子補給要綱及び甲斐市経営体育成支援事業補助金交付要綱により支援を行っている。	大規模な自然災害に備え、引き続き、甲斐市雪害対策資金利子補給要綱及び甲斐市経営体育成支援事業補助金交付要綱制度を継続し、農業者の経営再建を支援する。	農政課
167	交通事業者との連絡調整	交通事業者との協力体制の構築	交通寸断や渋滞発生における帰宅困難者の保護対策として、自治体と公共交通事業者（バス、鉄道、タクシー）が相互に連携し、公共交通事業者各々の被害状況や復旧見通し等について情報共有し、迅速に公共交通サービスを提供する体制や、移動手段を確保するための仕組みと市民への交通状況の情報発信の方法を構築する必要がある。	公共交通事業者と連携し、災害時に対応した協力体制と市民への情報発信の方法の整備を図る。	都市計画課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
168	避難所等における通信環境の確保	無料 Wi-Fi スポットの新たな設置について検討する。	非常時の通信環境を確保するため、指定避難所をはじめとした市内公共施設において、無料 Wi-Fi スポットを設置しているが、今後は、新たな施設への設置についても検討する必要がある。	非常時における更なる通信環境確保のため、無料 Wi-Fi スポットの設置について通信業者への働きかけを行うなど、新たな施設への設置について検討する。	防災危機管理課
169	倒木による停電被害の未然防止	市北部地域において倒木の危険が高い樹木の予防伐採を含む周辺森林の一体的な整備を、インフラ施設管理者及び森林所有者と連携して進めていく。	山間部において、台風等により送配電線等のインフラ施設周辺の樹木が倒れ、停電被害が発生している。インフラ施設周辺の森林は施設損傷のおそれから、手入れが進みにくい現状であり、被害軽減のための対策が必要である。	倒木の危険が高い樹木の予防伐採を含む、周辺森林の一体的な整備を、インフラ施設管理者及び森林所有者と連携して進める。	環境森林課
170	復旧に係る契約事務体制の整備	復旧作業に応じた業種選定や契約方法、支払い方法などについて、業者の把握や体制などを整備する。	復旧作業に応じた業種選定や契約方法、支払方法などについて、業者の把握や体制などを整備しておく必要がある。	作成した復旧作業ごとのワークシートの内容について、国や山梨県、他自治体の動向等を参考に、随時検証作業を行う。	アセットマネジメント推進課
171	水道施設における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進	水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化	基幹管路等については、耐震継手の鋳鉄管布設を進めているが、他事業との調整等があり、100%の耐震化となっていない。また、配水管は大部分が、塩化ビニル管が布設されているため、更なる耐震化を図る必要がある。	基幹管路等については、耐震継手の鋳鉄管布設を進めており、令和 6 年度に策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、概ね 20 年間で配水池から災害拠点や指定避難所等の重要施設に至る管路についても耐震化を完了させるべく、計画的に取組む。	上下水道工務課
172	簡易水道施設の耐震化	簡易水道施設の耐震性の有無を確認	簡易水道施設は、主要施設の耐震性について確認ができていないため、今後は診断等を行い、現状を把握する必要がある。	耐震診断未実施の２施設に対し、今年度策定のアセットマネジメント計画の中で簡易診断を実施する。	上下水道工務課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
173	緊急用発電機の維持管理及び新規設置検討	緊急用発電機の維持管理及び新規設置検討	非常用発電機は、水源及び配水場に 13 箇所整備済。現状では12箇所が未設置であるが、片瀬増圧ポンプ場稼働に伴う配水区域再編により重要度の上がった施設があるため、優先的な整備が必要である。	アセットマネジメント計画の中で設置優先度を検討し、計画的に設置を進めていく。 また、設置済み施設については、非常時に稼働できるよう引き続き、定期的に点検を実施する。	上下水道工務課
174	下水道施設の耐震化・耐水化の推進	重要管路の耐震化及びマンホール蓋の耐水化の推進	公共下水道の重要路線の耐震化については、上下水道耐震化計画に基づき、マンホール管口の耐震化事業を進めている。令和７年度末の重要管路耐震化率は 78.61％であり、引き続き対策を進める必要がある。また、新設するマンホール蓋については、浸水を防ぐための耐圧マンホール蓋の導入を進めている。今後は耐用年数を経過したマンホール蓋の更新について検討する必要がある。	今後も上下水道耐震化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し重要管路の耐震化事業を計画的に進める。 令和 11 年度に計画終期を迎える甲斐市上下水道耐震化計画の見直しを行う。 耐圧マンホールの導入にあたり、社会資本整備総合交付金を活用するため、ストックマネジメント改築計画を策定し、優先順位を付けて検討を進める。	上下水道工務課
175	地盤沈下及び液状化対策	甲斐市上下水道耐震化計画に基づき実施	公共下水道の重要路線の耐震化については、上下水道耐震化計画に基づき、液状化対策としてマンホールの浮上防止のための耐震化事業を進めている。令和７年度末の重要管路耐震化率は 78.61%であり、引き続き対策を進める必要がある。	今後も上下水道耐震化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し重要管路の耐震化事業を計画的に進める。 令和 11 年度に計画終期を迎える甲斐市上下水道耐震化計画の見直しを行う。	上下水道工務課
176	建設事業者等との協力体制の整備	建設事業者、木材業者等の協力体制の整備及び県との連携を強化する。	大規模災害で自宅を失った市民の住まいの確保は最優先課題である。民間建設業者や木材業者との協力体制の枠組みはあるが、資材不足や労務不足が全国的に発生した場合の調達ルートの多重化や、県との連携体制を再確認しておく必要がある。	県内の建設・木材業者等との協力体制を強化し、用地の選定や資材調達のシミュレーションを行う。県やプレハブ建築協会等との広域連携を密にし、迅速に提供できる体制を整備する。	建築住宅課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
177	災害ボランティアの受入体制の強化	災害ボランティア協力員の増員を目指し、関係機関との連携強化を図り周知啓発を行う。社会福祉協議会と駐車スペースの確保やサテライトの設置について検討する。	社会福祉協議会が主体となりボランティアセンター開設運営訓練の実施や、各種団体との人的支援に関する協定を締結している。現在災害ボランティア協力員の協力者数が少なく、ボランティア人材の育成と確保、社会福祉協議会職員の経験不足などが課題である。また、敷島保健福祉センターが福祉避難所及び救護所を兼ねているため、駐車スペースの確保やサテライトの設置が必要となる。	災害ボランティア協力員の増員を目指し、関係機関との連携強化を図り周知啓発を行う。また、駐車スペースの確保やサテライトの設置については、社会福祉協議会と協議を行い検討する。	福祉課(社会福祉 協 議会)
178	災害廃棄物の処理体制の整備	災害廃棄物仮置場の浸水や更なる廃棄物の発生に備え、災害廃棄物処理基本計画の改訂を検討する中で、他の災害廃棄物の仮置き場を選定する。また、災害時の廃棄物の処理体制について両組合と協議し、整備する。	甲斐市災害廃棄物処理基本計画に基づき、一部事務組合、中北林務環境事務所と連携を図り体制を整備している。廃棄物の仮置き場等については、同計画では３箇所選定されているが、更なる廃棄物の発生に備え、他の仮置き場の選定について検討する。また、市内事業者で構成される「甲斐市一般廃棄物協同組合」及び「甲斐市資源物回収協同組合」と、災害時における廃棄物の収集運搬体制について検討する必要がある。	更なる廃棄物の発生に備え、災害廃棄物処理基本計画の改訂時において、他の災害廃棄物の仮置き場として、各自治会の一時避難所等を検討する。また、災害時の廃棄物の処理体制について両組合と協議し整備する。	環 境 森林課

No.	取組名	概要	現状	推進方針	担当課
179	災害時における応急対策業務の協力体制の推進	災害時における市内業者との収集運搬体制を整備する。また、他市町村での廃棄物処理の可否について調査研究をする。	平成 24 年１月に静岡県牧之原市、同年２月に静岡県御前崎市とごみ及びし尿処理のための車両提供及び斡旋に関する協定を締結し、令和 5 年 3 月には、山梨県、市町村、県内の一部事務組合において、県内全体で迅速な災害廃棄物処理を行う、「山梨県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定」を締結した。市内許可事業者（組合等）についても収集運搬等の体制についての整備を検討する。	災害時における市内業者との収集運搬体制の整備を検討する。	環境森林課
180	有形文化財（建造物）の耐震対策の推進	自動火災報知機や消火器等の整備の補助について継続して推進する。	地震や火災等による建造物の倒壊や破損、焼損を防ぐため、耐震・防火対策が重要であるが、耐震調査及び改修費用が高額であり、国・県・市の補助金以外に所有者負担も生じるため進んでいない。	指定文化財、未指定文化財を問わず、国・県へ建造物の耐震対策への補助制度の充実を要望する。また、自動火災報知機や消火器等の整備の補助についても継続して推進する。	生涯学習文化課
181	原子力災害への体制整備	原子力災害に対する地域防災計画への記載を検討する。	地域防災計画では原子力災害対策に関する記載はあるものの、職員体制や初動マニュアルの整備ができていないことから、平時から体制整備を検討しておく必要がある。	原子力災害に対する職員体制や初動マニュアル等の整備など、地域防災計画への記載について検討する。	防災危機管理課

第８章　重点的に進める取組・重要業績指標

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるため、23 のリスクシナリオから、「特に回避すべき最悪の事態」を選定し、重点的に取組を進めていきます。また、取組の進捗状況を計るための「重要業績指標（KPI）」を設定します。

1　特に回避すべき最悪の事態

本市の役割の大きさや想定される被害等の地域特性を踏まえ、23 のリスクシナリオから、10 の「特に回避すべき最悪の事態」を以下のとおり選定しました。

これらの事態を避けるための取組を重点的に進めます。

目標 No.	リスク No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ★は特に回避すべき事態	抽出の理由
1　あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う建築物の倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生★	特に回避すべきである死者の発生に大きく影響するため。
	1-2	洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生★	特に回避すべきである死者の発生に大きく影響するとともに、昨今、豪雨による災害が頻発しており対策が急務のため。
	1-3	大規模な土砂災害、火山噴火、暴風雪・豪雪等による多数の死傷者の発生	
2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	救助・救急活動及び医療機能の不足・麻痺★	特に回避すべきである死者の発生に大きく影響するため。
	2-2	被災地における生命に関わる物資・エネルギーの不足★	特に回避すべきである死者の発生に大きく影響するため。
	2-3	避難生活環境の悪化等による健康・心理状態の悪化★	国、県の計画でも「関連死」が追記されるなど、昨今の災害において問題視されているため。
3　必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の低下等による治安の悪化、社会の混乱	
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下★	行政機能が大幅に低下した場合、本計画の遂行にも重大な影響を及ぼすため。
4　経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の事業継続困難★	当市には多数の事業所や従業者が集積しており、企業活動の停滞は、市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあるため。
	4-2	危険物・有害物質施設の被災による火災・爆発、拡散・流出	

目標 No.	リスク No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ★は特に回避すべき事態	抽出の理由
	4-3	金融・郵便・物流等の機能停止による流通・消費活動の停滞★	当市は、人口規模が大きく、商業・物流サービスが集積しており、これらの機能低下は、市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがあるため。
	4-4	農地・森林の被害による農林業及び地域経済の停滞	
5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響★	4-1、4-3 と同様の理由。
	5-2	情報通信サービスの機能停止による情報収集・伝達の困難★	目標 1、2 にも大きく影響するおそれがあるため。
	5-3	電力供給ネットワークの長期間・大規模な機能停止	
	5-4	都市ガス・石油・LP ガス等の燃料供給機能の長期間停止	
	5-5	上下水道施設の長期間停止	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復興の方向性や地域合意の不足による復興の遅れ・地域の衰退	
	6-2	復旧・復興を支える人材等の不足による復興の遅れ	
	6-3	災害廃棄物の処理の停滞による復興の遅れ	
	6-4	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の確保の遅れによる復興の停滞	
	6-5	文化財・環境的資産の喪失や地域コミュニティの崩壊による地域文化の衰退	
	6-6	風評被害や生産力の回復遅れ等による地域経済への影響	

2　重要業績指標（KPI）

10 の「特に回避すべき最悪の事態」を考慮しつつ、施策の進捗状況を計るための「重要業績指標（KPI）」を以下のとおり設定します。

取組名称	担当課	重要業績指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R13）
木造住宅等の耐震化の推進	建築住宅課	木造住宅の耐震化率	88.3%	92.0%
橋梁の耐震化及び長寿命化	建設課	橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検結果における健全性区分Ⅲ・Ⅳ判定の解消	整備中	整備中
水道施設の耐震化	上下水道工務課	基幹管路等の耐震化率	89.10%	94.80%
公共施設等総合管理計画による施設の管理	建築住宅課	甲斐市営住宅長寿命化計画に基づく修繕及び工事件数	10 件	17 件
公共施設等総合管理計画による施設の管理	都市計画課	公園施設長寿命化計画に基づく健全度調査結果Ｃ・Ｄ判定の建築物の改修・修繕等	随時計画上の優先順位を変更しながら、改修・修繕を実施	随時計画上の優先順位を変更しながら、改修・修繕を実施
公共施設等総合管理計画による施設の管理	教育総務課	学校長寿命化改修工事又は予防的改修工事完了建物数	6 件	10 件
公共施設等総合管理計画による施設の管理	スポーツ振興課	スポーツ施設における改修工事建物数	0 件	1 件
空き家対策の推進	建築住宅課	空家除去件数	35 件	98 件
狭あい道路の拡幅整備	建設課	道路幅員が４ｍ未満の市道の割合	18.72%	18%
地域防災計画の運用による職員防災体制の強化	防災危機管理課	地域防災計画の改訂	改訂済	改訂済（随時見直し）
防災訓練、防災教育等の実施	教育総務課 学校教育課	各学校が定めた計画に基づく避難訓練等の実施回数（小中学校×回数）	95 回	95 回
地域防災を担う人材の育成	防災危機管理課	防災対策研修等参加地区 市民による防災士の体制づくり	75%	75%以上
避難確保計画作成の推進	防災危機管理課	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	90.3%	100%
自主防災組織の結成推進	防災危機管理課	自主防災組織率 地区防災計画策定率	61.7% 30.8%	62.0% 31.0%
個別避難計画の策定	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 防災危機管理課	個別避難計画作成率	3.2%	4.4%

取組名称	担当課	重要業績指標（KPI）	現状値（R7）	目標値（R13）
福祉施設との福祉避難所に関する協定締結の促進	福祉課 障がい者支援課 長寿推進課 子育て支援課 防災危機管理課	福祉避難所の施設数	25 施設	25 施設以上
メガソーラー発電所の適正設置及び維持管理の指導	環境森林課	庁内体制（巡視・情報共有等）の整備	整備(関係課による月２回の巡視)	整備(関係課による月２回の巡視)
ICT 部門業務継続計画（BCP）に基づくシステム機能維持の推進	総務課	ICT-BCP（業務継続計画）の策定状況	随時、見直しを実施し、実効性のある計画を維持	随時、見直しを実施し、実効性のある計画を維持
農業振興地域整備計画の策定・推進	農政課	農業振興地域整備計画の改訂	改訂済	R10 改訂予定

甲斐市国土強靭化地域計画　　令和９年３月発行

【発行】甲斐市
〒400-0192　山梨県甲斐市篠原 2610 番地
TEL　055-276-2111
ウェブサイト　http://www.city.kai.yamanashi.jp/
【編集】防災危機管理監　防災危機管理課　防災減災係
〒400-0192　山梨県甲斐市篠原 2610 番地